

平成29年第3回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成29年第3回伊仙町議会定例会会期日程表

平成29年9月12日開会～9月22日閉会 会期11日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
9	12	火	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告(議長の動静) (2) 行政報告(町長) ○承認 1件(提案理由説明～質疑～討論～採決) ○報告 2件(報告～質疑で終結) ○議案 8件 34号～41号(提案理由説明～質疑～討論～採決) ○認定 7件 1号～7号(提案理由説明～決算審査特別委員会設置～付託)	
〃	13	水	本会議	○一般質問(美山議員、美島議員、岡林議員 3名) ※全員協議会(現地調査場所検討)	
〃	14	木	特別委員会	○平成28年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(現地調査)	
〃	15	金	特別委員会	○平成28年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(室内審査)	
〃	16	⊕	休 会		
〃	17	⊕	休 会	各中学校体育大会	
〃	18	⊕	休 会		
〃	19	火	特別委員会	○平成28年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会(室内審査)	
〃	20	水	休 会		
〃	21	木	休 会		

9	22	金	本会議	<p>○追加議案（提案理由説明～質疑～討論～採決）</p> <p>○決算審査特別委員会審査報告（報告～質疑～討論～起立採決）</p> <p>○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文・経建・生環委員会）</p> <p>○閉会</p>	
---	----	---	-----	---	--

平成29年第3回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成29年9月12日

平成29年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年9月12日（火曜日） 午後1時05分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

○日程第4 承認第11号 平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第5 報告第3号 平成28年度健全化判断比率（報告～質疑で終結）

○日程第6 報告第4号 平成28年度資金不足比率（報告～質疑で終結）

○日程第7 議案第34号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第8 議案第35号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第9 議案第36号 伊仙町農業支援センターの設置及び管理に関する条例の制定（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第10 議案第37号 平成28年度伊仙町上水道事業会計の利益処分（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 議案第38号 平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 議案第39号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第40号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第14 議案第41号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第15 認定第1号 平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

○日程第16 認定第2号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

○日程第17 認定第3号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決

算審査特別委員会へ付託)

- 日程第18 認定第4号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第19 認定第5号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第20 認定第6号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第21 認定第7号 平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
10番	樺山一君	11番	永岡良一君
12番	伊藤一弘君	13番	琉理人君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

9番 明石秀雄君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 元原克也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	稲隆仁君
総務課長	池田俊博君	未来創生課長	久保等君
税務課長	名古健二君	町民生活課長	水本斉君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	仲武美君	耕地課長補佐	屋島啓孝君
きゅらまち観光課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	樺山明博君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	伊藤勝徳君	ほーらい館長	中熊俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田重博君	総務課長補佐	寶永英樹君

△開 会（開議） 午後 1時05分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成29年第3回伊仙町定例会を開会いたします。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、牧 徳久君、上木千恵造君、予備署名議員を美山 保君、永田 誠君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月12日から9月22日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日9月12日から9月22日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元にお配りしております日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（琉 理人君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成29年第2回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方にお手元にお配りしてあります。

したがって、主な項目についてだけご報告をいたします。

6月は16件。6月18日、関東伊仙町会総会懇親会が東京品川区立総合区民会館にて、関東在住の大勢の郷土会の会員出席で盛大に開催されました。郷里伊仙町を思い、関東の地で活躍されている皆様方から、島の地方創生の取り組みについてかなり関心があり、副町長や未来創生課長から説明があり、懇親会では会員個々の意見が聞けて、有意義な会でありました。

次に、7月は14件。7月24日、天城町防災センターにおいて、国境離島を考える会の講演会があり、有人国境離島法について説明がありました。会場は、最近の国際情勢、テロや北朝鮮問題の関

心により、多くの島民が聞き入っていました。

この法律は、平成28年4月に議員立法によって、有人国境離島地域の保全及び特定離島地域に関する特別措置法が成立しました。

この法律は、我が国の領海、排他的経済水域などを適切に管理する必要上、国が特別措置を講じて、我が国の領海等を保全などに寄与する目的であり、国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のために必要な施策を策定し、また実施する責務を有する。国は、基本方針を定めて、平成29年4月1日より平成39年3月31日までと定めるものであるとされております。

私たち島民が、この島に安心して住める、住むことが国土を守ることになり、これからの私たちのまちづくり、島づくりには大きく影響することであり、よく考えていきたいことでありました。

次に、8月、9月には16件。うち、特に8月1日に、奄美市において奄美群島さとうきび価格対策協議会が開催されました。平成28年度は、奄美群島サトウキビ増産計画に基づき増産対策に取り組み、単収向上や生産コスト低減化の推進をし、甘味資源の再生可能な生産者交付金単価の確保、生産振興対策の継続などを国に対して要請、要望活動をし、平成28年、29年は、生産回復に向けて、サトウキビ増産基金事業を活用し、土づくりやメイチュウの共同防除を推進した結果、生産状況については、収穫面積が7,616haで、奄美全体で47万7,637t、単収6,272kg、10a当たり、ともに前年度比126%と大幅な増産となりました。原料価格はt当たり5,813円、平均糖度が14.3度と、交付金と原料価格を合わせた農家手取り額はt当たり643円高の2万2,859円となりました。サトウキビ生産額は108億2,000万円と、10年ぶりに100億円を突破いたしました。

会議は、平成28年度事業報告並びに収支決算と、また、29年度事業計画並びに収支予算書の決定についてを議題とし、全会一致で可決成立をいたしました。

その他で、各委員から質疑がなかったので、伊仙町から提案をさせていただきますということで、今回の活動として、規約に基づいて価格に関する協議、要請、陳情等を行うことを目的とするならば、農家手取り価格の見直しが必要だということを提言させていただきました。

内容につきましては、今現在、農家の所得は、労働収入の労働の部分が、ハーベスタ事業等により、そのハーベスタ事業に農家所得の一部がかかるということで、実際に農家の価格においては、今までよりも低くなっているのが現状ではないかということで、この活動内容としては見直す必要があるのではないかという提言で、提案といたしましては、この農水省へ一括して要求している活動を、例えばハーベスタ事業においては、この国土を守るという観点から、国交省に要求、請求をするという考えはどうかという形で意見を述べ、このことにつきましては、また来年度に向けて、今年そういう協議をするということで終わりました。

こういった会議を含め、議長の主な項目は、動静については、これで報告を終わります。

次に、伊仙町監査委員より、平成29年8月分までの月例出納検査の結果、事務事業については、おおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備いたしておりますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（大久保明君）

6月議会以降の主な行政報告、お手元に配付している中で、幾つか詳細に報告をしていきたいと思えます。

6月29日に、JACの第34期株主総会が鹿児島空港内で行われまして、役員が大幅に代わりました。そして、JACの新しい会社の使命として地域貢献ということがうたわれました。

ここには提示してありませんけれども、7月3日に、大阪郷友会で頑張られました、伊仙町榮譽町民である郷野健一郎氏の告別式に急遽参加をしてきました。

7月4日は、今、インターネットでヤフー、この1回の視聴者数が1億人を超すとされているヤフーニュース特集の中で、伊仙町の長寿・子宝が取材を受け、全国的にいろんなこれを見た方からの報告が出ております。

7月6日は、奄美群島農業農村整備事業の推進協議会の会長といたしまして中央要請活動を行い、今後の奄振予算の農業農村整備事業だけでなく、農業の内容についても多々中央要請を行ってまいりました。

7月11日に、国民健康保険団体連合会の理事会がございまして、この中で、伊仙町と天城町が国保料金が最も低いと、1人当たり4万1,000円から4万8,000円という形で、県下で最も健全な経営をしているというふうな報告がございました。これは奄美新聞のほうにも取り上げられております。

ほーらい館の運営に関しましては、多々議論がある中で、その効果が如実にあらわれているのではないかというふうに考えております。

7月12日には、日本水土総研という会社の会長が来島いたしまして、子宝の町の視察を行いました。

7月12日に、日本マルコの新社長が来島いたしまして、今まで副社長でありました横浜の副社長が今回社長になりました。今後、日本マルコの方針といたしまして、新卒の高校生ではなくて、高専、そして工業大学を中心とした出身者の方々を中心に募集をしていきたいということと、新しく会社の営業効果を報告ありまして、このボーイング社、エアバス社のトイレの、今ほとんど接触しないでトイレのいろんな対応ができるシステムを、ボーイング社、エアバス社に今受注が出てきたということでありまして、MR Jがなかなか飛行しない中で、営業で新しい分野を開拓し、その基点を徳之島にやっていきたいという報告がございました。

7月13日は、県の県住宅対策課の室長が来島いたしまして、また同時に、この日は地方自治促進懇談会、これは、町村会と県の幹部が年1回の意見交換会と交流会やっている中で、新しい三反園知事は、鹿児島県の基本的な方針として、子育て支援を徹底して推進していくと。もう一つが、高齢者が元気で暮らせる県土をやっていきたいということでありました。交流会の中で、伊仙町の取り組みに対しまして、県全体としても同じ方向でいきたいという挨拶がございました。

そして、その中で、伊仙町から、県議会の中で伊仙町の青年たちが県営住宅を強力に要請した中で、県営住宅を鹿児島県が今後推進していくのは財政的に厳しいということで、空き家対策を伊仙町から推進していくというふうな報告がございました。

7月19日には、鹿児島県港湾協会の総会に参加いたしまして、面縄港の将来的な徳之島の基幹港としての潜在的な力を今後生かしていくという話を、最近はこの会のたびに要望をしております。

同時に、これは、森山先生と鈴木宗男先生が来島したときに、前泊港を急遽視察いたしまして、約70mの護岸の欠損に関しまして、県の担当の方と話を、平成31年度までにこの改修をしていきたいというふうなお答えをいただいたところでございます。

鹿児島県議会が「あなたのそばで県議会」という形で、今回、徳之島に来島いたしまして、その中で代表の方が町のほうに表敬訪問をしていただきました。

7月30日には、ほーらい祭りが面縄港で例年どおり盛会に開催されました。海よりの風が強かったため、最後の花火の後、ぼや騒動が起きるといふふうな事故も発生をして、これはすぐに対応をしております。

7月31日に、ほーらい館の運営委員会がございまして、4月から実験的に水泳クラブを独立してやっています。その中で、会員も徐々にふえ、順調な経過を示しているという報告がありました。

8月7日に、徳之島地区森林組合の理事会がございまして、伊仙町のほうから3人の欠員がございましたので、これは死亡2人という形の中で、新しく伊仙町のほうから理事を選任いたしたところであります。

8月21日に、ジェイエアの社長が来島いたしました。ジェイエアはJALの子会社で、JACよりも規模の大きい、関西を中心とした子会社でありますけれども、ここが10月以降、段階的にQ400からエンブラエルという、ブラジルの会社が建設しております78人乗りのジェット機を、段階的に4便まで増やしていくということで報告がございました。

8月23日には、自然保護課長が来島いたしまして、世界自然遺産に向かって、徳之島の野猫対策、そしてクロウサギの保全についての重要性を力説していかれました。

8月27日には、徳之島民謡大会が盛会に開催されまして、町長、文化協会会長、教育長は、島口で話さないということで、3分間、島口で挨拶をしました。

これには書いてありませんけれども、8月31日に、アパマンショップの社長様と北九州市の企画課の部長を含めて4名の方が来島いたしまして、これは日帰りでございます。伊仙町の子室に対しまして、このアパマンショップという会社は、日本で最大規模の、政府がバックアップしている婚活の会社でありまして、毎年2,000人の会員を募り、そのうち200組、約400人が成立しているという、大変これからの地方創生の中で有望視されている会社であります。

この会社と今後、伊仙町と連携をとって、これからは企業が地方創生に取り組んでいく時代をつくり上げていこうという志を持った会社と町が、今後協力体制でやっていくことが大変期待されて

おります。

それから、この日、県の土木部の生活排水対策室室長が来まして、伊仙町の浄化槽の普及率が非常に低いという形で、市町村管理型に移行していただきたいというふうな話がございます、移行すると、今よりもかなりスピード、件数が倍増していきます。その一方、今度、町の持ち出しが多いというふうな状況になりますけども、市町村管理型へ移行していくことが伊仙町の進むべき道ではないかと思っております。

9月11日、きのうですけども、これは急遽、鹿児島県の医療研修制度が、国が変わったため、鹿児島県は広い、南北600km、離島、そしてまた僻地がある中で、医師の配置等に対する初めての協議会がございます、町村会の代表として私は急遽行きて、鹿児島県と各自治体、そして医師会と鹿児島大学などが、このような場で、鹿児島県全体の医療をどのような形で向上させていくかという話の中で、離島の現状、そして徳之島3カ町がやっている産婦人科の普及や補填の問題、全国離島医療サミットなどの結果を報告いたしまして、県全体を私たちがしっかりと問題提起して引っ張っていこうというふうに期待をされている状況でございます。

以上、報告をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（琉 理人君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 承認第11号 平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認

○議長（琉 理人君）

日程第4 承認第11号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成29年第3回伊仙町議会定例会に提案いたしました承認第11号について、提案理由の説明いたします。

承認第11号は、平成29年度の伊仙町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法179条第1項の規定により、平成29年6月26日に専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、承認第11号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。第1条、既定の歳入歳出予算の総額59億2,150万6,000円に歳入歳出それぞれ151万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を59億2,301万7,000円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず歳入。14款県支出金、補正前の額6億912万8,000円に海区漁業調整委員会委員選挙委託金151万1,000円を増額し、6億1,063万9,000円とし、歳入合計59億2,150万6,000円に151万1,000円を増額し、59億2,301万7,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。予算書は4ページでございます。

2款総務費、補正前の額8億2,415万8,000円に海区漁業調整委員会委員選挙費151万1,000円を増額し、8億2,566万9,000円とし、歳出合計59億2,150万6,000円に151万1,000円を増額し、59億2,301万7,000円とするものであります。

この予算につきましては、海区漁業調整委員会委員の補欠選挙が執行される可能性が示され、早急に予算措置をする必要が生じました。そのため、平成29年6月26日に専決処分とさせていただきましたことをご理解いただきたいと思います。

以上、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）について補足説明をいたしました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

承認第11号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成29年度一般会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

この海区の選挙は何月何日でしたか。

○選挙管理委員会書記長（鎌田重博君）

お答えします。

選挙が7月12日の予定ということでした。これ一応無投票になりました。

○議長（琉 理人君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第11号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第11号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、承認第11号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認は承認されました。

△ 日程第5 報告第3号 平成28年度健全化判断比率

△ 日程第6 報告第4号 平成28年度資金不足比率

○議長（琉 理人君）

日程第5 報告第3号、平成28年度健全化判断比率、日程第6 報告第4号、平成28年度資金不足比率の2件を一括して議題とします。

提案者の報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第3号及び報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全化判断比率、公営企業会計の資金の不足比率を監査委員の意見に付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率につきましては、実質公債比率11.2%、将来負担率101.4%と、いずれも改善をしております。

公営企業会計における資金不足比率については、簡易水道特別会計、上水道特別会計ともに資金不足比率がなかったことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、報告第3号、平成28年度伊仙町健全化判断比率について補足説明をいたします。

平成28年度歳入歳出決算における主要施策の成果説明書の4ページで説明いたしたいと思っております。お聞きいただければと思っております。

まず、4ページをお聞きください。

4ページの左側のほうには、会計として一般会計、ほーらい館の特別会計、あと、特別会計として国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者の特別会計です。

ほーらい館関係におきましては、一般会計等に準ずる会計ということで、一般会計のほうの中に入るということでもあります。ご覧のように、赤字がないということで、実質収支が黒字であるということで、横棒で示してございます。

続きまして、5ページをお開きください。

5ページには実質公債比率の状況を示してございます。上の段の①から⑩に関してでございますが、①は平成28年度の元利償還金の額。そして、2つ飛ばして④において、これは公営企業において、伊仙町においては水道事業に要する地方債の償還金の額であります。⑤においては、一部事務組合等の起こした地方債、伊仙町においては徳之島愛ランド広域連合の地方債の償還金の合算した額でございます。

この①④⑤の合算した、この3つの合算した金額から、次に示される⑧、これは、伊仙町でこれから入ってくるであろうというか、平成28年度に入りました金額、これが4,100万。そして、⑨には、普通交付税に算定される事業費補正により算定された金額でございます。そして、⑩、これは過疎債と災害復旧費等ということで、普通交付税に算定された公債費の額です。そして、11には、密度補正等により算定された金額で、これも普通交付税に算定されております。

この①④⑤から⑧⑨⑩⑪を差し引いた金額を、その下の段、12、13、14でございしますが、これは、12が標準税収入額、普通交付税の算定で使用した数値、そして13、普通交付税の額でございます。それと、臨時財政対策債発行可能額、これを合算した額から、さらに上の普通交付税に算定されている額、⑨⑩⑪を差し引いた額で除したものが実質公債費比率となり、本年度決算において、過去3年を平均した数値が11.2ということになり、これが実質公債費比率ということでございます。

次に、6ページをお開きください。

6ページには将来負担比率の状況を示してございます。将来負担額として、伊仙町の地方債の現在高80億2,700万2,000円、それと債務負担行為の額8億9,056万1,000円、そして公営企業の繰り出し9億2,497万8,000円、その合計額155億1,327万円であります。

そして、真ん中の段、それに充当可能な額として、基金の額12億1,634万5,000円、家賃収入等の特定財源7億6,857万2,000円、交付税で算定される基準財政需要額算入見込み額55億1,143万3,000円の合計74億9,635万円を差し引きした金額が30億5,497万7,000円となります。この金額を伊仙町の標準財政規模と、先ほどの実質公債比率でも説明いたしました上段の⑨⑩⑪の額を差し引いた金額で除して、割ったものが将来負担比率ということになります。この数字が101.4ということで、平成28年度の将来負担比率は101.4という結果となりました。

あと、平成28年度の歳入歳出決算意見書11ページをお開きください。

監査委員の意見において、早期健全化基準、財政再生基準より下回っており、昨年度より改善され努力の結果が見られるが、後年度以降の社会情勢を勘案し、将来負担率が増加しないように、今後とも健全なる財政計画を推進していただきたいというご指摘もあり、将来に不安を払拭するためにも努力を惜しまず、健全な財政運営をしていきたいと思っております。

続きまして、報告第4号、平成28年度資金不足比率について補足説明をいたします。

先ほどの成果説明書4ページでございます。

4ページの右側の欄には上水道事業会計、これは法適用の企業でございます。その下の欄、簡易

水道事業会計、これは法非適という会計でございます。この中においても、資金不足の額は黒字であり、実際において資金不足が生じていないということでもあります。

さらに、監査の意見書26ページをお開きください。最終ページでございます。

26ページにおいても、平成28年度の資金不足比率の件について、監査委員のほうから結びのほうで指摘がありますように、今後予定される老朽施設の更新と原価に基づいた水道料金の改正や未収金の徴収に努力し、今後も引き続き公営企業の事業目的に沿った企業運営に努めていきたいと思っております。

以上、補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（琉 理人君）

報告第3号、報告第4号について、一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第3号、報告第4号の2件について終結します。

△ 日程第7 議案第34号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第7 議案第34号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第34号は、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例を改正いたしたく提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○農委事務局長（樺山明博君）

伊仙町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

別表第1中の中の農業委員長の語句が農業委員会会長の改正、基本給の4万2,000円、農業委員長
の4万2,000円を4万1,000円に改正する。農業委員の基本給3万8,000円を3万7,000円に改正に改
め、同表の100に、農地利用最適化推進委員の基本給3万円を改める。

主な内容につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴う改正するものでありますので、
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第34号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行い

ます。

○14番（美島盛秀君）

議案第34号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

第4条の3、農業委員会会長及び農業委員会全員、農地利用最適化推進委員の能率給は、前号の決定にかかわらず、毎年3月末において支給するという事に鑑みて、別表1の基本給4万1,000に能率給2万円以内で、町長が別に定める額で支給するという事だと思っておりますが、この能率というのは、町長が何を見て能率と判断するのかお尋ねをいたします。

○農委事務局長（樺山明博君）

お答えいたします。

今回、伊仙町報酬及び費用弁償に関する条例を上程させていただきましたが、農業委員会の改正に伴い、農地利用最適化交付金事業というものが、今年度より新たに導入されることということでございます。その中で、2項目ほど交付金の内容があります。

一点目は、活動実績に応じた交付金。これは、農業委員、推進委員の皆様が、毎月農地を、第30条、いわゆる農地の調査、あと集落座談会等に参加された場合とか、そういったものに対する報酬でございます。

もう一点は、成果実績に応じた交付金というものがございます。これに関しましては、実績、要するに担い手への農地の集積、遊休農地等の発生防止を解消した場合に交付されるという交付金でございます。

今回、能率給と上げさせていただきましたのは、活動実績に応じた交付金、いわゆる農業委員の14名、推進委員の6名、この人数に月6,000円掛ける12カ月分となっております。どうぞよろしくお願いたします。

○14番（美島盛秀君）

この能率給について、活動に応じて支給するという事と、集積事業ですか、あるいはまた実績に応じて、この3点で評価ですかね、評価と言ってよろしいですかね。この能率に応じて2万円以内で支給するという事で、例えば月1回の定例委員会あたりに出たら、1日6,000円の、この基本給以外に月6,000円の回数を掛けたのを能率給として支給するという事ですか。

○農委事務局長（樺山明博君）

これは、農業委員さん、推進委員さんの活動に差が出てくる場合がありますので、それぞれ金額としては変わってくると思います。

○14番（美島盛秀君）

金額によって違うということですが、基本給プラスこの2万円以内ということで、この2万円以内というのは、1年間のその活動費、能率給が2万円以内ということにすると、12カ月で、1カ月の12カ月で割って、それを平均してやると4万5,6,000円ですか、月に平均すると。なると

思うんですけど、そういう考え方でよろしいですか。

○農委事務局長（樺山明博君）

そのとおりでございます。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第34号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第34号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第35号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第8 議案第35号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第35号は、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例を平成28年度決算に伴い基金の額を改正するものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（元田健視君）

議案第35号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について補足説明いたし

ます。

条例中、第2条第1項中の金額1億1,815万3,000円を1億1,004万4,000円に改めるものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第35号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第35号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

1億1,815万3,000円から1億1,004万4,000円の差額が810万9,000円になりますけども、この減の理由を説明をお願いします。

○経済課長（元田健視君）

800万減の理由ですが、国庫基金返納に伴う減になります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

よろしいです。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第35号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第35号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第36号 伊仙町農業支援センターの設置及び管理に関する条例の制定

○議長（琉 理人君）

日程第9 議案第36号、伊仙町農業支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第36号は、伊仙町農業支援センターの設置及び管理に関する条例制定であります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（元田健視君）

議案第36号、伊仙町農業支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について補足説明をいたします。

本議案は、伊仙町農業支援センター青緑の里の設置及び管理に関し必要な事項を定め、伊仙町の農業振興に資することを目的に、地方自治法244条2第1項の規定に基づき必要な事項を定めるものでございます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第36号、伊仙町農業支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。

○10番（樺山 一君）

議案第36号、伊仙町農業支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。

第3条、農業支援センターに所長及び必要な職員を置くことができると書いてありますが、実際に職員が常駐していますか。

○経済課長（元田健視君）

農業支援センターの職員、今2名がおりますが、今のところ支援センター内には常駐はしておりません。今、経済課内のほうで事務を行っております。

以上です。

○10番（樺山 一君）

農業支援センターの所長、そういう肩書きの職員はいらっしゃらないということですか。

○経済課長（元田健視君）

所長という形で募集をしたところ、募集のほうに公募は1件あったんですが、1件の方が募集条項に合わないということで、今のところはありません。

以上です。

○10番（樺山 一君）

所長もいないし、実際に農業支援センターの運営ができていない状態じゃないかということで、ぜひ応募を待つんじゃなくて、こちらから出かけてお願いをして、是非所長、そして農業の技術者を育成していけるような技術者を探してほしいと思います。

以上です。

○経済課長（元田健視君）

おっしゃるとおり、早急に人員を募集というか、当たっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

ただいまの第3条に関連しますけども、今の所長とか、職員、まだいないと。経済課の職員が2名配置されているということで、募集要項にそぐわないということですけども、その募集要項の内容を説明してもらえないですか。

○経済課長（元田健視君）

募集要項、今手元にございませんで、後ほど提出したいと思います。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

その募集要項にそぐわなくて応募者がいなかったということなんですけども、その募集要項を見直したりして再度やりましたか。

○経済課長（元田健視君）

募集が7月末締め切りということでやったんですが、それでできなかったということで、今まだやっておりません。ただ、一応県のほうにとか、そういった経験者のほうに当たってはおります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

募集要項にそぐわないと。普通は、こういうところの所長とか、あるいは職員は経験の豊富な方だと思うのですけれども、そういう人たちに合わせた募集要項をつくらないと、恐らく応募してくれる人はいないだろうと私は思うんですけども、それはそれで、今後努力していただきたいと思います。

それと、その6条の4、高付加価値農業、6次産業化などと書いてありますけども、これ以前にも、私は何回かこういうの言いましたけども、特産品製造販売工場、ここでこの6次産業化へのいろんな加工製品取り組みをするということでありましたけども、今、その6次産業化への取り組み、これどういうふうにご考えておりますか。

○経済課長（元田健視君）

高付加価値農業ということで、今やっているところはJGAPの取得によって、高付加価値のある農業という形で取り組んでいるところです。あと、6次産業化に関しては、特産品加工工場の今スィーツ化を目指して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

この6条関係で1から6項目ありますけれども、こういうような技術を持った人、指導能力のある人、こういう人を募集して、職員、例えば所長とか、あるいは職員を置くということになれば、それ相当の識者を置かなければいけないと私は思うんですけども、そういう人たちを募集するに当たっては、もっともっと調査研究等も必要だと思んですけども、その見込みは立つと思いますか。町長、どういう努力をされているのかをお願いします。

○町長（大久保明君）

この件に関しましては、2年ほど前から県の現役の方々、OBの方々とは話をしております。いろいろ依頼した中で、島の関係の方々でありますけれども、まだ話を進めた結果は出ておりませんので、今後ともそういう、本当に精通した方を招聘しなければいけないということで、この前の公募の方では難しいんじゃないかという判断でございました。

天城町の方は、農業普及センターの所長を経験して、そのOBでありますけれども、その方にも伊仙町でもというふうなお願いをしていますけれども、ただ、天城町が雇用しているわけですので、その辺、連携してとっていけないかという話などは進めております。

○14番（美島盛秀君）

まだそういう所長や職員も置いていない中で、これを、管理に関する条例を決めるわけなんですけども、期限を切って、なるべく早目に、いつごろまでしっかりやらないと、これ地方創生事業予算が入っているわけですから、あと1年、2年で締め切られます。そういうような予算等をしっかりと執行できるように努力をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○2番（岡林剛也君）

今の質問に関連するんですけども、その地方創生予算で月25万円の10月から3月までの給料で150万円組んであったと思うんですけども、10月からもし雇えない場合とかは、それはどうなりますか。

○経済課長（元田健視君）

今、月25万円の人件費を組んでいるわけですが、一応これが募集がないという場合には、この分に関しては返納か、あとは項目を変えてまた使用するという形になると思います。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

これそのときもお願いしたんですけども、ただ予算を消化するためだけに慌てて、能力もない人を雇うんじゃないかと心配していましたが、今回、今の町長の答弁を聞きますと、そういうことはないということで少しは安心しましたけども、もし予算を使い切らなかった場合、それはまた来年以降の人件費に充てるとかというのも地方創生予算では可能なんではないでしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

このまま今年度中に決まらなかった場合には、来年度の予算に反映できるかっていえば、ちょっと無理があるかなという感じはしますけど、来年までに、今町長やら、経済課長が話したように、県の経験者なりをお願いして人選が決まるようであれば、来年度も継続できる見込みがありますので、地方創生の事業の中でも計上していけるものだろうと考えております。

○2番（岡林剛也君）

この農業支援センターは確かにすばらしいものですので、そう焦らずに、繰り越せるものは繰り越してやる努力をしていってほしいと思います。

それと、これにはちょっと載っていないんですけども、そのまた農業支援センターで大型トラクターかなんかを備品で購入するという予算もありましたよね。

○経済課長（元田健視君）

備品という形で、農業機器という形で購入する予定はあります。まだどれだけの割引等が必要かというのはまだ出ておりませんので、これからの選定のほうになると思います。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

そのトラクターというのは一番メインの機械、土壌分析機器となると思うんですが、土壌分析機器はそう持って帰る人とかいないと思うんですけども、トラクターとかは、みんな貸してくれとか、いろいろ多分出てくると思います。そういうのに関する規則とかもちゃんと、これには載っていないんですけども、行く行くはちゃんとつくるつもりですか。

○経済課長（元田健視君）

基本、貸し出し等を行わない予定はしております。農業支援センター内で行う研修生と、あと職員等で一応使う予定にしておりますので、今のところは条例とか、そういうのは今のところは考えておりません。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

あとちょっと心配なのが、大型トラクターですけども、あれって意外とみんな知らない方が多いんですけども、大型特殊の免許がないとたしか乗れないと思うんですよね。それ知らないで結構乗って、無免許状態で乗っている人がいるので、そういうこともちゃんと考慮して管理をよろしくお

願いたいと思います。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第36号、伊仙町農業支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号、伊仙町農業支援センターの設置及び管理に関する条例の制定を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号、伊仙町農業支援センターの設置及び管理に関する条例の制定は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第37号 平成28年度伊仙町上水道事業会計の利益処分

○議長（琉 理人君）

日程第10 議案第37号、平成28年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第37号は、平成28年度伊仙町上水道事業会計の利益を平成28年度決算に伴い処分するものがあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

議案第37号、平成28年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について補足説明をいたします。

この剰余金につきましては、地方公営法第32条第2項の規定により、平成28年度伊仙町上水道事業会計未処分利益剰余金9億1,031万6,355円のうち1,480万2,115円を利益積立金に積み立てるもの

といたします。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第37号、平成28年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第37号、平成28年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について質疑をいたします。

10ページの表の繰越利益剰余金ということで8億9,551万4,240円、この処置を、今基金のほうに積み立てるということでありますけども、この基金を今後どのような事業に予定しているのかお尋ねいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

積立金に関しましては、1,480万円ほど積み立てるわけですが、これに対しましては、本年度以降、この事業に関して損益が出た場合には、補填等や、いろんな有効利用する予定でございます。の積立金でございます。

○14番（美島盛秀君）

それと、剰余金分の8億9,000、この全体剰余金をどう今後するのか聞いたつもりなんですけども、今後の計画。

○水道課長（喜 昭也君）

この8億ちょっとのお金につきましては、昨年度、会計制度の見直しによりまして、固定資産等の整理を行ったところ算出された金額であり、実際にお金が存在するというものではなく、数字的な金額でございまして、ということでございます。

○14番（美島盛秀君）

説明が理解できないんですけども、この剰余金とした、出たお金を、今後どう使う予定ですかということですけど。

○水道課長（喜 昭也君）

この8億円のお金というのは、実際には存在しないといいたまいますか、数字的なものでございまして、固定資産の見直しを行ったところ、固定資産の増加というか、その金額でございまして、今後利用するには、今、今年も利益が出たわけですが、1,400万円ほど、これを利益積立金に積み立てておくことによって、いろんな利用ができるということでございます。この1,400万円に対してはいろんな利用ができるということでございます。

○14番（美島盛秀君）

理解しにくいんですけども、積立金の基金の1,480万2,115円、これについて、積立基金で今後利用するということは理解できますけれども、そこで、この前から東部のポンプとか、いろんな工事がありますけれども、それとこの事業は関係しているわけですよね。この前の工事している浄水場。面縄の水道工事。

○水道課長（喜 昭也君）

この剰余金に対しましては、今までの資産的なものでございますので、関係するといえれば関係します。今までずっと引き続きの水道工事、パイプとか、いろんな資産関係のものでございますので、関係することはあります。

○14番（美島盛秀君）

決算のほうで現地調査も、水源地の調査も入っているわけなんですけれども、聞いてみますと、そのポンプが始動しない、稼働しないとか、始動しないとかいうような話を聞いているものですから、順調にいつているかなということで尋ねたわけなんですけれども。現地調査等して、また決算で出てきますのでよろしくお願いします。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第37号、平成28年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、平成28年度伊仙町上水道事業会計の利益処分を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号、平成28年度伊仙町上水道事業会計の利益処分は原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第38号 平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

△ 日程第12 議案第39号 平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△ 日程第13 議案第40号 平成29年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）

△ 日程第14 議案第41号 平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（琉 理人君）

日程第11 議案第38号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）、日程第12 議案第39号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第13 議案第40号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第14 議案第41号、平成29年度伊仙町後期高齢

者医療特別会計補正予算（第1号）の4件を一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第38号から議案第41号までの提案理由の説明いたします。

議案第38号は、平成29年度伊仙町一般会計、議案第39号は、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第40号は、平成29年度伊仙町介護保険特別会計、議案第41号は、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、議案第38号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額59億2,301万7,000円に歳入歳出それぞれ1億972万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を60億3,274万円とするものであります。

予算書4ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず歳についてご説明いたします。

13款国庫支出金、補正前の額7億6,753万円に、環境衛生補助金の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金777万6,000円を増額し、7億7,530万6,000円とするものであります。

14款県支出金、補正前の額6億1,063万9,000円に1,537万5,000円を増額し、6億2,601万4,000円とするものであります。主なものとして、県補助金で、ひとり親家庭乳幼児等の医療費助成、サトウキビ増産強化対策事業、ハザードマップ作成業務、里山林総合対策事業、また、県委託金で、県営畑総事業第2面縄地区事業執行に伴う遺跡発掘調査等によるものであります。

15款財産収入、補正前の額1,358万5,000円に、日本エアコンピューター株式会社からの株主配当金の増額分287万8,000円を増額し、1,646万3,000円とするものであります。

16款寄附金、補正前の額1,800万1,000円に、きばらでえ伊仙応援寄附金937万3,000円を増額し、2,737万4,000円とするものであります。

17款繰入金、補正前の額1億4,530万2,000円に、きばらでえ伊仙応援基金より1,217万5,000円を増額し、1億5,747万7,000円とするものであります。

18款繰越金、補正前の額1,000円に3,799万3,000円を増額し、3,799万4,000円とするものであります。

19款諸収入、補正前の額5,368万2,000円に2,415万3,000円を増額し、7,783万5,000円とするもの

であります。主なものとして、畜産基盤再編総合整備事業個人負担金、徳之島愛ランド広域連合負担金精算返納金等によるものであります。

歳入合計59億2,301万7,000円に1億972万3,000円を増額し、60億3,274万円とするものであります。次に、歳出についてご説明いたします。予算書は5ページでございます。

2款総務費、補正前の額8億2,566万9,000円に3,001万3,000円を増額し、8億5,568万2,000円とするものであります。主なものとして、総務一般管理費において、公会計制度導入指導助言業務委託、きばらでえ伊仙応援基金事業、監査委員室クーラー取り付け等によるものであります。

3款民生費、補正前の額14億8,580万9,000円に204万2,000円を増額し、14億8,785万1,000円とするものであります。主なものとして、社会福祉費において、障害者福祉計画策定委託料の減、児童福祉において、ひとり親乳幼児の医療費助成事業の増等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額5億4,177万円に997万9,000円を増額し、5億5,174万9,000円とするものであります。主なものとして、徳之島3町猫対策協議会負担金、二酸化炭素排出抑制対策の計画策定委託料などによるものであります。

5款農林水産業費、補正前の額7億4,905万9,000円に3,806万1,000円を増額し、7億8,712万円とするものであります。主なものとして、サトウキビ増産強化対策事業、畜産基盤再編総合整備事業、畜産資材導入補助、ハザードマップ作成業務、特定地域振興生産基盤整備事業、松くい虫被害木の伐倒駆除委託等の増、青年就農給付金の減等によるものであります。

7款土木費、補正前の額6億8,191万3,000円に1,286万5,000円を増額し、6億9,477万8,000円とするものであります。主なものとして、過疎対策道路整備事業、道路維持管理補修費の増等によるものであります。

9款教育費、補正前の額3億8,988万9,000円に1,676万3,000円を増額し、4億665万2,000円とするものであります。主なものとして、学校等にAEDの設置費を計上、幼稚園代替教諭の賃金、畑総事業等に伴う遺跡発掘事業費などによるものであります。

歳出合計59億2,301万7,000円に1億972万3,000円を増額し、60億3,274万円とするものであります。

以上、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたしました。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（琉理人君）

議案第38号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第38号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第38号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第39号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第39号、平成29年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

議員の皆さん、質疑なしとか、ありとか、はっきりとお答えください。

次に、議案第40号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第40号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号、平成29年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号について補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

議案第41号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明を行います。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億9,128万円に歳入歳出それぞれ308万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億9,436万6,000円とするものであります。

3ページ、歳入について、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

3款繰入金として、補正前の額1億5,075万1,000円に14万7,000円を増額し、1億5,089万8,000円とするものであり、主なものとして、一般会計繰入金を療養給付費繰入金として12万9,000円増額するものであります。

4款繰越金、補正前の額50万1,000円に前年度繰越金として190万6,000円、前年度徴収保険料繰越金として27万3,000円を増額し、268万円とするものであります。

5款諸収入4項受託収入として、補正前の額133万8,000円に76万円を増額し、209万8,000円とするものであり、補正前の額1億9,128万円に308万6,000円を増額し、歳入合計を1億9,436万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、6ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金として、実績に基づいての過年度分療養給付費負担金として203万5,000円を増額、被保険者保険料、前年度徴収分として27万3,000円を増額するものであります。

また、3款保険事業費1項健康保持増進事業費としまして、これまで健康診査事業のみを行って
おりましたが、新たに後期高齢者の健康保持増進と医療費の適正化を図るため、2目要医療者等訪
問指導事業費として39万8,000円を、3目重複・頻回訪問指導事業費としまして10万円を、4款長寿
健康増進事業費としまして、広域連合から10割の受託事業として取り組みを始めるものであります。

以上、補正予算補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第41号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行
います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第41号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行
います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決し
ます。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号、平成29年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 認定第1号 平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第16 認定第2号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第17 認定第3号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第18 認定第4号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第19 認定第5号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳
出決算

△ 日程第20 認定第6号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算

△ 日程第21 認定第7号 平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（琉 理人君）

日程第15 認定第1号、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第16 認定第2号、平成

28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第17 認定第3号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第18 認定第4号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第19 認定第5号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第20 認定第6号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、日程第21 認定第7号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の7件を一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

認定第1号から認定第7号までは、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を作成しましたので、監査委員の意見を付して議会の承認を付するものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、提案理由のあった7件については、後ほど決算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑を行います。

代表質問者、牧 徳久君。

○3番（牧 徳久君）

一般会計の決算書の歳入の15ページをお願いします。

款15、財産収入の目2、利子及び配当金の調定額と収入済み額が686万704円ですが、平成27年度決算においては485万1,668円でありまして、200万9,036円増額しておりますが、理由をお伺いいたします。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えいたします。

増額の大きな要因といたしましては、日本エアコミュニーター株式会社の株主配当金でございます。平成27年度において462万6,880円、平成28年度においては675万6,480円となっており、この差が212万9,600円ということで、この差が大きくなっていることが大きな要因でございます。

また、ちなみに平成29年度においても、当初予算で計上額が450万円で、今回、4号補正で287万8,000円を補正いたしました。合計で、日本エアコミュニーターの配当金が737万8,000円となっております。

以上です。

○議長（琉 理人君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第15 認定第1号、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第21 認定第7号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、日程第15 認定第1号、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第21 認定第7号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時05分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に福留達也君、副委員長に伊藤一弘君が互選されましたので、ご報告申し上げます。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は9月13日午前10時から開きます。

議事日程は一般質問であります。

お疲れさまでございました。

散会 午後 3時10分

平成29年第3回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成29年9月13日

平成29年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年9月13日（水曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（美山 保議員、美島盛秀議員、岡林剛也議員）3名

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
10番	樺山一君	11番	永岡良一君
12番	伊藤一弘君	13番	琉理人君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

9番 明石秀雄君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 元原克也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	稲隆仁君
総務課長	池田俊博君	未来創生課長	久保等君
税務課長	名古健二君	町民生活課長	水本斉君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	仲武美君	地籍調査室長	重村浩次君
きゅらまち観光課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	樺山明博君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	伊藤勝徳君	ほーらい館長	中熊俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田重博君	総務課長補佐	佐寶永英樹君

平成29年 第3回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	美山 保 (議席番号5)	1. 各学校の施設整備について	夏場や冬場の子供たちの学力向上を図る為には、各教室が快適な教育環境で勉強が出来るように、教育委員会が冷暖房設置について考えるべきではないか。鹿児島県本土では、すべての学校で冷暖房が設置されていると聞かれますが、我が伊仙町でも、率先して子供たちの教育環境を整える事はできないか問う。	教 育 長
2	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 大久保町政16年の検証と政治姿勢について	①大久保町長の4期16年の多くの実績を認めた上で、大久保町長が平成13年9月に立候補表明された時の「初志」は、どのような決意であったか改めて問う。 ②「信無くば立たず」、政治家にとって、特にトップリーダーとなる人は、信頼関係が無くなれば、もうどうすることもできないと考えるが、現在、町長は町民との信頼関係はあると考えているのか問う。	町 長
		2. 町長選挙について	10月22日執行予定の町長選挙に、去年の9月議会において大久保町長は、死ぬ思いで頑張ります。と、5期目を目指して表明しています。 1年間の政治活動の中での選挙運動と受けとめられるが、法に則って、正しい常識ある政治活動であったのか問う。	町 長
		3. 各家庭に配布されたチラシについて	大久保あきらの実績と5期目の政策については、これを見る限りでは評価できます。本当に内容のあった16年間の実績なのか改めて問う。	町 長
3	岡林 剛也 (議席番号2)	1. 平成29年9月17日実施予定の職員採用試験について	今年度の出願者数は何名で、採用予定者数は何名か。また、受験資格の年齢上限を上げた理由を問う。①一次試験の結果発表はいつか。②二次試験の実施はいつか。③二次試験の結果発表はいつか。④採用の日程、人数はどうなっているのか。	町 長
		2. 平成29年10月22日執行予定の町長選挙について	①5回目の多選を目指している大久保町長であるが、一般的に多選の弊害としていわれているのが、「意志決定の独善化」、「側近政治の横行」、「職員の士気低下」、「議会との癒着」、「利益団体との癒着」であるが、伊仙町においてはどうか、町長の見解を伺う。	町 長

3	岡林 剛也 (議席番号2)		②公務員の選挙運動は法律で制限されているが、伊仙町においては町長以下、役場職員までも堂々と選挙運動を行っている様に思われるが町長の見解を伺う。	町長
---	------------------	--	---	----

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、美山 保君の一般質問を許します。

○5番（美山 保君）

おはようございます。5番、美山 保です。

9月議会一般質問の通告どおり、第3回定例会において、町民の声として一般質問を行います。答弁者の明快なる答弁を期待します。

各学校の施設整備について。

夏場・冬場の子供たちの学力向上を図るためには、各教室が快適な教育環境で勉強ができるように、教育委員会が冷暖房施設の設置について考えるべきではないか。鹿児島本土では、全ての学校で冷暖房が設置されていると聞かれますが、我が伊仙町でも率先して子供たちの教育環境を整えることはできないか、伺います。

2回目からは自席にて質問いたします。

○教育長（直章一郎君）

美山議員の質問にお答えします。

教育委員会といたしましても、児童生徒の健康管理や学習環境を整える手段として、天井型扇風機を各小中学校に設置してあります。美山議員の質問の冷房設備につきましては、良好な環境整備とともに、熱中症対策等の有効な方法ということは、十分認識しています。

しかしながら、全ての学校の教室にエアコンを設置した場合、設置にかかわる多額の費用のみならず、電気代とか、あるいは保守・維持コストについても大きな課題となっております。今後、エアコンなど児童生徒の良好な環境を整える件に関しては、町の財政状況などを勘案しながら検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○5番（美山 保君）

2回目の質問をいたします。

今、教育長先生から答えがありましたけども、我が面縄中学校では70周年記念事業の計画をしていますが、その卒業生の中には冷暖房施設は寄贈したいという声があります。学校に設置して差し支えないかと、そういう要望があります。どのように対応すればいいのか。

そしてまた、今、教育長先生がお話した、一気に各学校に設置した場合、お金が要るということであれば、やっぱり中学校・小学校計画的に、一気に入れるというのはちょっと難しいだろうけど

も、中学校を入れて、そして小学校を入れて、そういうことで計画的に入れたらどうかと、そういう思いをします。

そして、今、面縄中学校では、冷暖房施設を寄贈するという方がいらっしゃいます。その方の気持ちを汲んで、やっぱりちゃんと設置できるように、子供たちの学力向上に尽くしてもらいたいと、そのように考えます。そうすれば、教育委員会としてもどのように本当に計画すればいいのか、ちゃんと対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（直章一郎君）

今の質問にお答えをしたいと思います。

生徒が快適な教育環境の中で勉学に励んでいきたいと、そういう思いをもって、強い思いで、創立70周年記念事業を機会に各教室にクーラーを設置したいと、寄贈したいと、そういう申し出があったんじゃないだろうか、そういう思いをしているところです。先ほどの答弁で検討しますという、そういう答弁をしましたけれども、もし、各学校にクーラーを設置すると、そういうことになれば、教育委員会としまして、例えば今回の面縄中みたいに卒業生のそうしたクーラーの寄贈とか、そういうことを考えた場合、その卒業生の母校愛とか、あるいは後輩に対する思いやりの心と言いますか、そういった生徒に大変大きな示唆を与える大変よい機会になると思いますので、大変ありがたいことであると、自分もそう思っています。

そういうことで、今後、設置された場合は、その生徒にいろいろな機会において、卒業生のそういった善意というか、そういうものをまた子供たちに教えたりしていきたいと、このように考えております。

○5番（美山 保君）

3回目の質問をいたします。

今、電気代とかそういう設備とか、いろいろお金がかかるというお話をされていますけれども、今、私の考えでは、一応、電気代としては月2万円かかると。そうした場合、11校ありますと。11校あって22万円、一応、かかりますけれども、夏場7、9、10の3カ月で年間66万円、そして冬場1、2、3で66万円、冬夏あわせて132万円かかります。子供たちが勉強する環境がよくなりますので、町内の小中学校の学力向上が間違いなくよくなると、そのように思っておりますので、冷暖房設置をぜひお願いしたいと思います。

教育委員会のほうでも各学校に対応するというのは、早急にはできないかもしれませんが、計画的に中学校3校、そして小学校、そういう段階で計画を立てて実施すればそんなにお金かかるものじゃないと、そのように思います。子供たちの学力向上を考えて、教育委員会はちゃんとやっていただきたいと、そういう要望をしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

美山議員のご質問にお答えいたします。

今、議員のほうから電気代のお話が出たんですけれども、教育委員会の所管しております小中学

校及び幼稚園も、料金が大体どんなに違うのかなということで5月と8月の料金を比べてみました。5月ですとクーラーをそれほど使っていないのかなという思いがありましたので、ちなみに5月で77小中幼稚園も入れまして14校、11校3園、したら77万円余り。8月が105万円ということで、大体28万ほど差があります。これに、もし各教室につけるとなると、多分、1台当たり1万円から1万5,000円ぐらいは電気代が上がるのではないのかなという、それを考えますと、教室数で考えると、先ほど美山議員がお答えになりました金額以上の金額がやはりかかるようになるのではないかなということでございますので、やはり財政が許すのであれば、そこら辺も可能ですけれども、今後、学力向上、子供たちの健康管理も含めて、ちょっと財務のほうとも打ち合わせしながらやっていかないといけないのではないかなと思っております。

○5番（美山 保君）

確かにお金がかかると思います。ですけども、やっぱり子供たちの学力向上には本当に必要じゃないかなと、そういうことで総務課の財務と、そしてまた協議をして、きちっと計画的に設置できるようにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○総務課長（池田俊博君）

財務のほうとして、預かる身としては、これからも学校建設とかいろんな施設改修、そういうところもまた入ってくる予定になっております。しかし、教育環境の整備、学力向上のためにこれが資することになるとすれば、やっていかなければならない施策だとは思いますが。また、教育委員会のほうでも電気代とかいろんな試算を行って、また冷房関係を入れる検証・計画等を立てていって、しっかりとした計画を立てていって、また財務のほうと10年計画、そこら辺考えながらやっていければと思っています。そこら辺ですので、またこれから、今年度は多分、もう過ぎたということで、またこれから後年度までこういう計画を教育委員会と一緒に立てていきたいと思っています。

○5番（美山 保君）

財務のほうで一応、計画を立てていくということでございますので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、面縄中学校の今は卒業生が一応、冷暖房を寄贈するというのを私たち実行委員としては受けていますけども、それを教育委員会が電気代とか維持管理を認めなければ、それを私たちはぜひ設置してほしいと言うことはできませんので、その点、教育委員会のほうで電気代維持管理に対応するというをはっきりと進言していただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○教育長（直章一郎君）

教育委員会としても、さっき申したように、総合的に判断しまして、今後、進めていきたいと思っていますので、ご理解をお願いします。

○5番（美山 保君）

是非そのように頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。
終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、美山 保君の一般質問を終了します。

次に、美島盛秀君の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀君）

おはようございます。14番、美島盛秀でございます。平成29年度第3回定例会におきまして、一般質問の許可が下りましたので質問をいたします。

十年一昔と言いますけれども、16年間のことでございますので、記憶をたどりながら町長の明快な答弁がいただけることを期待いたしております。よろしく願いいたします。

また、私たち議会は町民の、町長の政策立案や提案事項上の予算執行における町内の経済状況や、町民のために公平・公正・平等性を持って計画され、執行しているのかどうか、厳しくチェックをしながら、これを批判していくことが求められております、責務であります。10月22日執行予定の町長選挙は、将来の伊仙町の建設するための大切な選挙であると受けとめております。今回の一般質問に当たり、みずからも21年間の議員生活を振り返り、反省の上に立って、大久保町長の4期16年の政治姿勢を問うものであります。批判なくして発展はありません。私は町民の代表として、是々非々の立場で責任を果たしてまいります。

それでは、通告順に従いまして質問を行います。

まず、大久保町政16年の検証と政治姿勢についてということでございます。

大久保町長の4期16年の多くの実績を私も認めております。その上で、大久保町長が平成13年9月に出馬されたときの所信はどのような決意であったか、改めて聞きたいと思っております。

次に、信なくば立たず。政治家にとって、特にトップリーダーになる人は信頼関係が無くなれば、もうどうすることもできないと、私は考えております。現在、町長は町民との信頼関係はあると考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

大きな2番目、町長選挙についてでございます。10月22日執行予定の町長選挙に、去年の9月議会、1年前でありますけれども、大久保町長は、死ぬ思いで頑張りますと、5期目を目指して表明をいたしております。この間、1年間の政治活動の中での選挙運動と受けとめられますが、法にのっとって正しい、常識ある政治活動を行ったとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな3番目、各家庭に配布されてるチラシでございますけれども、8月の17、8日だったと思っておりますけれども、大久保明の実績と5期目の政策について。これを見る限りでは、町民の皆さんも、また私も、評価をいたします。本当にあの実績が内容のあった16年間の実績だったのか、改めてお尋ねをいたします。

2回目からは自席で質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

16年前の初志、どのような決心であったかということでございますけれども、私はこの伊仙町が

激しい政争の町というふうに内外から言われておりました。それを私ができるのであれば、全力で取り組んでいきたいと、そして思っておりました。その多くを伊仙町は、私は今、その当時よりは伊仙町はかなり町内外から評価される町になってきたとは思っております。ですから、このような政争の激しい町を是正していくという思いが一番強かったと思っております。

2番目の、信なくば立たずというのは、これは論語の孔子の言葉だそうです。信頼があるか、ないかというのは、町民が私を4期当選させていただいたということは、信頼している人のほうが、特に3期目、4期目におきましては3,600、3,000前後の方が信頼をしていたというふうにも考えたと思っています。

今回、伊仙町民が私を信頼するのであれば、するか、しないかの選挙でもあると思います。私自身は、今、伊仙町が社会的人口増加を5年のうち3回も達成しているということとか、各小学校が5年前より子供が増えてきたとか、そういうことなど、子宝日本一の町になったとかいうことは、町外からはかなり評価をされております。そのためにいろんな報道関係の方々がこの町の政治・町政に注目していると確信しております。そのことを町民がどう思うかどうかは、また町民が判断することになるわけであります。

2番目の、町長選挙については、選挙運動は告示から投票日までが選挙運動でございますので、私が町内を回っているいろんな方々の意見を聞いていくということは、これは政治の基本であります。いろんな政治の本の中にも調べましたら、地盤培養行為という、この行為は日ごろから町民の声を聞いて回るということになっておりますので、これは常識の範囲内の私の行動だとは考えております。

3番目の、このチラシに関しましては、2週間ほど前、全町民に配布をいたしました。あの中に書いていることが全てではございません。うまくいかなかった事業ももちろんあります。そして、この厳しい財政状況から、今、伊仙町の財政は健全化に向かっております。これからもさまざまな課題があります。その課題の最大のものは、やはり人口を減らさないということと、もう1つは税收の問題でございます。この税の健全な徴収というものを、少なくとも他の自治体に負けないぐらいの形で徴収をしていくと、その受益と負担ということに関しまして、伊仙町、私はこの16年間の間、いろんな政策をしましたがけれども、それがまだまだ効果は出ておりません。

先ほど美山議員の質問に少し補足しようと思いましたがけれども、これから子供たちが、この島にいっぱい帰ってくるかどうかなど、費用対効果を考えてきた場合、先ほど教育長も総務課長も答弁したとおり、この政策はこれから全国どこの自治体でも必要な政策ではないかということでありませう。私たちだけがこのようにクーラーの中で議会を開いたり仕事をしてると。最も大事な子供たちが汗を流しながら、寒さに耐えながら、教育をしっかりと推進していくことは本当にできるのか考えてみた場合、これは明らかでありますので、そういった政策も進めていきたいとは思っております。

1回目の答弁といたします。

○14番（美島盛秀君）

2回目の質問をいたします。

1番目の、16年前の決意でありますけれども、私、ちょっと資料を持っておりまして、平成13年の9月10日に、町長はある月刊誌と、編集長とインタビューをしております。このことについてお尋ねをしますけれども、まず、町民全体の夢につなげる政策が何一つ見当たらず、やる気が欠如している。それから、職員採用に多額の献金ややりとりがあるとのうわさが町民に不快感を与えている。3つ目に、目に余る特定業者との癒着関係。この3つを、なぜこういうふうなことがはびこるのかということを決意して、これをなくさなければならないという決意から、伊仙町にはびこる権力の腐敗構造を一掃しなければならない。全国最下位と言われる所得の低迷から抜け出していないと、こういうことを言って、出馬表明をしております。これが私は所信の気持ちだったと思いますけれども、町長には16年前を思い出して、この所信を私は聞きたかったわけでありまして。

そこで、お尋ねいたしますけれども、町民全体の、この夢につなげる政策が何一つ見当たらない。やる気がない。これは、平成7年3月に、きばらでえ伊仙、伊仙町長期振興計画が策定されております。このもとに立って、やはり行政でのしっかりと計画策定してやってきている。私も平成7年度に議会に出ましたので、このことは十分掌握しながら議会活動をしているつもりであります。この伊仙町のことも何も知らないでやって、伊仙町をやる気がないとか、欠如しているとか、こういうことを言う、立候補した、私は町長の責任を問いたい。

次に、職員採用に多額の現金のやり取りがある。これが町民に不快感を与えている。平成21年度、町長の3期目の選挙戦だったと思います。その1年後ぐらいだったと思いますけれども、県警本部が捜査をした。恐らく14、5人だったと思いますけれども、私は何人かの人に聞きました。そういうあたり、また町長はこのことについて反省をしてないのではないか、決意を、所信を忘れていないのかなという思いをいたしますので、お尋ねをしてみたいと思います。

次に、目に余る特定業者との癒着関係。政治の世界、あるいはいろいろありましたけれども、平成3年度のいろんな選挙構図が糸を引いて、こういう関係があったかもしれません。しかし、大久保町長は3期目のときに、政争の町から政策のまちづくりという大きな目標を目指して頑張ってきたと私は思いますし、当時は私も大久保町長に協力をさせたこともございます。この3点について、今、言っていたことについて、町長、何かありましたら答弁をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

私がある記者との意見交換が述べられております。そのことは私も記憶にございます。この選挙戦の中で、激しい表現とか、そういうことに関しましては、今、きばらでえ伊仙に関しまして、私が何一つ実現できていないということを話をしたということに関しましては、そのことは深く、事実であったのであれば、私は反省をしなければいけないと思っております。

総合計画の中で実現、今、その次の総合計画、私自身の中でもやっておりますけれども、実現できることがほとんどでございます。それを網羅していくと。新しいことに挑戦していくということがあま

り計画の中でなかったような気はいたしておりますので、今、美島議員から質問されて、やはり政策というのは、いろいろ町の状況を細かく分析しながら、町民のいろんな意見を聞きながら、そしてこの町みずから自分たちの能力と責任で新しいまちづくりに挑戦していくということがもっともっと必要ではないかと思うし、今、まさにそういう時代に突入してきているんじゃないかと思えます。

職員採用に関して噂があるということは、私はそのことを聞いて、大変怒りを感じまして、あのような発言になりました。あくまでも噂の段階でありますので、答弁はここまでにしときます。

権力の腐敗・癒着というものは、これは権力が集中すれば、そこにはいろんな人たち、いろんな立場の人たち、いろんな団体の方々があります。政治はある意味では権力闘争に尽きると思います。ですから、選挙はいろいろな政策を出して権力を獲得したら、それをどのように行使するかということになったときに、支持してくれた方々を中心に、支持してくれた方々だけの中にもいろんな立場の方々があります。それは、決して建設業者だけじゃなくて、先ほど質問出るかもしれませんが、町職員においても、それからいろんな商工会、いろんな団体においても、利益団体において応援したら、自分たちの意見を通していこうというのは、それはある意味では政治です。それは国だろうと。外国の政治だろうと。いろんなロビー活動して選挙活動した人たちが政権に対して、例えば町では町長に対していろいろ要望をしてくるわけです。そしてそれをほごにした場合には、また次の選挙では堂々と反対するということの繰り返しになるわけです。

しかし、それをいかに支持してくれた方々、支持しなかった方々を含めて説得をしてそうしていけば、皆さん方もよくなるんですよ。伊仙町が人口が増えて、そしていろんな事業がどんどんやってくれば、みんなが豊かになるんだということを説明すると。ある1つの会社だけが豊かになって、他の会社がそうでなければ、これは意味がないわけでありまして、そのようなことなどを考えながら、今、伊仙町を責任者として反省をしながら、そして努力は、これは人間は死ぬまで努力だと思えます。私は去年9月議会で、死ぬ思いでというふうに表現したと思えます。それは、町をよくしていこうという使命感が、使命感というのは命を使うということですから、常にそのぐらいの気持ちで果敢に挑戦していくと。伊仙町議会においてもいろんな質問に関しましては、長い目でこの伊仙町を考えながら、これからも死ぬまで努力をしていきたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

3回目に質問をいたします。

この小さな①、②、これについて町長は、認めた上で自分の認識不足もあったということを釈明をされておりますけれども、私は今の町長、本当に町民からの信頼関係、欠如していると、私は思っています。町長も当時のうわさとか、いろんな認識不足を言われましたけれども、私は今、そう思っておりますので、そのことに関してどういうことがあるか。ある人から応援している、支援している幹部から、私に直接言いました、私たちは議員が14人中10人応援してもらっていると。あなた方は4人だね。そして40業者のうち35業者が私たちを推薦していると、大久保町長を推薦してい

る。そういうふうにして多くの業者や、あるいは議員から応援を受けている町長。その中で、さっき言った、目に余る特定業者との癒着関係ということ、そういうことないということでもありますけども、この業者のその35業者の推薦を、町長は受けておりますか、お尋ねをします。

○町長（大久保明君）

今、選挙の準備をかかっております。事務所のほうに確かに推薦状というのはあるのは見ておりますけれども、その数を私は数えてはおりません。

○14番（美島盛秀君）

業者から推薦を受けているということを確認したわけでありましてけれども、この業者から献金等は受けてないですか、お尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

私は35業者の方から政治献金というものを受けてはおりません。

○14番（美島盛秀君）

わかりました。この1番目については終わります。

次に、2番目の、町長選挙についてお尋ねをいたします。町長の1回目の答弁。

○議長（琉理人君）

1回目の答弁、さっきしましたので。

○14番（美島盛秀君）

10月22日予定の町長選挙でありますけれども、先ほどの信頼関係ともかかわりますけれども、6月議会で町長はこのような答弁をしております。途中からですけれども、私は今回、町内を、先ほど話したように、いろいろな方の意見を聞いてまいりました。そのときに、確かに伊仙町は変わった、あの政争の町からこのように変わった。私の政策を断固反対している方々がいると。いろんな見識、そして私自身の人格すら磨いていかなければ、信頼関係は保てないという、これはあらずじですけれども、こういうような答弁をいたしております。

町長はこういうふうにして、議会での答弁もあやふやな答弁をしていると、私は思っております。そこで、6月議会で私が質問をした内容なんですけれども、業者の指名について、入札について、答弁がありました。恣意的なことがあってはならないということ、私は強く言ったわけなんですけれども、町長は、この恣意的ということ、これを圧力をかけた、権力で圧力をかけたというような答弁でありましたけれども、これは決してそうではなくて、町長は今まで自分勝手なことをしていることを私は申し上げたわけです。今でも私はそう思うんですけども、今回のこの10月22日執行予定の町長選挙においても、私は身勝手な、わがままな、自分勝手な選挙活動をしてる、私はそう思ってます。そのことについてお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

今の質問ですけれども、町長は気ままにわがままに身勝手では、町長という職は絶対に務まらないと思っております。

○14番（美島盛秀君）

それではお尋ねをしますけれども、先ほどとも兼ね合いがありますけれども、町長選挙の常識的な立場で運動したということでありましたけれども、その政治活動の中で町長は、意見を聞いて回することは政治家として当然の基本だということをおっしゃっていました。その中で、私もあるところ行って聞いたら、家のその近くを舗装してあげるから、私に協力してくださいと言った人が2人いました。今でも工事を続行してやっておりますし、既に舗装したところもあります。こういう事実はありますか。

○町長（大久保明君）

今の表現は、私に投票していただいたら道をつくれますということは、決して言っておりませんので、理解していただきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

言ってなかったら言ってなかったでよろしいでしょう。

私は弁護士でも、裁判官でも、警察でもありませんので、あとは司法に任せる以外にないと思っておりますけれども、あともっていずればテープも私、聞かされました。そのテープを聞いてもらうこともあるかと思っております。そこらあたりは町長にもお伝えをしておいておきたいと思っております。

そこらあたりは、町長選挙については以上ですけれども、次に、各家庭に配布されましたチラシについてお尋ねをいたします。

先ほど町長も実績を言われましたけれども、このチラシの中に、また戻ることもありますけれども、政争の激しさという言葉が出ております。そのことについては先ほどちょっと触れましたけれども、平成3年度からのいろんな派閥争い、利権争い、権力争い、そういうものがあつたと。私も反省をしておりますし、町長も先ほど反省はされておりました。そういうことで16年間の実績ということで、政争から政策の町に転換ということを書いてあります。これは、先ほどから言われましたけれども、この一つ一つ上げてありますので、このいくつかをちょっと検証してみたいと思っております。

ほーらい館、それから百菜の件が載っております。このほーらい館は、私も予算には賛成したところでありまして、非常にすばらしい健康増進施設だということをお評価をいたしております。

しかしながら、この百菜を絡めて一緒に交付金事業でやっているわけなんですけれども、当時、あのあたりを試験場跡地整備、そして道路整備、それから住宅整備、恐らくその予算が27、8億円だったと思っております。そして、この百菜なんですけれども、百菜、いまだにきちんとした運営がなされていない。私はずっと議会のたびごとに言ってきました。その百菜なんですけれども、今、どのような現状なのか、お尋ねをいたします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの美島議員の質問にお答えいたします。

百菜の現状なんですけど、ただいま年間売上等、去年で約1億4,000万円近く売り上げております。

そういった中で、経費が少しかさみまして、今、赤字経営という形になっております。これをどう
いうふうに打開しようかということで、今、百菜のほうに経営診断を入れまして、その内容を把握
して、健全な管理に努めているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

私はこの百菜については、議会のたびごとに予算書の中での質疑、そして一般質問等やってきま
した。しかし、町長はひとつも反省をしてない。町長は費用対効果というのは長い目で見なければ
出てこないということを常日ごろ言っていました。今、あそこを10年目ですかね、だと思えます。
10年して結果の出せないようなことを自信たっぷりに私の実績ですと言う町長のそのことが、私は
町民から信頼、あるいは不信感を得ていると思えます。それで、町長、先ほどのことにちょっと答
弁の6月議会のことも言いましたけども、この百菜、これ本当に実績だと思っていますか、お尋ね
いたします。

○町長（大久保明君）

私は間違いなく実績だと思っております。あの場所にあれだけの直売所をつくり、そしてこれが
全国にマンゴー、いろんな6次産業化した加工品を全島の加工品をあそこから最も多く販売してお
るだけでも、ふるさと納税の返礼品などで大変な効果は上げていると思えます。

経営に関しましては、あそこが徳之島交流ひろばほーらい館と一体となって、徳之島の特に観光
バスで初めて来た方々、そして島に赴任してきた方々の交流の場にもなっておりますので、そうい
うことをあらゆる効果を考えてみますと、百菜がなかったとした場合、ほーらい館がなかったとし
た場合のことを考えると、大変な効果を出していると思えますし、多いときは30人近い雇用もあつ
たわけですから、それはそれで雇用を満たしたということにもなりますし、伊仙町がいろんな、ほー
らい館でいろんなイベントをするときの食材を百菜から全部出しているわけでありますので、目に
見えない効果というのを、これはこういうふうにしたらいけませんけれども、交流人口が増えた
ということだけでも、それはかなりの効果は出ているとは考えております。

○14番（美島盛秀君）

確かに町長は実績と思われているでしょう。

しかし、その実績というのは、やはり地域伊仙町の経済効果をもたらす、そして町民、あるいは
公平公正に予算が使われているかどうかということ、冒頭に申し上げました。私はそういうことは
ないと思っておりますので質問しているわけです。

例えば、あそこの百菜を今、ふるさと納税の返礼品とか言いましたけれども、特産品製造販売プ
ロジェクト事業で建てた工場、あそこには6次産業化に向かって加工品をつくるということも言い
ました。そういうのを言って、三重県のもくもくファームと連携をして全国に発送すると、いろん
なことを言って、そして町民を沸かせて、そうするのが町長の手法なんですよ。私は決して、これ
は町長の実績ではないと思っております。

というのは、これは空港で私、ちょっと見かけたんですけど、徳之島町のパンフレットです。伊仙町は今、ふるさと納税、いくらですかね、わずか2,000万ちょっとです。徳之島町に2億円ちょっとあったと思いますけれども今年のこの前の議会で1億8,000万の返礼品を予算計上しているんですよ。そして、こういうパンフレットを置いて、一生懸命努力をしている。それが実績なんですよ。そういうこともやらずに、ただきゅっきゅ便で送っている、マンゴーを送ってくる。あそこに1,000円を送ったら、こんなの二度と送らないでいいと言った人も私にいますよ。そういう町民の声を聞かないで、町長は私がさっき言ったように、身勝手な、わがままなことばかりしているから信頼関係はないと、不信感さえ抱かれるということなんです。それはそれでいいでしょう。

それから、下の、奄美大島信用金庫、徳之島ビジョン、Aコープ、コンビニ、日本マルコ、この奄美大島信用金庫も当時の理事長が私たちの議会に、みずから、向こうから陳情に来たと思いますよ。あるいは徳之島ビジョンでもこれ14億4,000万の予算でした。14億は国からの交付金でしたよ。4,000万だけが町の予算でしたと私、思っています。そういう甘い汁があったから、私は私の実績だと。甘いあめに育てる、それも実績でしょう、そういう事業を誘致したのは。それからAコープ。これもいろいろ問題があります。多くの町民は買い物ができる評価もあったと思います。しかし、これもいろいろ問題が、私はあったと思う。企業誘致の問題、土地さえ無償で貸している。あそこにあったビニールハウス、町有地、5,600万円かけてやったビニールハウスをどこに持って行ったかわからない、そういう無駄遣いがあった。そういうようなことをしながら、私の実績は立派なものだったと言っている。そういうことが信頼を失い、不信感さえ持たれている原因だと私は考えます。

そして、この日本マルコの件について、ちょっとお尋ねをしてみたいと思いますけれども、この日本マルコ、つい最近のことですので、3年ぐらいのことですので、町長も記憶にあると思います。これは、25年9月18日に日本マルコの会社に来て、私たち議会に説明会をしたときの資料です。徳之島伊仙町における事業計画、これはその社長の説明ですよ、伊仙町に会社をつくるということで、合計8億3,500万、これだけの予算がかかると。これをいろんなその工場を建てるとか、あるいは土地を買うとか、購入とか、いろんな従業員のどうのこうの、詳細に説明があります。そして正社員を60名、そしてパート50名、110名募集すると、これ平成25年の資料です。

ところが、1年足らず。私は当初、土地ぐらいは町が提供しなければいけないだろうとは思っていました。1年明けて1月か2月だったと思いますけれども、臨時議会で、設計の予算が出てきた。そのときに私は疑問をしています。何でこういうの、町がやらなければいけないのって言ったら、町長は、公共工事でやりますと言った。そこから、私は疑問を感じたんです。なぜ日本マルコが自分たちで企業誘致をお願いされて、じゃあ自分たちでやりますよと言って、説明会までしているのに、なぜ公共工事でやらなければならなかったのか。そこはその臨時会のたびごとに私は疑問をして、頭を下げてお願いをしているから、断られたら大変だからというような答弁でありました。全く町民のことは考えてない。起債をつけて借金をして、そのお金でこういうのをつくって、まだま

ともな稼働さえしてない。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですけど、6月議会でもしました。

○議長（琉 理人君）

美島議員、2回目からは一問一答ですので、一つ一つ答えをもらいながらいきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

じゃあ、その説明会、予算の、企業誘致の、本社が来て説明会してきて、なぜ公共工事に変わったか、町長。

○町長（大久保明君）

鹿児島県の東京事務所というのがありまして、そこに企業誘致課がございます。その方が、いち早く与論のときのことがあって、今回、伊仙町が日本マルコを誘致するという話を聞いて、鹿児島県と一緒にこの事業を推進したことになって、今の経緯がございます。それから今、確か社長が変わりまして、来週、また島に来ますけれども、日本マルコはきのう、町長のこの間の報告の中でも申し上げたとおり、新しく雇用形態を変えていくということで、当初は高校生を中心に採用していくということで始まりましたけれども、高校生がなかなか島から出て行くため、雇用することができないということで、島外から出身者を中心に雇用したいという方針になっておりました。そして新しく会社が営業して、ボーイング社とかエアバス社とかいろんな電気系統の回路を受注することになったということで、この徳之島工場でそれをやっていきたいとなっておりますので、あの会社は5年から10年で110人規模という長期的な計画を立てておりますので、それに向かって順調に進んでいると今、考えております。

○14番（美島盛秀君）

今、町長のおっしゃったことは建前であって、本音じゃないでしょう。

じゃあ、3回目お尋ねします。この入札において、私、6月議会でも質問しましたけれども、ここに資料があります。これ、町外業者が落札していますよね。このときに、この町外業者にとらせてくれと、ある人物がいろいろ話をして圧力をかけたと、そういう話等があるんです。そういうことは町長、なかったですか。聞いてないですか。

○町長（大久保明君）

私はそのことは聞いておりませんが、議長にちょっと要望したいと思います。

この私の出した実績に関しまして、これは私は堂々と自信を持って書いたのでありますので、これを全て今から2時間の間で質疑応答をするのかどうか、議長の判断を図りたいと思います。

○議長（琉 理人君）

美島議員におきまして、今、質問事項、通告書に従ってさせていただいておりますが、今、このチラシに関しましては、これを一つ一つ、今、町長からありましたが、聞いていくと時間がかかりますので、この先ほど1回目の質疑の中で16年の実績を大まかに言いました。その件に関して質疑

を続けてください。

○14番（美島盛秀君）

いちいち町長が議長にお願いして、こういう神聖な議場で、これ、全国世界の人が聞いているんですよ。何かやましいことがあるから、そういうお願いをするんですよ。何で実績を聞いて、何が悪いんですか。そうじゃないですか。時間は十分あります、あと1時間もありますから。

じゃあ、続けます。

その入札について、6月議会での答弁で副町長が、指名推選は決まっても、決定権は町長があるということを行いました。そしたら、そういうことは、入札時点で入れ替わっていた。そういうことはままあることという答弁でした。今、町内、この前の6月議会の広報が回りまして、もう何人も電話、ありました。町長はしょっちゅう、そんなこと、やっているのかと。ままあるということは、しょっちゅうやっているということです。こちらでもう一遍、そういうことがあったのか、お尋ねいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

私があることでままあるということは言ったことはないんですけど、覚えはないんですけども、議事録にのっても、最初の段階って言ったように、かわることはあると思いますというふうに答弁したつもりでございますけれども、それが誤解を受けて、ままあるということになったかと思えますけれども、あくまでも推選の段階で、その業者の力量・手持ち、いろいろもろもろ換算するとき、当初上げた、委員会の中でも、推選の委員会の中でも入れかわることはあるということでございます。それを最終的にかわることはあると申し上げたつもりでございます。

○14番（美島盛秀君）

もうあなたの認識不足ということです。議事録にもちゃんと残っているんですよ。もう一遍、3月議会か6月議会の議事録、見てください。

そこで、しょっちゅう指名業者が話し合われて決めて替わる。これ、談合じゃないですか。業者間の談合はしてないですか。お尋ねします。

○副町長（稲 隆仁君）

そのようなことは決してありません。

○14番（美島盛秀君）

してない、そりゃそうでしょう。しかし、業者間ではもう伊仙町の仕事は全部、談合の世界だよという人はいっぱいいます。これも、これもまた集まって、はっきりと出てくるだろうと思えますので、これはここで終わります。

次に、農業生産額50億円の達成ということについて、28年度は50億円が達成できました。しかし、今までは50億円ができなかった。たまたま自然環境に守られて、あるいは牛やいろんな値上がりして50億円、達成できた。この平成7年と言いますと、今から22年前のきばらでえ伊仙でも35億円はあるんですよ。しかし、大久保町長がなった後、28億円とか31、2億円で低迷したこともあるんで

す。それは、町長が農業振興に力を入れなかった証拠なんです。私は常に言いました、足元を見直して、この島は農業中心の島だよ。農業政策をもっとしっかりしてくれということをいろんな機会の場で言ったつもりです。そういう中で、ちゃんとありますけれども、町長は50億円が達成ができたと喜びたいと思います、これはお互い喜んでおります。

しかし、今後の、水の利用だとか、こういうのは自然の、国の補助金があつたりしたことであつて、あるいはまた町民が頑張った。その成果であつて、町長の実績とは私は、こういうのを計画するのは実績ですよ。それをやったのは町民ですよ。何で町民の実績を認めないんですかね。どうですか、その違いを、町長の実績と、私は町民が協力したそういう実績があると思うんですけど、その違いをどう認識されているのか、お尋ねします。

○町長（大久保明君）

政治は結果が全てであります。町民が努力をして、私は何も努力をしなかった、たまたま偶然だとかいうことは決してないわけでありますので、町長は全町民と一緒になつて、この町をどうしていかうかということ常を常に議会を通じて話をしていられるわけでありますので、私が自己満足でやっているわけでもないし、この実績というのは結果でありますので、例えば今度、農業政策もして、ダムができて、あらゆる手段を尽くしていけば、50億円は安定してやっていくことは私は可能だと思つておりますので、それを今後、強力で推進していきたいと思つております。

この実績と、今の表現、ちょっと私、納得できなかったもので、再度、町民の実績であつて、町長の実績でないという表現はおかしいと思つますね。

○14番（美島盛秀君）

私は町長の実績を認めないと言つてないですよ。冒頭に、町長の実績を認めますよ。その中で、内容的なことについてはどうですかということ今、聞いています。

まだ町長の答弁内容に戻りますけれども、私の政策に断固反対している方々。その町長の政策に断固反対しているという人たちはどういう人なのか。今の答弁では、私が断固反対しているというような答弁と私は受けとめておりますけれども、その断固反対しているという人たちはどういう人ですか。

○町長（大久保明君）

美島議員が断固反対しているとは思いません。いろいろ人間社会ですから、大久保明が大嫌いだという人はもちろんたくさんおられるわけですから、そういう人がいろいろ言つても、また私を評価している方々も間違いなくいらっしゃると思つますので、断固という言葉はちょっと誤解を与えたような気がいたしますので、政策に賛成する方々、政策には賛同できない方々がいらっしゃるとうふう理解していただきたいと思つます。

○14番（美島盛秀君）

今、町長は反省をしているということと言つましたけど、だから私は言つている。さっきも言つたでしょう。恣意的な言葉もわからないで、わがまま勝手なことをしているんじゃないのと。人に

言われてからそういう反省するようなことをする、町長は失格ですよ。そう思いませんか。それは、このあたりで終わります。

次に、いろいろたくさんありますけれども、4番目の、地方創生のトップランナーと言っております。確かに官邸に行ったり、東京中央に行って、いろいろやっているのはトップランナーでしょう。また8つのその地方創生予算に選ばれて、離島版で頑張っている町長、私もよく頑張っているなという気持ちはあります。

しかし、後の、その予算を獲得した後の問題なんです。これ、説明を、資料をいただいたものなんですけど、大まかに言いますので。平成28年、1年目、そして32年の5年目でこの計画は終わるわけなんですけれども、この交付対象事業額が7億7,101万1,000円総額が出ています。そして、これに、この計画に対する事業を実際に行った場合のコスト、これが私が合計してみますと38億5,505万5,000円になります。これは私が計算したので間違っているかもしれませんが、そのことについてちょっとお尋ねをいたします。

平成28年の1年目から2年目にかけて、既に交付税が活用されております。事業名が、離島版CRCの推進による地方創生予算、交付税額が4,974万2,000円、それから単独事業、伊仙町生涯活躍の町推進による地方創生事業交付額が7,486万2,000円、これ、間違いないですか。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

ちょっと今、じかに資料を持ってないので明確な数字は出せないんですが、28年度の計画の段階で7億7,000万円という計画を上げたんですが、この地方創生事業の推進交付金っていう形の中で、当初5カ年の計画を出したものの、3年間の計画が5年間に見合わなく、3年間の計画に見直してくれということで、総務省からありまして、地方創生事業の推進交付金実際にできるのは30年、来年度までということになっております。

○14番（美島盛秀君）

そうすると、これは5年の、今、言われた交付税額は5年の計画ではなくて3年の計画だというふうに受けとめていいですか。

○未来創生課長（久保 等君）

5年間実施する計画の金額であります。

○14番（美島盛秀君）

せっかくこういう予算をいただいているのに、これ半額以上、半分以上、コンサル委託料ですよ、そうじゃないですか、私はそう思っているんですけども。伊仙町にはそういう計画する人材、そういうのが私はいないから、コンサル料もそこに委託していると思うんですけど。16年もして、そういう計画をするような人を育てなかった。そういう責任も私は町長にあると思うんですけど、そういう人材育成について町長はどうお考えか、やってきたつもりなのか、やらなかったのか、お尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

このような地方創生事業に対しまして、国から信頼を得て、そしてさまざまな事業に着手するか。結果として、今、喜念浜へのサテライトオフィス、大手の会社が島に事務所を置くとかいうことも実現できたし、学習支援センターもこれからやっていきます。農業研修センターも全てその事業でありますので、そのようなことを県内においても郡内においても、そういう申請書、そして地方創生の上乗せ交付金を獲得するときの要望書とか、あらゆることを、例えば私はまだ記憶にありますのは、なくさみ館の事業を県と激しい攻防のときに、県からものすごい……。

○14番（美島盛秀君）

余計なこと、言わなくていいですから。このことだけについて答弁して下さい。

○町長（大久保明君）

私は人材育成の話をしているんです。だから、そういうふうにして若い職員が見事に頑張って要望書を書いていくとか、これも事業獲得できただけでも大変なことでありますので、そのいくらかが有効に立っていないから人材が育っていないというのは、話は違うと思います。

○14番（美島盛秀君）

例えば、この予算、今、計画をして実施をする。そして予算の半額がこれから交付税として出る。あとの半額は地元負担でやるということなんですけども、この予算が計画をしてずっと継続をして農業者のために、あるいは学習支援センター、あるいは他の健康増進のために予算、消化していく。その計画が実施できなかった場合に、この受けた交付金は返納しなければならないのかどうか、そこあたりわかっていたら答弁お願いします。

○議長（琉 理人君）

美島議員に。今の質問は、いつの資料の部分かをはっきりと。

○副町長（稲 隆仁君）

事業計画は、5カ年なり3カ年なり、計画を立てた段階で、予算がそこにあるものではありません。事業を計画してつくり直して精査をし、そしてどんどん、どんどんして、その年度年度で申請して補助金を受けるわけでありますので、その予算がありきではありませんので、そのこのところをご理解いただきたいと思います。申請をして改めて補助金をつけてもらうという計画でございますので、そこにもう計画をしたから、それだけの7億のお金があるというわけじゃなくて、だから年度年度で変わる、年度年度で修正をしていくということですので、返納とかいうことじゃなくて。

○14番（美島盛秀君）

ちょっと質問を変えますけれども、私が言っているのは、今まで受けた合計金額4,974万2,000円と7,986万2,000円。この計画して、これも計画実施、実行できなかった場合、返納をしなければならないのかが1点。それからこの5年計画でやったときに、全体額が38億5,500万ということなんですけども、こういう計画をするに当たっては、やはり地元が計画をしなければならないと思いますけども、そのときに、例えば申請をして、予算を交渉する。その予算が実行できなかった場合には

どうするんですかということです。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、質問資料については、学習支援センターを設立ということの計画がありましたので載っておりますが、去年の段階で企業版ふるさと納税を利用し支援センターをという計画でありました。しかし、去年の企業版ふるさと納税の実績が120万。今年が今、300万であります。この企業のふるさと納税をもっと多くするために、今、いろんな取り組みをしている中ではあります、実際のところ、今までの寄附金がそれほど集まってないということで、支援センターの設立に向けたコンサル料とか設計料とか、そういうものは今回、ちょっと省いてあります。

ですから、実績の上がるものを今、中心として農業支援センターであったり、それから生涯活躍の町という関連のところの事業を地方創生事業で行っているところであります。

○14番（美島盛秀君）

6月議会の補正で、その学習支援センター、それから農業支援センターの予算が減額になりました。その理由、再度お尋ねします。

○未来創生課長（久保 等君）

先ほど副町長からもあったんですが、その地方創生事業の推進交付金事業は、3年間の計画は立ててるんですけど、毎回、毎年度、また実施する事業について申請をしていく事業でありまして、その中で当初予算、12月の段階では総額1億7,000万円程度の計画をして申請したところではありましたが、実際に交付決定になったのが7,500万円程度だったと思います。

○14番（美島盛秀君）

そういう予算、自分で計画したのに、だったと思います、予想じゃいかんでしょう。はっきりといくらだったと答弁しないと。

そこで、6月議会の始まる前に、この地方創生予算についての町の説明会がありました。私もほーらい館で聞きました。東部・中部・西部で説明会をやったということなんですけれども、その説明会で私も聞いて、聞いてる人たちはいい計画だなと思ったと思いますよ。しかし、今の話を聞いていると、企業版ふるさと納税をするという。まだ1,000万も集まっていない。その事業を4億5,000万する総合支援センターやろうとする。これ、何年かかりますかね。町長10月いっぱいしか任期がないんですよ。こういう計画をして、果たして私はあまりにもそういう計画、無謀じゃないか。計画は計画としていいと思います。しかし、その予算がカットされた。その理由、なぜカットされたと思いますか。その予算が6月議会に出てきたから、私はその説明会が終わった後でその予算書を見ました。そしたらカットされてる。これ、事業ができるのかなと思ったし心配をしたんですけども、そのカットされた理由をお願いします。

ちょっと休憩して。

○議長（琉 理人君）

美島議員。このチラシについてで範囲を超え過ぎると。

○14番（美島盛秀君）

ちゃんと実績として載っているから、その実績については。

○議長（琉 理人君）

ですから、質問事項の範囲をあまり超え過ぎると。

○14番（美島盛秀君）

だから休憩して、ちょっと資料を見せてもらう。

○議長（琉 理人君）

それから、先ほど美島議員には注意したい発言がありますので。美島議員もご承知のとおり、この議員必携の中に、議会の品位を落とす発言ということで、みだらな発言、暴言などの、住民を代表してふさわしくない発言、議会の品位を落とし、議会の権威を失墜することにもなりかねません。また、発言中、議長の注意に対して応酬をするようなことは、厳に慎まなければなりません。

○14番（美島盛秀君）

そんなことはわかっている。それも理解している。だから休憩して調べさせなさいって言うんだよ。

○議長（琉 理人君）

今、言っていることを聞いてください。単なる風評に基づく発言も同様であります。以上のような発言は、場合によれば取り消しを命じることもあり、さらに次第によっては懲罰の対象にもなりますということ。

○14番（美島盛秀君）

どうぞ。そりゃ、いいよ。休憩して。時間の無駄。

○議長（琉 理人君）

先ほどの業者の献金の問題も、風評の正すだけでありますので、この発言は議事録から削除します。これは発言の取り消し、議長の権威による取り消しがありますので、この部分は取り消しをいたします。

○14番（美島盛秀君）

いいですよ。

○議長（琉 理人君）

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時09分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○未来創生課長（久保 等君）

先ほどの美島議員の質問にお答えします。

なぜ地方創生事業の推進交付金事業が減額になったのかという質問でありましたが、この推進交付金事業には2タイプありまして、先駆タイプと横展開タイプっていうのがあります。当初、約1億7,300万円の事業予算で申請したものは、先駆タイプというタイプで申請したところであります。

しかし、国の総務省の選定委員会の中で、先駆タイプではなく横展開タイプの事業内容であるため、事業費が減額されたっていう経緯であります。その中に幼稚園施設の支援事業というものも盛り込まれていましたが、それは文科省にもう既にある事業なので、この事業申請にはそぐわないという事業選定委員会の中の意見もあったことにより、横展開タイプということになり、事業が7,500万円で採択になったということです。

○14番（美島盛秀君）

総務省からの指導があったと、その計画にそぐわない事業だというふうに受けとめられますけれども、やはりこういう事業を計画するに当たって、私は先ほどそういう人材が少ないんじゃないかということを行ったわけですけども、その16年間の実績の中で、やはりこういう事業とかに計画していかなければいけない。それは町長のトップとしての指導能力・人材育成という観点からすれば、私は全くなし得てなかったんじゃないかということをお願いしたいと思います。この地方創生事業についてはこれからもあと32年まであるわけですので、きちんと全町民に、公平で公正で平等にできるように、そして無駄のないような、伊仙町にとって経済効果の波及効果があるような、そういう計画を持って今後もしっかりと真剣に取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

これはこれで次に入りますけれども、その下に、各小学校に住宅を建設する。これは私は高く評価をしたいと思います。おかげさまで阿権にも住宅ができて、4組の家族が引っ越して集落が活気づいております。また、集落を上げて歓迎をしているところであります。本当にありがとうございました。

そこで、その下に、小規模校の多目的改築と環境整備ということがありまして、先ほどクーラーのこともありまして、ここにもクーラー化とかいうことが載っております。その小規模校の馬根、鹿浦、阿権、喜念。糸木名小はまだ新しいと思いますけど、4校はもう本当に、いつ天井が落ちたりしてもおかしくないような本当に危険の増している校舎でありまして、いつ見ても危ないなど、子供たちが怪我などしないかなという心配を、私も自分の校区の小学校を見て思っております。

そういうような学校をこれから建築していくわけなんですけれども、やはり財政計画がなければ私はできないと思っております。その財政計画がきちんとできているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えします。

財政計画のほうは、平成27年、鹿児島県の市町村課の方から指導等が来まして、その時点におい

ては策定をさせていただきます。あと、またこれが5年間計画でやっておりますので、また5年間たったらその都度に見直していきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

財政的にも厳しい状況でありますので、その計画に沿って早急な対策が必要と思われま

す。それに関連して、ちょっとおかしな話など、町民の声を聞いておりますので、ちょっとお尋ねをしますけれども、今までにやった小学校、中学校、この入札、あるいは落札に関して非常に驚くべき話を聞いておりますし、先ほどもちょっと触れました肉声のテープも聞かされました。もう本当に私、残念でなりません。そういうようなこと等が今後ないようにしていただきたいということで、ちょっとお尋ねをしますけれども、ある学校で、先ほど建設協会から推薦を受けていると言いました。ところが献金は受けていないということでもありますので、それはそれで認めましょう。認めたいと思います。

ところが、私が聞いている範囲内では、ある学校の校舎建設をその一定した業者にあげるから何%を持ってきなさいと。そして資金が足りないから工事金が下りるまで待ってくれと。そして、その工事金が下りたときに請求をしたら、その請求が延びたということで、町長本人から電話が来たと言っているんですけども、町長から本人にそういった電話等をしたことがありますか。

○町長（大久保明君）

私は今のことにしましては、全く記憶にないというか、絶対に言ったことはないと思いますね。

○14番（美島盛秀君）

私が聞いた範囲内では、何年の何月何日何時何分に町長から直接電話があったということを知りました。そして、まさか私も町長本人から電話が来るはずがない、こんなひどいことはないだろうと思って何回か話を聞いていたら、実はテープまでとっているということで、町長の名前が出てきました。そういうこと等もあって、今後、私はこういうことはあってはならないという思いでありますので、今後はこのことについてもいろんな立場で情報公開をしていきたいと思っておりますので、今後、私も町民にはっきりとした、しっかりとした情報を、議会報告をしてまいりたいというふうに思っております。

それで、私の夏休みに、ちょっと子供のところ行かして、子供のほうが、伊仙町に、町長は先ほどから伊仙町に住みたい町と言っております、いろんなこの地方創生の問題で東京でのシンポジウムなど開いて、そういうニュース等、島の新聞をネット環境で見ていると息子が言わせて、私も伊仙町に行って住みたいと。なぜ住みたいのって聞いたら、これ、経済新聞だったらいいんですけども、15年度の保険料が3万2,646円で県の平均が8万6,478円で、一番伊仙町が低いと、保険料が低い、伊仙町に住みたいという気持ちがあるということで、私に言ったんですけども、私は、実はこの保険料が低いのは所得が低くて控除される人が多いんだよということを説明したら、そうね、じゃあ自分たちが行って、サラリーマンで行けば、もっと高くなるんだねというような話等をして、私も子供と納得のいく話をしたんですけども。

町長は、所得向上をすると、最初の私の質問の中で答えました。今、伊仙町の町民が所得が上がり、経済効果がこう広がって来ていると町長はお考えですか。時間もありませんので、このあたりを聞いて終わりたいと思いますけれども。

○町長（大久保明君）

今、美島議員の話した、伊仙町に行ってみたいという方が、住みたいっていう方が多いというのは、実感をしております。保険料が低いというのは、この前もきのうも話をしましたが、天城町、伊仙町が県下で一番国民保険料が税金が安いわけであります。これは決して生活水準が低いということだけが原因ではなくて、やはりほーらい館で健康増進をしているとか、地域さわやかサロンでみんなが健康増進になっているとか、この前、テレビにもありましたけれども、瀬田海で、またイリバの浜で多くの人たちが歩いているとか、健康増進を進めていると。この前、林修さんの、今でしよの中で、骨が非常に強いというふうな話、これは90代の方でも20代の骨の厚さをしているということなどを考えてみたら、その要因は、一番の要因は、島の水にあるカルシウム、マグネシウムがあるということテレビでもはっきり申し上げておりました。

ですから、長寿って長生きであると、そして子宝であるということ、その島に行って住みたいというのは、これは本当の現実の話であります。サラリーマンが来たらそれこそ厳しくなるのではなくて、通勤費も少なく、そして通勤時間も少なく、この魅力ある徳之島伊仙町に住んでみたいという方々はたくさんおると、私は確信をしております。

先ほど申し上げたとおり、伊仙町の町民所得は、例えば農産物の全て申告をした場合、これは五、六年前試算をしましたがけれども、伊仙町の平均所得は180万前後になっております。決して他町村から見ても伊仙町の人たちが非常に劣悪な環境で生活しているのではないというふうな評価も受けております。

例えば、阿権とかある集落で庭が広くて、伊仙町というのは本当に土地があって住みやすいという意見も聞いておりますので、この町民所得が非常に低いと、県下ワースト3に入っているということ、これは明らかに不名誉であり、町行政の責任であります。そのことを私は改善して改革していかなければ、伊仙町はいつまでも実態と違った評価を受けています。今、奄振予算の中でも農産物輸送コスト支援事業ができましたけれども、伊仙町で言えば2業者がそのことを申請して、輸送コストを取得しておりますけれども、残りの方々も取得するような会計の問題などを解決して人員をふやしてやっていけば、例えばバレイショに関してはほぼ正確な申請ができるんじゃないかと思えます。その町の予算が、これも先ほど美島議員が答弁したとおり、全部消化されてないということで、県・国から非常に厳しい指摘も受けておりますので、そういうこともないような徴収・申告体制というのをつくっていくことが、最大の課題であると思っておりますので、そのことには今後、全力で取り組んでいきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

今、町長のその気持ちは十分私も理解ができます。

また、町民にとっては16年前と私は全く経済効果、そして町民所得も上がってないということは先ほど申しあげましたけれども、この16年間において努力不足だということを町長は今、認めました。16年間やってできないことを今さらまたやろうとしたって、私は今の伊仙町においてしがらみとか権力とか、いろんな条件を考えたときに、私は今の町長には無理じゃないかなという気がしてなりません。

そこで、これで終わりますけれども、16年間の実績の中で、私が一番心配をして、一番これからも思っていることは、当時の昔の助役、そして副町長、教育長、あるいはもろもろの駐在員、あるいはいろんな委員、こういう人たちが任期半ばでやめているの、大分います。その認識はありますか、町長。

○町長（大久保明君）

この人事というのは、例えば助役、今の副町長であります、教育長、それから庁舎内での人事、駐在員、今、区長となりましたけれども、いろんな方々が交互に移っていくということは、希望者が多い場合はそういうふうになるのが自然であると思っております。

中に私と政策・意見があわないという方は、それはもちろん当然いらっしゃるわけであります。行政のトップの最大の力は、人事権であります。この人事権をどのように動かしていくか、そして職員をいかに伊仙町が誇りに持てるような形で指導していくか。先ほど人材育成の話もありました。そういうことも含めて、私は人事というものを最大限にこの町の発展のために尽くしていきたいと思うし、志を通すことなく辞表を出した方ももちろんいらっしゃいますけれども、そうでない方々もそれ以上に圧倒的に多いわけですので、全ての方々が私のその人事に対して納得しているとはもちろん思っておりません。

そういう方々も含めて、私は全てのことを万能ではないわけです。見ることもできない中で、今まで以上に目配り、配慮をしっかりとしながら、その人が最大限に町に貢献できるように、これからも全力で取り組んでいく覚悟でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

私は町民の多くの人たちの声を聞いて、今、町長にお尋ねをしたり、あるいは助言をしたり、アドバイスをしたりしているわけなんですけれども、私は今の町長の答弁を聞いて、人道的にも、あるいは道義的にも、私は責任があると。今の助役や副町長、駐在員、教育長、いろんな人材、町長の右腕となって活躍してもらわなければならない人材が任期を待たずに多くの人がやめていった。これ、私も何人か聞いたらいろんな理由がありました。こういうような町長のもとで、今後、伊仙町の将来が見えてくるのかどうか。私は非常に心配をいたしております。

今日は町長の責任のある答弁が十分私はもらえなかったと思っておりますので、この議会の議会報告、町民の皆さんにもしっかりとお知らせをし、また町民の理解も得ながら、今後、議会活動に専念をしてまいりたいと思っておりますので、町民の皆さんには大変期待外れの町長の答弁だったと思っておりますけれども、今後はまた、町長も頑張るといふ所信でございますので、期待をしながら見

守ってまいりたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（琉 理人君）

これで、美島盛秀君の一般質問を終了します。

次に、岡林剛也君の一般質問を許します。

○2番（岡林剛也君）

皆さん、こんにちは。岡林剛也でございます。第3回定例会も最後の一般質問となりました。常に町民目線、是は是、非は非をモットーに、次世代に誇れるまちづくりを目指して町執行部の方々と政策論議を交わしていきたいと思います。

それでは、通告書に従いまして質問をしますので、明快なる答弁をお願いいたします。

1、平成29年9月17日実施予定の職員採用試験についてです。平成22年から平成28年度の人件費を見てみると、年間大体10億から11億円の人件費がかかっており、年間予算の18%から20%ぐらいで推移しております。

平成26年以前の2、3年ですか、採用を停止している時期がありましたけども、平成26、7年に20数名を採用し、批判を受けましたけども、それを受けて町長は、毎年順次採用していくという旨の発言がありましたが、さて、今週末の試験についてお伺いします。

今年度の出願者数は何名で、採用予定者は何名か。また、受験資格の年齢上限を上げた理由を伺います。

次に、一次試験の結果発表はいつか。二次試験の実施はいつか。二次試験の結果発表はいつか。採用の日程・人数はどうなっているのか。

次に、2番、平成29年10月22日執行予定の町長選挙についてお伺いいたします。

昨年、平成28年第3回定例会答弁の中で、私は自分が死ぬことを何とも思いません、町のためならいつ死んでもいいと思いますという、強烈な出馬宣言を発し、5回目の多選を目指している町長でありますけれども、一般的に多選の弊害として言われているのが、意思決定の独善化、側近政治の横行、職員の士気低下、議会との癒着、利益団体との癒着であります。伊仙町においてはどうか。町長の見解を伺いたいと思います。

②、公務員の選挙運動は法律で制限されているが、伊仙町においては町長以下、役場職員までも堂々と選挙運動を行っているように思われますが、これについては、選挙運動は先ほどもありましたけれども、告示に入ってからしか行えないため、後援会活動というのか、政治活動と言ったほうがいいのか、町長の見解を伺いたいと思います。

次からは自席で質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○町長（大久保明君）

岡林剛也議員の質問にお答えいたします。

採用試験の問題に関しましては、副町長のほうから答弁をしていただきます。

また、2の2の公務員の選挙活動につきましても、副町長のほうから答弁をしていただきます。

5回目の町長選挙に私も挑戦してまいります。今、4項目ほど多選の弊害というようなことが列記されております。多選であろうと、初めての町長職であろうとも、基本的にはその自治体をいかにあらゆる団体を掌握していくかにかかっているわけでありまして。私は、例えば市町村において、冷静にいろいろ、他の自治体のことを見てみますと、これはよろしいですか、述べて。徳之島町の場合は7期した方がいて、その間、これはある自治体、そういうことで、その自治体が大きく発展していると。郡内においては沖永良部のある町もそうであります。奄美大島のある自治体も長い間安定した政権があって、その自治体が発展してきているというのは、県内においても全国においても多い状況であります。知事に関しましては多選というのはほとんどない状況でありますので、例えば40代で首長になった方が、2期、3期、4期と順調にいった場合は、ほとんどの自治体が順調に発展していると思います。それは、個々の個人の能力・性格・人心掌握力、何よりもその自治体をどのような長期的なビジョンで考えているかと、そのことを考えているような信頼のおける首長がおれば、それは多選こそ継続こそ力だというのは真理だと、私は思っております。

この意思決定の独善化とか、側近政治の横行、職員の士気低下、議会との癒着、利益団体との癒着は明らかに弊害であります。この弊害をなくしていけば、その自治体は多選を認めるというふうには私は考えておりますので、このような弊害を着実に減らしていくと。これだけの弊害があるわけではありませんけれども、町民の一部の方々がそのように考えているのであれば、その人たちをも説得していきたいと考えております。

以上でございます。

○副町長（稲 隆仁君）

岡林議員のただいまの質問にお答え申し上げます。

まず、出願数、受験者数でございますけれども、一般の職員採用候補者試験への申し込みが37名ございました。今回、同じくして消防職員の採用候補者試験も行う予定であります。消防にしましては5名の受験者が希望がございました。

採用予定者数ということでありますけれども、消防については2名の欠員ということであります。一般職員の採用については、現在のところ若干名ということでありますけれども、これにつきましては現在142名の職員と2名の再任用あわせて144名で今、事務をしているところでありますけれども、この職員の中で142名の中でも6名の出向者、そして産休・育休6名の方、12名がそれぞれの部署に欠員しているということでございますので、これらの職員の配置と動向を見ながら、今後、予定者数については決定してまいりたいと思っております。

それから、年齢の上限の引き上げについてでございますけれども、これは年金受給に必要な納付期間が25年から10年間ということに短縮されたために、25年でありまして、定年退職が60としたときに、やはり35歳以下でないと年金の受給資格が満たされないということで上限を切つてありましたけれども、今回、10年ということになりましたので、幅広く経験等お持ちの職員の即戦力を幅広く

く募集するという目的で年齢の引き上げを行ったところでございます。

そして、一次試験の発表はいつかということでありまして、現在のところ10月の下旬ごろを予定しております。

そして、二次試験の日程につきましては、12月の中旬を予定し、採用日につきましては平成30年4月1日付で採用する予定でございます。

続きまして、綱紀粛正の関係上、公務員の選挙運動についてということでありまして、確かに公務員には地方公務員法及び公職選挙法によって選挙運動が制限されているところであります。地方公務員法においては第36条政治的行為の制限ということで、選挙において投票するように勧誘するような運動をすることはできないと。そして、公職選挙法に136条の2項におきまして、公務員はその地位を利用して選挙運動することができないということになっておりまして、私たち職員の中で、このような活動、政治活動をしている職員はいないものと、私は認識しております。

ただ、職員の場合も、職員の市民的自由の要請というものがございまして、制限していない政治活動と、こういうのは別に制限にも何もかからない、職員の市民的自由で権利であるということでございます。

それから、地位利用ということでありまして、地位利用の選挙運動など選挙活動ということでありまして、この件に関しても職務上の地位と選挙運動との行為を結びつけている場合を言うということでございますので、そのようなことはないと思います。

日ごろから職員には綱紀粛正として、公務員の自覚を持つこと、そして法令条例規則等の遵守を指導しているところであります。これからも疑念を持たれることのないように厳しく職員を指導してまいりたいと思います。

以上です。

○2番（岡林剛也君）

1番からいきますけれども、一般行政職は37名受けて若干名、若干名というのは普通は1名から2名、もしくは3名から10名ぐらいまでとか、いろいろありますけれども、今現在、条例上は職員の数は150人ぐらいですかね、なっていると思いますけれども、この産休やら病欠やらと、今空いている分入れて、最高で雇用するとなると、来年の4月1日に、退職者も入ってくると思いますけれども、大体何名になりますか。

○副町長（稲 隆仁君）

ここで確定の数字というのはまだ、先ほど申したとおり、職員の配置等いろいろ考慮しなければならぬところでありまして、何名という人数は差し控えさせていただきたいと思いますが、ちなみに参考といたしまして、30年の3月に29年度の退職者が4名、そして30年度に5名、そしてその次の年が12名、そして7名と、合わせて28名が3年、4年の間に一気に退職なさるということでありまして、これらを鑑みながら職員の定数、採用人数を採用して配置してまいりたいと思っております。

と申しますのも、一気にぬけたときに、一気にそれだけの職員を入れて、職務の事務の仕事が稼働していけるかというところ等もありますので、これら4名、5名、12名、7名というその年度年度の採用ではなく、平均的な形で出してはどうかという案等もありまして、ここで何名ということにつきましては控えさせていただきたいと思います。

○2番（岡林剛也君）

前回のようによまとめて何十人とかすると、また大変なことになるんで、分割してちゃんと年次的に順次、採用をもしするのであれば、やっていったほうが良いと思います。

それと、10月下旬ということですけど、これは10月22日に町長選がありますが、それよりもやはり後になりますか。

○副町長（稲 隆仁君）

お答えいたします。今の予定としては、10月22日の選挙等がございまして、その前にできるかどうかと、採点結果、これ、県のほうに委託するわけでありましてけれども、そちらの結果次第ということと、役場の事務等に支障がなければその前になる可能性もありますけれども、今のところはその以降になるのではないかと予定しております。

ちなみに、昨年度の28年度は11月15日に一次の発表を行ったところでございます。

○2番（岡林剛也君）

わかりました。

次に、以前、町長が議会の答弁で、人口割りにすると、徳之島町と天城町と比べても伊仙町の職員の定数は多い状況であるといった発言もあったんですけど、年次的に条例を改正して職員の数を減らしてとかいう考えはあるのか、お伺いします。

○副町長（稲 隆仁君）

各市町村、定員適正管理計画集中改革プランというのが以前、組まれたところでありますけれども、定数は150名、条例上の定数は150名でありますけれども、職員削減に向かってということで、努力目標として今140名を伊仙町が目指しているところでありますけれども、先ほど申したとおり、現在、142名でありますけれども、出向者、そして産休等の欠員となる職務の方々もいる関係上142名、努力目標より2名多い段階ではございますけれども、先ほど申しましたとおり3年、4年の後には140名を目指して努力しているところでございます。

○2番（岡林剛也君）

やはり予算を見てみると、一番、この人件費が財政を結構圧迫と言いますか、している状況でもありますので、できるもの、町長がいつも言ってる、雇用の場である、役場はというのも十分わかりますけれども、そういう人件費が一番高い、何においてもですけど言われているので、その辺は町長にやって行ってほしいと思います。

次の2番ですけども、今、町長が答弁ありましたけども、この意思決定の独善化、これは悪く言えばワンマン独裁的という見方になると思うんですが、よく言えば強力なリーダーシップと言

かえることもできると思う。それを考えると、その次の側近政治というのも町長の強力なリーダーシップがあるので、そういう側近もないであろうということで、いいと思います。

あと下のほうの、利益団体の癒着、これについては先ほど明確に否定していましたので、そのとおりなのでしょうね。

あとその議会との癒着っていうのも言いましたけども、議会との癒着、他の言い方をするとオール与党化と言いかえると思うんですけども、我が伊仙町議会においても町長の3期目、4期目あたりから現在に至るまで、オール与党とまではいかないまでも、ほぼ与党化していると思われませんが、これは議員一人一人の考えがあつてのことなので、多選のせいではないんじゃないかなと私も思いました。

そこで、一番ちょっと心配、危惧しているのは、一般的に言われている、多選によって行政運営がパターン化されて、同じ政策を繰り返すだけのワークに陥ってしまうために、職員の士気が低下してしまうと言われているんですけども、伊仙町役場においては、逆に町長に職員が進言をすると、町長がみんなの前で厳しく叱責すると。だから、ものが言えなくなって、また言う気もなくなって、全体の士気が低下しているという職員の声も聞こえるんですが、それについて町長はどう思いますか。

○町長（大久保明君）

今、岡林議員が言ったことに関しましては、以前からずっと、以前は指摘されておりました。そのことは私も深く反省をして、この面前では叱咤しないというふうには努力をしてるつもりでございます。

この職員の育て方、人材育成に関していろんな方法があります。士気を上げるためには、例えば長所・短所、得意・不得意ある中でわかってきたことは、なるべく長所を伸ばしていくと。短所には目をつぶっていくと。それから得意な分野を伸ばしていくということなどは、例えば長所を伸ばしていくと、短所がなくなりやしませんけど、目につかなくなるということなどはありますので、そういった形での士気の低下と言いますか、しかし、士気の低下、人を育てるためには7割褒めて3割は厳しく指導しないというのが原則だと思います。私は言葉がきついのもかもしれませんけれども、愛情を込めた叱咤というのはやっているつもりでございますし、ときどき非常に冷酷なという話にはなりますけれども、しかし、それ以上に町のために頑張ってもらいたいということは常に考えているし、みんなでこの町を日本一の町にしていこうということなどは、リーダーが目標を示して引っ張っていくということは、私はやり過ぎるぐらいやってるんじゃないかとも思います。

だから、職員が伊仙町内のこと、自分の集落・家族のことを乗り越えて、輪を広げてどんどん、どんどんこの町を豊かな町、住んでみたい町にしていこうということは、日ごろから月1回の全体朝礼でも、それから年末年始の中でも話をしていると私は考えております。いろいろ不満のある方々は要るわけでありまして。政策に、人事に不満があるという方々は、またあちこちでそういうことを言います。対外的に見て、私、これは対外的にはこれ、悪いことはあんまり言いませんけれども、

ある町から、近隣の町から、伊仙町長はもう長いという意見が多いそうであります。他町のこと、要するに、それは伊仙町がどんどん発展していくことが困るという見方だと思います。

ですから、今、政治は全て結果でありますので、これは一人一人の所得のことは、私はこれは堂々と言うことはできませんけれども、今、子供たちがどんどんふえてきたと。いろいろな政策を進めていけば、この町に多くの人たちが住んでみたいと言ってきているのは、これは県内でもナンバーワンであります。ですから、それが結果であり、政治は結果が全てであるというのはそういうことだと思いますので、あらゆる批判は絶対にあるわけです。私はそういう批判は批判としてしっかりと受けとめて、それを次の人材育成、そして政策に生かしていきたいとは考えております。

そして、私は職員の士気は副町長、課長、課長の士気の高揚はもちろん町長にあるわけですけど、もう一つ大きな役割は、対外的な外交も含めて伊仙町をどれだけいい町かと、これだけ実績あるんだと、そしてあちこちで発信するという。要するに、トップセールスとしてやっていくことも今は首長の大きな責任であると思っております。そういうことはある程度、評価はされてきたと思いますので、そのことを職員全てがわかっているし、理解しているし、町民も理解していると思います。ですから、間接的に町長のやっていることはいいんだと、伊仙町をこれだけ全国的に発信していくということは、町民の誇りであると同時に、出身者の誇りでもあると思っておりますので、そういった形での職員の士気の高揚、みんな職員は褒められたらうれしいわけでありますので、今は岡林剛也議員の質問に大変すばらしい質問だと思いますので、感謝を申し上げます。

○2番（岡林剛也君）

町の職員は町民全体の奉仕者であり、また財産でもあると思っておりますので、その町長の深い愛情で叱咤激励して育ててほしいと思います。

あと、多選首長のメリットとしましては、先ほどから町長も言われてましたが、前回6月の定例会でも答弁してるように、国や県との信頼関係が築かれていくと。安定的に腰を据えて長期的な政策に取り組めるというのがありますけれども、さすがに4期もすると、この日常の行政執行が事実上の選挙運動的な効果を持って、こういう小さい町ですので、特に今回の職員採用でもそうすけれども、そういうのが積み重ねられる結果、公正な選挙が期待できなくなるんじゃないかと、新人の立候補が困難になる恐れがあるんじゃないかと思うんですけども、町長はあと何期ぐらいやるつもりですか。

○町長（大久保明君）

5期目は立候補いたしました。その次に関しましては、いろいろ深くは考えておりません。今回の選挙戦に当選することが私の今のいろんな頭の中の8割以上を占めておりますので。

しかし、次5期目にどうするのかということに関しましては、政策は議会の方々のいろんな大きな叱咤激励を受けながら、今回、私に対していろんな批判があることを謙虚に受けとめて、これほど多くの方々、今日、失礼ながら傍聴に来ている方々も私に対しては評価してない方々だと思いますけれども、皆さん方がさらに大久保明という男は頼りがいがあるんだと思えるようにやっていき

たいと考えております。

○2番（岡林剛也君）

町長はまだ若いですし、やろうと思えばあと2期も3期も4期もできると思うんですけども、更新に道を譲るとか、あと後継者を将来、立てていくとかいう方法もあると思いますけれども、そういうことは考えたことはないですか。

○町長（大久保明君）

私はもちろん、よく後継者を育てるという話があります。これは美辞麗句であると思います。首長でもあって、何でもあって、会社の社長であろうと全て後継者、例えば血縁の関係の人が後継者ということはほとんどスムーズにいくと思いますけれども、そうでないことは必ず後継者争いというのが生じてまいりますと私は思います。ですから、私はいつまでもやるつもりではございません。そのような人材をいろいろ何人か考えて、頭の中でどうしたらいいかということ、次の後継者はどうしたらいいかということは常に考えております。

○2番（岡林剛也君）

わかりました。

次、②の公務員の選挙運動なんですけども、この間、町民の方から、朝早く町長が家に来たと。また別の方は、昼に町長が家に来たと。先ほどの質問とかぶるんですけども、町民は昼間に来たときは、町長は今、勤務時間なんじゃないのということを知っていて、町長に勤務時間とかはあるのかなとももちろん疑問に思って喋ったら、よくわからないんで、ちょっとこの町長の勤務形態ですか、そういうのはどうなっているのでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

町長の勤務時間帯形態と、私の副町長も同じ立場ですけれども、地方公務員特別職ということで、勤務時間等その他一般の地方公務員法適用ということからは除外されております。よって、8時から5時までの、8時半から5時15分までを役場にいななければいけないというふうな勤務体系ではありません。

○2番（岡林剛也君）

じゃあ、もう基本的に自由っていうことのようにです。いいですけども、先ほど町長は、個人の家に行ったのは地盤培養行為であって、正当な行為であると言っておりましたけども、地盤培養行為っていうのは、平素から有権者と接触して、自己の政権その他を選挙人に周知させる行為、あとは有権者が日ごろから思っている行政への不満や生活する上での不便さを吸い上げて政策実現につながるという政治家本来の仕事に直結する分であると、先ほど調べたらあったんですけども、そうだったらいいんですけど、町長の場合は、私が聞き及ぶ範囲は、何か協力してくれと、選挙に協力してくれと。それは選挙運動ではないのかということをお聞きしたいんですけども、それも勤務時間をあえて言いましたけども、昼間とか早朝です、それについては町長、どうですか。

○町長（大久保明君）

今の伊仙町の町政に理解と協力をしていただきたいということは、それはまず理解していただきたいと、こういうことをやっていますと、皆さん方はどう考えていますかということで、私が言うことよりも、町民の声をたくさん聞きました。そして町民の姿、それから家の周辺の整備等、これは本当に現場に行って、各家全ての土地に行って、家を見て回る。この活動は首長としてなぜ必要かということでもあります。

先ほど道の話がありましたけれども、例えば20m、30mの道を改修してほしいということを町民が町の若い職員、担当に話しても、それは補助事業ではないから難しいというふうな答えが多かったです。ですから、そうであれば非常に大事だけれども、非常にあるため厳しいけれども、補助事業でないからできないということなども私、これは先ほど質問にあったとおり、すごく改善していくことから、回ってみて実現できたとも思います。

それから、いろんな高齢者の方々が、例えば90代で子供が亡くなったために牛の世話を一人でやってるといった気丈な女性に会ったり、いろんな方々の意見を聞いてまいりました。そして、わかったこととか重要なことは、そういう意見を個々に聞いていくことこそが政治ではないかと思えます。私はこの日本の国のシステムの一番末端の町村で、しかも一人一人の町民の多様ないろんな意見を聞いて行く中で、政策というのはつくり上げられていくのではないかと確信しました。

ですから、これは皆さんまた怒るかもしれませんが、国・県の決めていることが本当にその自治体に適応したものであるかっていうのは、また別の話。自治体は今、2,000近くある自治体、全部状況が違う中で、一時にこうしていこうということは、もう数少なくなってくると思うんです。後はこれからは、これだけ多様で交通が広がっていけば、移動も簡単になればその自治体でこそ予算を決定していくと。いろんな補助事業にしても、私この前ちょっと話をしましたけれども、例えば今、社会資本整備交付金事業、あれが少ないから、本当、各自治体、少ないからふやしてほしいというふうに国は言ってくるわけです。ところが各自治体は、安全防災資本整備事業の要望が多いということ。これはもうやらないでくれと。しかし、現実にはそういう事業のほうが町のためになるわけです。そうした場合に、私はこの前、県と交渉したら、県が説明に来たんで、じゃあ、その社会資本整備交付金事業を生かすために安全防災交付金事業を移したらいいわけです。その定義を何回か読んだら、その新しい事業は道路を全面改修するということが条件ですけど、よく読んでみたら一部改修って書いてあるわけです。そしたら伊仙町が今、やってる町道の一部を広げて改修すれば、それに適合できるのではないかということをやったら、県の方は、そんなこと考えたことなかったわけです。ですから、その現場におることをお金をさらに有効に使うために私たちの意見を聞いていただきたいということをやるといって、いかに国の予算を有効に使うかと、縦割り、縦割りという中で、いろんな学校の整備も文科省も財務省も、子供は減るんだからどんどん統合して物すごい圧をかけてくるわけです。しかし、地方創生という中で、それは間違いであると私たちは主張をしたりしますので、話は長くなりましたけれども、質問の答えになったかわかりませんが、そういうふうにして、町民の意見を聞いていくことがいかに重要であるかということをやって実感

した次第でございます。

○2番（岡林剛也君）

わかりました。要するに、町長を見たらお願い事をしたらやってくれるよというようなことで受けとれますけれども、そういうことでしょうか。

次に、先ほど副町長が、職員はそういうことはしていないと言いましたけれども、実際に町民から苦情じゃないですけど言ってくるんですよね。職員が後援会かなんかの仲介をするのでビラを持って来た。そしたら、自分はその職員に、公務員がこんなことをしていいのかと問いただしたら、その職員は、残念そうな顔をして帰って行った。ある町民から来たんですけど、実際、こういうことをやっているんです。前回、前々回の選挙に比べると、今回の選挙は昔のような、下手をする町を二分する選挙になるかなと危惧もされているんですけども、町民全体の奉仕者であるべき町職員が町長と語る会とかいう名目で集会させて、庁舎内に対立の構図をつくって誘発しているようにも思えるんですが、それについてはどうですか。

○副町長（稲 隆仁君）

職員の選挙の政治的活動ということの制限でありますけれども、公務員法によっても勧誘運動をすると選挙の投票依頼とか、そういうことをすることにおいては制限されているわけであり、公職選挙法においても職員であるがゆえの地位を利用してやってはいけないということでもありますけれども、先ほども申しましたとおり、職員は政治的に中立の確保を図らなければいけないということでもありますけれども、しかし、職員も市民として、国民・町民としての権利までも制限するものではない。これが職員の政治的行為の制限は、職員の市民的自由の要請と政治的中立の確保の要請との調和の問題である。よって、基本的権利や法律が制限していない政治活動等を行うことに関しては制限はないということでもあります。

ちなみに、これ、地方公務員法でございますけれども、政治的行為の制限の中で、職員が特定候補者の依頼により、勤務時間外に選挙事務所において無給にて経理事務の手伝いをした場合の行為は、単なる労務の提供であって、特定の人を支持し、公の選挙によって投票するように勧誘運動したものではないという規定がございます。つまり、制限されてない範囲内ということであれば、これについて制限できるかどうかということもありますけれども、先ほども申しましたとおり、また岡林議員が申しましたとおり、町民のほうから疑念を持たれることのないように、今後も強く指導して、職員の資質向上を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番（岡林剛也君）

町民に誤解や不信感を持たれるような行動は慎むべきであると、職員に指導するのも町のトップに立つ者の責任だと思っておりますので、その辺は重々注意して活動なり何なり、違法にならない範囲内でやるようお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（琉 理人君）

これで、岡林剛也君の一般職員を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで解散、散会いたします。

あす9月14日は平成28年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会による現地調査となりますので、議員の皆様は現地用の紺の制服を着用の上、10時までに議場にお集まりください。

なお、この後、特別委員会についての議運を行いますので、議運の皆様は議長室にお集まりください。

お疲れさまでございました。

散 会 午後 2時10分

平成29年第3回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成29年9月14日

平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成29年9月14日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 委員の派遣（目的：決算審査に係る現地調査）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
10番	樺山一君	11番	永岡良一君
12番	伊藤一弘君	13番	琉理人君
14番	美島盛秀君		

1. 欠席議員（1名）

9番 明石秀雄君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君

事務局書記 元原克也君

～平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（福留達也君）

おはようございます。ただいまから平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算、審査特別委員会を開会いたします。

当特別委員会は、平成29年9月12日の本会議において付託されました平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算の審査を目的としており、委員会の会期は本日9月14日から21日までの8日間を予定しております。詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

また、委員の皆様におかれましては、同決算審査において慎重に審査を行った上で、委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるよう、ご理解とご協力を申し上げます。

日程第1 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づきお手元に配付してある委員派遣要求書案のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣についてはお手元に配付してあります委員派遣要求書を議長へ提出することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午前10時05分

平成29年第3回伊仙町議会定例会

第 4 日

平成29年9月15日

平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成29年9月15日（金曜日） 午前10時05分 開議

1. 議事日程（第4号）

- 日程第1 認定第1号 平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第2 認定第2号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第3 認定第3号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第4 認定第4号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第5 認定第5号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第6 認定第6号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（補足説明）
- 日程第7 認定第7号 平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明）

1. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	5番	美山保君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
10番	樺山一君	11番	永岡良一君
12番	伊藤一弘君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（2名）

4番 上木千恵造君 9番 明石秀雄君

（※永田議員及び琉議員は、決算審査特別委員ではないため。）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 元原克也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	稲隆仁君
総務課長	池田俊博君	未来創生課長	久保等君
税務課長	名古健二君	町民生活課長	水本斉君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長補佐	稲泉喜博君	耕地課長補佐	屋島啓孝君
きゅらまち観光課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	樺山明博君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	伊藤勝徳君	ほーらい館長	中熊俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田重博君	総務課長補佐	寶永英樹君

～平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時05分

○決算審査特別委員長（福留達也君）

ただいまから平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会いたします。

審議を始める前に、本日は平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算についての補足説明のみを行います。

説明をする際は、各款項目順に各課長により決算書並びに主要施策の成果説明書のページ数を提示した上で進めていただきたいと思います。

また、決算書に提示されている件について、簡潔明瞭な説明をされることを心がけていただき、特に徴収率、不用額、流用額、繰越額等について詳細な説明をお願いいたします。

日程第1 認定第1号、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について議題といたします。

補足説明があればこれを許します。

○総務課長（池田俊博君）

補足説明の前に、議員の皆さんにおわび申し上げます。

平成28年度の伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算書及び平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算書において、数字少し印刷のときにおいて最終の専決の予算のほうに反映されていないということでしたので、大変申しわけないと思いますが、差しかえのお願いしたいと思います。

それでは、認定第1号、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

決算書の68ページをお開きください。

実質収支に関する調書から、歳入総額58億1,281万8,000円、歳出総額56億9,780万8,000円、歳入歳出差し引き額1億1,501万円、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額2,419万8,000円、実質収支額9,081万2,000円、実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額5,000万円とし、これによりまして平成29年度現計予算の繰越額が4,081万2,000円と確定したことであります。

それでは、詳細説明ということで、まず、総務課所管事務について説明いたします。

決算書の6ページをお開きください。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税、これはガソリンに課税される地方揮発油税の100分の42、また、2項自動車重量譲与税は、車検などの際に自動車の重量等に応じて課税される国税のこの部分に関しては40.7%を市町村の道路台帳に記載されている道路の延長及び面積により案分して交付されるものであり、本年度の交付額は7,353万3,000円となっております。

7ページ、3款利子割交付金、これは預貯金の利子として課税される県民税のうち、57%を市町村の個人県民税の収入率によって案分して交付されます。本年度伊仙町は22万8,000円となっております。

ます。

4款配当割交付金、これは上場株式等の個人に対する配当額に対し課税される県民税の59.4%を市町村の個人県民税の収入率により案分して交付されます。本年度においては56万9,000円でありま

す。5款株式等譲渡所得割交付金、これは一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の金額に対して課税される県民税の59.4%を、市町村の個人県民税の収入率により案分して交付され

ます。本年度においては32万4,000円であります。6款地方消費税交付金、消費税率8%のうち、1.7%が地方消費税として県に入ります。さらに、その2分の1を国勢調査時の人口及び事業所従事者数により案分して、市町村へ交付されます。消費

税の増額分の1%が社会保障財源として交付され、本年度交付額は1億74万4,000円であります。成果説明書の21ページを同時に開きいただきたいと思

います。ここに市町村の交付金として、社会保障財源化分として充てられた社会保障経費4経費、その他社会保障施策に要した経費として、歳入に関してはこのうちの地方消費税交付金のうちの社会保障財源交付金4,667万8,000円でございますが、これを社会福祉費、社会保険、保健衛生費等事業起債の事業のほうに充当してござ

います。伊仙町においては、社会保障費の計が14億7,353万6,000円であり、そのうち国庫支出金が6億6,989万4,000円、地方債として2,250万、その他財源、これは使用料とか負担金等を含みまして3,659万7,000円、そこに社会保障財源交付金を充当して、この金額が先ほどの4,667万8,000円となります。そして、完全なる一般財源として6億9,786万7,000円を充当したということでありま

す。決算書において次のページ、8ページを開きください。

7款自動車取得税交付金、これは自動車の取得に対して所在の県において課税される県民税の95%を市町村の道路台帳に記載されている道路の延長及び面積により案分し、交付されるものであります。本年度の交付額は904万4,000円となっております。

8款地方特例交付金、この交付金は、住宅借入金等特別税額控除等により町に入る税収が減少しますので、その補填をするための交付金でございます。本年度においては38万4,000円となっております。

9款地方交付税、この地方交付税の財源といたしましては、国において所得税及び法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額、消費税の22.3%相当額を総額と定め、普通交付税においては地方公共団体の毎年度の基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を補填するものであり、特別交付税としては、地方交付税総額の5%を上限とし、交付税法に定められた事業に充当した金額及び特別な財政事情等によりなされた事業に対し交付されるものであります。

本年度において交付額は、総額で31億6,874万4,000円となっております。

10款交通安全対策特別交付金、この交付金は、道路交通法の規定により納付される反則金に係る収入を財源とし、道路交通安全施策の設置、管理及び交通安全教育に要する経費として自治体の基

準により交付されるものであります。本年度は152万9,000円であり、後ほどまた歳出のほうでもご説明をいたします。

ここで、成果説明書の10ページをお開きいただきたいと思います。

ここに、平成28年度一般会計歳入歳出決算対前年度比較の歳入の部分、左側のほうには歳入の部分、右側には歳出、目的別で分類した歳出の部分を掲載してございます。比較対照の金額は、この金額でご参照いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、決算書のほうの10ページをお開きください。

12款使用料2項手数料1目総務費手数料において、総務課管轄においては臨時運行許可手数料として76件、55万7,000円が収入されております。

また、成果説明書のほうに戻っていただいて、成果説明書47ページから48ページです。

この成果説明書は、後ほど町民生活課からのほうも説明があると思いますが、47ページのほうにおいて、各種証明発行枚数1万6,407枚ということで、その収入が決算額として623万500円と合算した金額が、この総務手数料ということになります、決算書の数字ですね。

それではまた、決算書のほうの13ページをお開きください。

14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金3節総務費補助金、ここにおいては、きばらでえ伊仙応援寄附金に充当した、かごしま応援寄附金交付金45万3,801円と後ほど説明いたします地域女性活躍推進事業費に充当した鹿児島地域女性活躍推進交付金58万9,000円の合算した金額でございます。

決算書14ページをお開きください。

7目消防費補助金、この補助金においては平成27年度からの繰越事業として、奄美群島防災関連施設整備事業補助金として2,400万円が収入されております。これは後ほど消防費の歳出においてまた説明させていただきます。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入としては、教員宿舍貸付収入、法務局駐在所敷地、道路占用料等の貸付収入であります。2目利子及び配当金として、これは基金利子、提案当時の質問にもありました日本エアコミューター株式会社の株主配当金等でございます。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

総務課長、今説明してもらっているんですけど、それは成果説明には出てこないんですか。例えばエアコミューターとかそういった。

○総務課長（池田俊博君）

歳入のほうはちょっと成果説明書には出ていない。成果説明書に出ている部分に関しては、また成果説明書のほうをまたしていきます。

16ページ、2項財産売り払い収入でございます。その中で、土地売り払い収入として土地5筆5件、原野、宅地、畑等で2,273万5,750円、あと物品売り払い収入として、これは堆肥センターの大型ダンプでございますが、50万3,280円となっております。

続きまして、16款寄附金、総額は1,915万4,809円の歳入であり、一般寄附金としましては徳之島グリーン会様より1万7,809円、あと指定寄附金として、これは成果説明書の26ページをお開きください。

寄附金の状況といたしまして、企業版ふるさと納税分として120万、そして下のほうにきばらでえ伊仙応援寄附金として、本年度分の総額が1,793万7,000円、先ほど鹿児島県補助金のほうにおいても説明いたしました、かごしま応援寄附金の伊仙町への配当としての45万5,000円でございます。あと下の段のほうにおいては、この応援寄附金のほうで事業を執行した、今年度において繰り入れて執行した事業等の名称と、また金額等を記載してございます。

また、決算書のほうにお戻りいただきまして、17款繰入金、同じく今、成果説明書の26ページから下のところですけど、きばらでえ伊仙応援基金より充当した1,164万6,000円の活用状況等を示してございます。

また、決算書のほうに戻りまして、3目3節で伊仙町肉用牛特別導入基金繰入金として811万3,140円を繰り入れしてございますが、これは後ほど経済課のほうからも説明されると思いますが、経済課の畜産振興費の肉用牛特別導入事業国庫返納金に充当するために、この基金より繰り入れたものでございます。

決算書そのままですが、18款繰越金、これは平成28年第3回伊仙町議会定例会において承認していただきました前年度決算剰余金3,856万3,735円であります。

19款諸収入でございます。項目的にいっぱいございますので、各課のほうでまた説明があると思いますが、目立ったものとして町税の滞納整理による延滞金の徴収で31万9,100円、これは税務課のほうで滞納整理のほうに今力を入れているということでございます。

また、町預金利子、雑入としましては、社会保険料個人負担金、建物災害等が総務のほうでは主なところでございます。

18ページの20款町債については、決算額57億5,872万円となっており、成果説明書15ページをお開きいただきたいと思っております。

ちょっと量が多くて字がちっちゃくて見づらいとは思いますが、この中に起債名、事業名及び借入額、借入先、利率及び期間等について詳細に説明してございますので、確認いただきたいと思っております。

歳入のほうにおいては以上でございまして、決算書20ページ、それから歳出において総務課関係の説明をいたします。

まず、2款総務費1目総務管理費について説明いたします。

1節から第4節の人件費については、成果説明書の12ページ、14ページを参考いただきたいと思っております。

一般会計の性質別歳出内訳といたしまして、横の表にあります、1、人件費、その内訳で、(1)議員、委員等報酬手当ということで、皆様方議員の皆さんや農業委員の報酬とあと教育委員会等の

報酬が合算で8,967万7,000円、そして特別職の給与これは町長、副町長、教育長の給与でございます1,989万3,000円。職員等の給料で5億6,182万9,000円、あと職員共済組合の負担金へ1億2,817万1,000円。5、退職手当組合負担金として1億3,945万円、そして災害補償費として84万7,000円、その他として、これは旧恩給条例等に関する給付の負担金として11万1,000円が人件費に充てられたものでございます。

あと各課における総務費関係においての人件費においても、この総額決算の中で出ております。

成果説明書14ページにおいての、各これは目的別においての人件費の金額がそのような状況になっているところですよ。

それでは決算書に戻しまして、1目一般管理費については、総務課及び役場庁舎全体の光熱水費や警備委託費及び事務執行経費であります。

事業の主なものとして、負担金補助において全日本軟式野球大会全国大会出場補助金122万4,900円、がんばる集落応援補助金として8集落へ295万円の支出をしております。20節においては、財政調整基金への積み増し2億円が一番大きなものであります。またこの中で、不用額として報酬において23万円ほど、あと負担金補助として27万5,000円ほどがありますが、まず報酬のほうにおいては、駐在員報酬及び小組合長報酬のほうで少し予算のほうに余りが生じたので、このような状況となっております。また、がんばる集落応援負担金のほうにおいての27万5,000円ですけど、これは前年度からの繰越事業ということで、がんばる集落応援補助が295万円だった分に関して、これだけの不用額が生じたということでございます。

2目財産管理費についてご説明いたします。

この費目は、町有財産管理のための経費であり、11節において修繕費として空調設備等の修繕、12節では建物災害保険、自動車災害保険等の支出であります。また、主なものとしたしましては、法務局跡地の整地作業費や移転補償費等を支出しております。

これがどうして必要になったかということ、法務局跡地と旧公営住宅の跡地を払い下げたという点で、これを整地して売り渡したということでございます。

ちなみに、法務局跡地の払い下げ金額が1,735万円ということになっております。

3目交通安全対策費、これは交通安全対策特別交付金を充当した事業であり、交通安全教育施設整備として、カーブミラーの設置6カ所、ガードレールの設置5カ所を整備し、交通安全対策に努めてまいりました。

4目電算システム費として、伊仙町が県や国と結ぶ総合行政ネットワークシステム及び住基ネットシステムに係る事務経費でございます。保険料、保守料、機器借り上げ料として支出しております。

5目きばらで伊仙応援基金事業、これは、ふるさと納税制度をより多く活用していただけるように返礼品等に主に充当した事務費であります。

先ほどから説明しました成果説明書26ページにおいての積立金1,839万1,000円が大きな数字とな

っております。

6目男女共同参画事業費と25ページの17目地域女性活躍推進事業費は、同じ事業ですので同時に説明していきたいと思います。

6目においては、町単の事業として男女共同参画事業、17目においては、県の補助金として伊仙町男女共同参画基本計画後期分の策定事務経費及びこの計画に沿った事業の執行経費でございます。

この伊仙町男女共同参画基本計画は、国のほうからどうしても作成しなければならないということで、今年の平成29年の2月にこれが計画されていますので、町のホームページのほうにも掲載されておりますので、またご参考いただければと思っております。

それと、今ついでですので、伊仙町のふるさと納税の報告書ということで、これは平成29年度にですけど、平成21年度から平成28年度分のまとめということで、これまでふるさと納税していただいた方に平成29年度において各人にこの成果というのを報告してございます。

また、確認いただければ企画課のほうにも準備はしてございますので、よろしくお願ひします。

あとは決算書の22ページでございますが、7目会計管理費でございますが、これは会計課の事務執行経費でございます。また確認いただければと思ひます。

決算書53ページをお開きください。

8款消防費1目常備消防費でございます。この経費は、徳之島地区消防組合の事務執行経費を徳之島3町の負担割合により応じて支出してございます。

2目非常勤消防費、これは伊仙町消防団の活動に係る経費であります。本年度において、金額が多くなっておりますが、それは徳之島地区消防組合の救急車の更新事業であります。前年度より各分遣所に配置される消防車、救急車においては、その町で購入し、徳之島地区消防組合に貸し出しをするということになっており、伊仙町においても昨年第2回伊仙町議会定例会におきまして議決をいただきました、高規格救急自動車を過疎債充当により購入いたしました。現在、伊仙町伊仙分遣所に配備してあり、維持管理等においては徳之島地区消防組合で行うということになっております。

次のページ、3目防災まちづくり事業費、この経費は伊仙町防災無線関連経費の維持管理費等が通年でございますが、成果説明書62ページをお開きください。

15の工事請負費として奄美群島防災関連施設整備事業を活用し、防災無線のデジタル化工事を行いました。詳細は記載してございますので、確認いただければと思ひます。

また、先ほど2目で非常勤消防費に関して説明いたしましたが、これも下のほうに伊仙町における消防団の状況、また設備の状況等記載してございますので、確認をいただきたいと思ひます。

決算書に戻りまして、67ページをお開きください。

11款公債費、13款予備費の説明でございますが、これは成果説明書の16ページ、17ページを同時に開きいただきたいと思ひます。

ここに地方債現在高の状況として、平成27年度末、平成28年度発行額及び28年度元利償還額とし

て元金、利子、計を計上してございます。下から3番目の表の合計のところで見ますと、平成28年度の元金償還金の元金7億9,586万3,000円、利子が9,229万9,000円、合計で8億8,816万2,000円となっております。さらに説明しますと、平成27年度の末の現在高が82億8,699万1,000円であったものに、平成28年度の発行額5億3,587万2,000円から28年度の元金償還額7億9,586万3,000円を差し引きした額が、80億2,700万円が平成28年度末現在高となっております。

さらに、17ページにおいては、地方債の借入先別利率別現在高の状況を示してございます。何年か前までは6%、7%というような率がございましたが、今現在においては最高率でも3.5%ということでございます。このほうは確認いただければと思っております。

また、公債費の中において、一時借入金、利子として下のほうに起債を示してございます。借入れの年月日が平成29年の3月22日、4億円、返済が4月5日、借入先が奄美大島信用金庫、利率が0.03%で支払い利息4,931円という状況であり、ここ最近においては一時借入れをしなくてもいいような状況で、会計のほうにおいては運用がうまくいっている状況でございます。

さらに、13款予備費の状況でございます。これも下のほうに予備費の充当状況ということで、平成29年1月19日に給与のほうに不足が生じたため、3万7,694円を充当してございます。

以上が、総務課関連の詳細説明を終わらせていただきます。

○未来創生課長（久保 等君）

続きまして、平成28年度一般会計歳入歳出決算について補足説明いたします。未来創生課に関連する歳入歳出の補足説明をいたします。

決算書の10ページをお開きください。

12款使用料及び手数料1項使用料4目商工費使用料2節の貸工場施設使用料であります。これは日本マルコさんへの貸工場施設使用料として360万円であります。

続きまして、決算書の次ページの12ページです。

13款国庫支出金2項国庫補助金6目総務費国庫補助金の細節総務費国庫補助金であります。主なものとして地方創生事業の過疎化交付金、これは27年度から28年度の繰越事業であります。それが7,770万円が地方創生推進交付金、これは現年度であります。2,211万1,000円となっております。

その次の13ページであります。14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金の中の細節企画費補助金であります。当課の主なものとしまして、地方公共交通特別対策事業補助金320万2,000円、あと旅券事務交付金としまして38万5,000円などが含まれております。（「内訳は何か」と呼ぶ者あり）すみません、歳入の分の成果説明書のほうは準備しておりません。歳出のほうで説明いたします。

続きまして、決算書の14ページ。14款県支出金7項県補助金5目商工費県補助金の1節商工費補助金であります。これは消費者行政に係る活性化事業補助金であります。

次の15ページ、同じく14款7項1目の総務費県委託金の3節統計調査費委託金、この統計事務に関しまして主なものとしまして、28年度行われました経済センサスの活動調査費49万8,000円が含ま

れております。

続きまして、決算書の17ページであります。19款雑収入3項雑入1目雑入6節雑入の中で当課の主なものとしまして、一般コミュニティー助成西目手久250万円、上検福250万、その他青少年健全育成の助成金としまして100万、これはチャレンジ教室等に利用されているものであります。それと、IRU契約収入光ファイバー網施設貸付料としまして1,080万7,510円などが含まれており、当課の合計としまして1,764万3,599円となっております。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

決算書の23ページ、成果説明書は31ページになります。

2款総務費1項総務管理費8目文書広報費であります。この中の主なものを説明いたします。11節需用費であります。これは28年度に発行された広報いせんの印刷製本費であります。13節の委託料につきましては、町ホームページの改修委託料でございます。

続きまして、9目企画費、成果説明書においては28ページをお開きください。

企画費の中の主なものを説明いたします。11節需用費におきましては、光熱水費、これはサーバー室の電気料153万円、あと修繕費IP告知電柱移転等に274万3,000円、光伝送路修繕費、これは光ファイバーの切断とあと障害等による修繕であります。で、138万円等が含まれております。

13節の委託料であります。光伝送路施設保守委託料としまして、徳之島ビジョンさんへの委託料ということになります。14節使用料及び賃借料であります。九州電力さんへの電柱使用料と西日本電信電話株式会社様への電柱使用料、他自営柱の使用料が主なものであります。15節工事請負費、サーバー本体及び無停電電源装置更新工事であります。

続きまして、18節の備品購入費であります。これは旅券用の窓口端末機の備品購入であります。19節負担金補助及び交付金、これは成果説明書の27ページのほうもお開きいただきたいと思っております。負担金補助及び交付金の主なものとしまして、奄美群島航路対策協議会負担金、それに奄美群島広域事務組合負担金が主なものであります。

決算書、次ページの24ページをお開きください。成果説明書につきましては29ページになります。

11目企業誘致対策事業費の主なものとしまして、13節の委託料、これは高圧電気管理、それから浄化槽管理委託料が主なものであります。

続きまして、15目の生涯活躍のまち推進事業費、これが先ほど歳入でも説明いたしましたが、加速化交付金の繰越事業であります。成果説明書については同じく29ページから30ページのほうになります。

7節賃金、地方創生に関する事務賃金3名分であります。不用額の32万1,000円が発生しておりますが、事務員の日数、休みとか日数不足による不用額であります。

8節の報償費につきましては、各種講演会、それからシンポジウム時の講師等の報償費として主なものは講師の報償費であります。

9節旅費、地方創生事業にかかわる視察、協議、それからプラチナ大学への出演、それから、12

月に行われました地方創生世界自然遺産シンポジウム時の講師の旅費と、それから2月に行われました「行ってみたい！徳之島」、これは東京で行われましたが、そのときの旅費等になります。この旅費の不用額82万1,000円につきましては、当初の計画より日数及び移動に係る運賃が抑えられたためであります。また、この講師についても、当初の計画より近い沖縄からの講師等呼んだことにより、その運賃が抑えられたという理由であります。

続きまして、11節の需用費につきましては、事務消耗品とあとチラシ、シンポジウム時のポスター等の印刷製本費であります。

次ページの13節委託料であります、成果説明書は29ページであります。

生涯活躍のまち推進に向けた組織強化としまして、調査の委託料699万8,000円で、右側にあります1から4の項目、生涯活躍のまち基本計画の策定、生涯活躍のまち福祉ビジネス立ち上げ調査、③移住定住促進、④伊仙町地方創生の発信という内容の委託であります。

4番目の再生可能エネルギー利活用調査195万円につきましては、再生可能エネルギー利活用調査を実施し、小規模分散型太陽光発電施設を作成した、調査により作成したと。今後、再生可能エネルギーの取り組みをさらに推進したいということで、この事業の取り組みとしまして、その他に小規模な太陽光発電パネルを利用した外灯を寺子屋に来ている生徒さんたちに組み立てをしていただいて、各学校に外灯を設置したということも成果として上がっております。

成果説明書の30ページが一番下段一番下であります、情報発信基盤構築事業、これも13節の委託料としまして298万800円となっております。

町のホームページの内容、各課のお知らせや行事予定など、行政からの一方的かつ抽象的な情報発信となっていました、それを改善するための基盤構築委託であります。

続きまして、14節の使用料及び賃借料であります、これは先ほど申し上げましたシンポジウム、伊仙で行われましたものと東京開催の2カ所の会場使用料となっております。

続きまして、16目企業誘致促進整備対策事業であります、成果説明書は29ページになります。この事業も27年度からの繰越事業費であります。

13節委託料が企業誘致促進整備対策事業としまして、測量設計業務委託の459万円あります。

14節使用料及び賃借料の52万7,000円につきましては、工業団地、これは整地工事をする前ですが、工業団地伐採に伴う重機借り上げ料となっております。

15節工事請負費につきましては、造成工事3工区の938万7,000円あります。この不用額4,830万6,000円が発生した理由であります、当初27年度の計画では新規の企業誘致計画もありましたが、立地までは至らず、また工業団地横旧県道の改修工事等も検討しましたが、過疎債利用の地区外であったために実施できませんでした。その他に過疎債での事業だったため、起債の借り上げ額を抑えることも考慮し、4,800万の不用額が発生したということになります。

22節の補償補填及び賠償金であります、これは工業団地に建てられている支障電柱があったため、その移転料であります。

続きまして、決算書25ページの8目企業版ふるさと納税事業費であります。こちらは成果説明書の31ページになります。7節の賃金は、これは司書の賃金であります。13節委託料、東大ネットワークとの双方のライブ事業による委託料であります。

続きまして、19目学習支援プロジェクト事業費、同じく成果説明書31ページです。

8節報償費につきましては、学習支援員への謝金であります。14節使用料及び賃借料におきましては、先ほどの東大ネットワークの双方ライブシステムの使用料ということになります。

決算書29ページ、成果説明書においては31ページから32ページになります。

この統計調査費であります。1目統計調査総務費、それから次ページの統計調査員確保対策事業費までであります。これは県に報告する調査関係の事業になります。先ほども申しました歳入の主なものとして、経済センサスが28年度行われましたので、5目経済センサス活動費について説明いたします。

1節報酬につきましては、調査員に係る報酬であります。9節旅費、これが担当者の説明会旅費ということになります。11節需用費につきましては、調査に係る消耗品代ということになります。

決算書の49ページ、成果説明書の32ページをお開きください。

6款商工費1項商工費3目消費者行政推進費であります。7節賃金につきましては、相談員の賃金であります。8節報償費につきましては、弁護士相談会における謝礼金であります。9節の旅費につきましては、弁護士相談会の弁護士の旅費並びに相談員の研修会等への参加の旅費となっております。

以上、未来創生課からの補足説明といたします。

○建設課長補佐（稲泉喜博君）

建設課関係の平成28年度一般会計決算書についてご説明いたします。

決算書の9ページ、12款使用料及び手数料1項使用料2目土木費使用料の1節公営住宅使用料につきまして、歳入が4,288万3,500円、これは平成28年度公営住宅の家賃収入となっております。2節滞納繰越分、収入済みが48万5,600円、これは平成28年度の滞納分となっております。ちなみに、前に戻りますが、現年度については徴収率が98.1%、滞納分は1.4%となっております。

続きまして、11ページをお開きください。

13款2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金、歳入といたしましては、総トータル1億1,009万3,000円、これは公営住宅家賃低廉化事業、公営住宅建設整備事業、伊仙馬根線整備事業、阿権馬根線整備事業、面縄港長寿命化計画策定事業をトータルしまして1億1,009万3,000円となっております。

続きまして、2節防災安全社会資本整備交付金、歳入といたしましては、1億2,740万円になります。これは道路環境整備事業、橋梁の整備事業含めて1億2,700万余りとなっております。

歳出のほうに移らせていただきます。48ページをお開きください。

4項水産業費3目漁港管理費19節負担金補助及び交付金といたしまして11万8,000円、これは水産

土木技術センターの負担金、県漁港協会負担金となっております。

続きまして、50ページをお開きください。

7款1項1目土木総務費、主なものを申し上げます、19節負担金補助及び交付金の歳出が23万円、主なものとしまして、電子入札システムの共同利用料と市町村社会整備協議会の負担金となっております。

続きまして、2項道路橋梁費1目過疎対策事業費、主なものとしましては工事請負費、歳出が1,060万円、明許繰り越しが3,440万円となっております。これは役場横の中伊仙線の排水路布設するための事業費でございまして、当初28年度は半分約200mを整備する予定でございましたが、状況を踏まえまして急遽28年度中に全て施工するという方向になりました。そのために明許繰り越しをいたしまして工事費3,440万円を明許繰り越しとさせていただいております。

成果説明書の60ページに町単独道路整備事業実績（過疎対策道路整備事業）という形で工事費が2件お示ししてございます。

続きまして、3目道路維持費、主なものとしましては7節賃金928万円、これは各町道の補修の人夫賃金としまして歳出させていただいております。

14節使用料及び賃借料、こちらは1,471万6,385円の歳出でございます。主なものとしましては、町道補修に伴う重機の借り上げ料、建設課で所有し、リースしております大型のリース機のリース料も含んでおります。

16節原材料費、歳出が1,991万1,083円、これは町道補修に伴う主に生コン代、レミファルト代を支出しております。

51ページ、4目社会資本整備総合交付金事業費13節委託料の歳出が3,375万円、主なものとしましては、阿権馬根線の委託料、国有林解除に関する保安林解除に関する委託料が含まれております。14節使用料及び賃借料、支出が276万4,800円、土木積算システム使用料等によって歳出しているものです。15節工事請負費、支出額が1,414万5,000円、これは明許繰り越しとしまして6,200万5,000円、これは明許繰り越しになった理由といたしましては、国有林解除の手續に時間を要しております、29年度に明許繰り越しという形で提案させていただきました。

22節補償費80万円、この明許繰り越しの80万円も工事に対応する電柱移転費用として明許繰り越をお願いしております。本工事につきましの詳細につきましては、成果説明書の60ページ、離島振興事業費実績という形で工事費1件、委託が2件をお示ししてございます。

続きまして、決算書同じく51ページ、5目防災安全社会資本整備交付金事業、主なものとしましては、委託料1,349万400円、これは第2阿権橋の補修計画設計委託料等を計上してございます。

15節工事請負費1億6,357万5,100円、明許繰り越しとしまして5,000万円、これは鹿浦橋の下部工事のために明許繰り越しをさせていただきました。

成果説明書で申し上げますと、60ページ、防災安全交付金事業の中に工事費9件、委託料2件をお示ししてございます。

3項港湾費1目港湾管理費につきましては、委託料としまして450万円が支出されております。これは面縄港の海岸保全施設長寿命化計画の策定に要する費用でございます。

同じく52ページ、4項住宅費1目住宅管理費、主なものをご説明いたしますと、19節負担金補助及び交付金80万6,000円、住宅行政の協議会の負担金及び管理システム導入の負担金となっております。22節補償費30万円、これは大久保団地の3人に対する移転の支援といたしまして、支出しているものでございます。

2目公営住宅建設事業費、主なものは13節委託料1,016万8,200円、東伊仙東の設計料で支出しております。

15節工事請負費、支出が1億3,945万8,800円、これは喜念団地の建設事業費でございます。工事費の繰り越しとしまして、69万4,000円を計上させていただいております。

3目定住促進住宅整備事業費、主なものに行きます。13節委託料295万200円の支出であります。これは阿権地区と阿三地区の排水路の設計図で使用しております。

15節工事請負費、支出はゼロですが、明許繰り越しとして2,000万円やっております、29年度に一応阿権の排水路の工事、阿三の排水路の工事を現在して、今終了しているところでございます。

17節公有財産購入費、支出が250万円、明許繰り越しとして150万円、支出済みは阿権地区の敷地購入費でございます。繰越分といたしましては、小島地区に本年度計画予定している小島地区の敷地購入費を明許繰り越しさせていただいたものでございます。成果説明書の61ページに定住促進住宅建設事業費としましてお示しさせていただいております。

建設課からは以上でございます。

○耕地課長補佐（屋島啓孝君）

耕地課からの補足説明をいたします。

歳入について、決算書の8ページをお開きください。

11款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金、2、滞納繰越分、調定額7,040万6,683円に対して、収入済み額722万9,846円、収入未済額6,317万6,837円、徴収率10.3%です。

14ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金4目農林水産業県補助金3節農地費補助金、調定額2,276万円に対して収入済み額2,276万円、これは主に多面的機能支払い交付金、地籍調査補助金です。歳入は以上です。

次に歳出です。決算書の46ページをお開きください。成果説明書は58ページになります。主なものを説明します。

5款農林水産業費2項農地費1目農地総務費19節負担金補助及び交付金、支出済み額3,403万9,200円、これは主に多面的機能支払い交付金町負担金です。

2目、19、負担金補助及び交付金、支出済み額8,480万9,535円、これは主に県営畑総町負担金です。

4目ダム管理費13節委託料243万8,138円、これは主に中部ダムのテレメーター保守点検委託料で

す。

6 目地籍調査事業費13節委託料、支出済み額873万9,000円、これは地籍調査伊仙の一部、仙寿の里から当原住宅までの28haで徳之島測量が調査委託を受けております。

耕地課の説明は以上です。

○経済課長（元田健視君）

引き続きまして、経済課の補足説明をいたします。

決算書、歳入について14ページをお開きください。

14款県支出金 2 項県補助金 4 目農林水産費県補助金 2 節農業費補助金 1 億5,241万7,800円のうち、主なものとして青年就農給付金事業補助金1,210万円、農地集積協力金522万9,000円、奄美群島農林水産物輸送コスト支援事業補助金5,742万7,139円、鳥獣被害対策事業補助金として394万2,000円、農業創出緊急支援事業補助金として4,280万6,000円、これはバレイショ収穫機（ポテトハーベスター）等の機械導入のほうになります。園芸産地再生産支援事業補助金として2,951万円、これは平成28年2月の寒風被害に対するバレイショの補助金になります。

続きまして、4 節林業費補助金335万9,120円のうち、保全松林健全化整備事業委託金として257万2,000円になります。

5 節水産事業補助金697万7,000円のうち、離島漁業再生支援事業補助金として591万6,000円になります。

続きまして、3 項県委託金 3 目農林水産業県委託金 1 節農業費委託金793万円のうち、奄美群島ミカンコミバエ緊急防除事務委託料として215万8,000円、あと奄美群島特別特殊病害虫対策事業委託金として542万3,000円となっております。

続きまして、19款諸収入 3 項雑入 1 目雑入 6 節雑入6,547万604円のうち、411万2,146円が農地中間管理事業事務委託費になっております。

続きまして、5 項貸付金元利収入 1 目農林水産業貸付金元利収入 1 節貸付金元利収入、調定額500万を計上しておりますが、これは直売所百菜のほうに貸し付けをしている金額でございます。金額ですが、まだ返納はされておられません。

続きまして、歳出について補足説明をいたします。

決算書、41ページからになります。明細書は54ページからになります。

5 款農林水産費 1 項農業費 4 目農業総務費11節需用費473万5,000円のうち主なものとして、堆肥センターの10 tトラック及び堆肥散布車の修繕費となっております。

続きまして、42ページ、18節備品購入費です。これは堆肥センターの10 tトラックの堆肥運搬のための新規購入に伴う支出になっております。

続きまして、6 目糖業振興費19節負担金補助及び交付金で主な支出として、環境に優しい農業総合推進事業土づくり堆肥投入事業として600万、サトウキビ産地確立緊急事業として468万、この事業はアオドウガネ可動式誘殺灯200基と堆肥助成の分になります。

続きまして、43ページ、7目有機物供給センター管理運営費11節需用費の800万640円は、液肥センターの液肥輸送ポンプ等の修繕費になっております。

8目園芸振興費19節負担金補助及び交付金3,007万4,000円のうち、2,951万が園芸産地再生産支援事業になります。これは先ほど申し上げました、平成28年2月に起きたパレイシヨの寒風被害に伴う補助金になります。

9目畜産振興費19節負担金補助及び交付金888万4,460円のうち、600万円が優良素牛保留事業210頭分の補助になります。23節償還金利子及び割引料811万3,140円は、伊仙町肉用牛特別導入基金事業国庫基金の返納分になります。

続きまして、44ページ、12目農林水産物輸送コスト支援事業6,599万9,004円は、平成28年3月から平成29年2月までの農林水産物輸送コストの支援事業の補助になります。この補助はJA及び民間2業者に対しての行っている補助金になります。

続きまして、13目青年就農給付金事業19節負担金補助及び交付金1,200万円は、1人1年間150万円の8名分になります。成果説明書55ページなんですけど、この分でここに7名分となっているんですけど、この分8名のほうに訂正をお願いいたします。

続きまして、45ページ、15目農地中間管理事業19節負担金補助及び交付金522万9,900円の内訳として、農地集積が2件、阿三地区35haのうち14ha、崎原地区が20haのうち7.6haであります。あと経営転換が5件ありまして、5万242a、1人当たり大体50万円の支給を行っております。

続きまして、16目鳥獣被害対策事業費8節報償費100万8,000円、有害鳥獣捕獲駆除としてイノシシ1頭当たり1万8,000円の56頭分になります。成果説明書には36頭分となっておりますが、この差額の20頭分は町費で賄っております。あと36頭分は県費で賄っているということになります。

16節原材料費411万4,800円は、イノシシ侵入防止柵2,500m分の材料費になります。

続きまして、18目奄美農業創出支援事業19節負担金補助及び交付金4,280万6,000円は、2営農集団と1法人に対するパレイシヨ収穫機（ポテトハーベスター）3台、他にトラクター等の補助になります。

続きまして、20目農業支援センター改修事業費15節工事請負費3,532万9,711円のうち、27年度明許繰越予算として3,099万円、28年度事業として433万9,771円となっております。

18節備品購入費1,069万8,000円は、支援センター内の机、椅子、パソコン等の購入費用になります。

続きまして、48ページ、3項林業費1目林業振興費13節委託料380万7,000円のうち、266万7,600円を松林の健全化整備事業松くい虫駆除伐倒作業委託料として支出しております。

続きまして、4項水産業1目水産振興費19節負担金補助及び交付金797万9,000円のうち、788万円が離島漁業再生支援事業補助金として支出しています。

以上、経済課の補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

ここでしばらく休憩いたします。午後は1時から開会したいと思います。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時05分

○決算審査特別委員長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中詳細な説明いただきながらのあれでしたけれども、要望としては、来年度以降は歳入に関しても明細書のほうに、成果説明書のほうに記載のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一点、例えばいろんな徴収料とか手数料とかありましたけれども、10%程度しか徴収できていないとか、そういったことがあった場合、その理由は何かとか、来年度に向けてこういった取り組みをしているとか、そういった説明のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、補足説明があればこれを続けたいと思います。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

きゅらまち観光課のほうから決算のほうの説明をいたします。皆様のお手元の10ページを開いていただきたいと思います。

12款使用料及び手数料の目、商工費使用料の節の観光施設使用料でございますが、411万2,255円、歳入になっておりますけれども、これはビデオ撮影、またなくさみ館使用料、それから展示室の入館料等でございます。

次に、12款の2、衛生費手数料の節1の諸手数料でございますが、これは犬の登録代、また、ごみの処理収集業の許可手数料等であります。

次に、11ページ目、13款国庫支出金の衛生費国庫補助金、環境衛生費補助金でございますが、1,060万入金されておりますが、これは浄化槽設置の国の2分の1でございます。

次に、13ページのほうをお願いいたします。目の4、14、支出金のこれも環境衛生費補助金であります。これも浄化槽の県の補助金のこれは4分の1となっております。

次に、15ページのほうをお願いいたします。これも県支出金の県委託金でございます。これは海岸漂着物地域対策推進事業の国のほうの1,433万入金になっておりますが、これは95%が国の歳入であります。

次に、17ページ目の目、雑入の節の6、ここも雑入でございますが、これはヤスデ対策費、またハブの駆除費、そして権限移譲交付金、そして徳之島愛ランドのほうから返納金ございましたので、これが歳入になっております。

歳入のほうは以上でございます。次に、歳出のほうに移ります。皆様の決算書の24ページをお願いします。成果説明書は50ページから53ページになっております。

まず、12目の世界自然遺産推進事業、増額に関してはさほど限度はございませんが、主な支出といたしましては、奄美德之島自然体験活動推進協議会への負担金でありまして、事業の内容が奄美

群島の世界自然遺産に向けて、希少野生動植物の絵画展の実施や、ニュースレター「奄美の風だより」の発行などをしております。こういうパンフレットを、こちらのほう（掲示） こういうのを発行して協議会が推進しているところでもあります。

次に、13目景観計画策定推進事業でございますが、これも支出が36万2,680円支出してございますが、主な支出として、これも負担金でありまして、景観形成環境保全活動支援事業補助金を活用して、今回は上晴集落と崎原集落に助成を行いました。上晴集落と崎原集落は内陸にあり、土地改良事業等により目印が少なく、道に迷う人が多く、住民から看板の設置の声があり、集落の入り口から小原海岸までの道のりに5つの看板を設置いたしました。非常に効果があると聞いております。

それから、阿権集落では年間通して多くの観光客が訪れることから、集落の清掃管理にということで、住民たちで清掃している中で、清掃器具を助成いたしております。

また、身近な景観をいかに気づかせ、環境自然の掘り起こし等をアドバイザーであります浜本奈鼓先生から、ここは残したい美しい景観について、議員の方々もまた職員、そして区長等で講話をいただいているところでもあります。

それから、14、徳之島エコツーリズム推進事業でございますが、当初は1万円組んでおりましたが、これを減額いたしましたわけですが、この事業は広域連合が事務局として各島々の認定ガイドを育成しており、国立公園指定及び世界自然登録に伴い、観光客が増加が予想されるということで、奄美群島においても質の高いエコツーリズムガイドを目的として、幅広い関係者が連携してこれを推進しておりまして、まち歩き、また海岸の生き物ガイド、それから、林道の散策ということのガイドということで、徳之島で20名の登録が今なされて、伊仙町で7名登録がされております。

この方々に文書を通ずる切手代として役務費として組んであったんですが、他のところ、他のほうから支出ができたものですから、今回こういう減額した次第であります。

次に、37ページをお願いします。すみません、36ページの一番下のほうから37ページです、環境費の目、環境衛生費でございますが、当時として、大まかに380万ほど減額がなされておりますが、これは浄化槽、19の負担金のほうの浄化槽が当時計画で60基計画して進めておりましたが、実績として43基となり、その差額が減額の対象になって大きな金額を減額することになりました。

次に、清掃費です、これは、これも大まかにすると640万ぐらい増額になっておりますが、これは19の負担金によるもので、さっきは徳之島愛ランドでありまして、当時火葬炉の新設工事が伴うということで、このときちょっと増額した次第であります。

それから、美しい村づくり総合整備事業費でございますが、主な活動といたしましては、クリーン作戦時の協力費、そして不法投棄の看板設置や、それからごみステーションの設置などで経費を使っております。

次に、海岸漂着物推進事業でございますが、この事業は次年度繰り越しということで今現在また活用させていただいております。去年の回収量として126 tほど回収しております。これは51ページの成果説明書に載っておりますので、目を通していただきたいと思っております。

次に、49ページのほうをお願いします。49ページ。

商工費のほうでございますが、これは主な活動といたしましては、商工会への補助金でございますが、商工会のほうでもプレミアム商品券を活用いたして、それから小規模事業販路開拓ということで、鹿児島市などで地域でつくったものを販売していて、大きく推進しておるといっております。

次に、観光費でございますが、これも、当初予算より360万ほど増額しておりますけれども、この増額分としましては、皆様もご存じのとおり、今回、慰霊祭に彬子女王殿下をお招きしての盛大になされたわけで、ちょっと増額した次第で、補正組んでしております。

この他にもこれだけではなくて、成果説明書の52ページのほうにもございます商工観光費の事業名、成果物が掲載されておりますが、目を通していただきたいと思っております。

次に、徳之島地域文化情報発信施設としてございますが、これも117万ほどこれは増額になっておりますが、主に光熱費とか、浄化槽の管理費とか、そういう面々が高額になっておまして、こういう状況でございます。

きゅらまち観光課のほうからは以上です。

○税務課長（名古健二君）

皆さん、お疲れさまです。税務課のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、決算書のほうの歳入の6ページをお開きください。

1款町税1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項市町村たばこ税とのついででございますが、決算書のほうで説明より成果説明書のほうがわかりやすいので、そちらのほうでちょっと説明させていただきたいと思っております。成果説明書の33ページから4ページ、5ページ、6ページをお願いします。

まず、33ページのほうは、賦課事務のほうの説明となっておりますので、33ページ、34ページはお目通し願いたいと思っております。

35ページのほうから徴収事務の説明になっておりますので、そちらのほうの説明をさせていただきたいと思っております。

まず、ちょっとその前に1カ所訂正がございまして、36ページの表6、下のほうから3行目で29年度の調定額というところで、1,026万5,591円になっているのを1億296万5,591円へ訂正お願いしたいと思います。これに伴いまして、右側の29年度の徴収率のほうの932.81%を93%へ訂正お願いしたいと思います。下から3行目になります。国民健康保険税現年度分のほうになります。

それでは、35ページの成果説明書のほうをお開きください。

表2、町民税個人分の現年度分から説明させていただきます。

28年度調定額1億2,083万2,120円に対しまして、収納額が1億1,629万829円であります。徴収率が96.24%になっております。これは前年度と比較しますと、0.73%の減になっております。

原因としまして、大島税務署の立ち入りがありまして、それで過去3年まで追徴金が支払わないといけなくなるということで、約160万円、約1.5%ほどこれにより徴収率が減になっております。

続きまして、個人分の滞納繰越分、調定額28年度1,027万5,889円に対しまして、徴収率186万5,685円、徴収率18.16%になります。

続きまして、法人税、現年度1,093万2,600円の調定に対しまして、収入額が1,062万2,600円になっております。徴収率97.16%、昨年より0.1%の増になっております。これで未納額が45万円出ていまして、これのちょっと内訳を申しますと、小売店が2件、医者が1件、業者が2件、合わせて5件になっております。今現在、2件、小売店1件、業者1件は納付が確認されております。残り3件が今未納の状態であります。

続きまして、固定資産税、28年度現年度分1億553万6,500円に対しまして、収入額9,893万1,700円であります。徴収率93.81%、昨年度より0.5%の増になっております。滞納繰越分2,907万8,200円に対しまして、収入額335万8,300円になります。徴収率11.55%になっております。

続きまして、軽自動車税、調定額2,886万7,900円に対しまして、収入額2,640万8,900円になっております。徴収率91.48%、昨年に比べて1.53%の減となっております。理由としまして、27年度より軽自動車税が上がったということで、約13年以上たっている車に対して6,000円ほど1台当たり上がったということで、約80台ぐらいの滞納が出ておりますので、その分だと考えられます。

続きまして、たばこ税、現年度分4,946万5,484円の調定に対しまして、収入額4,946万5,484円の100%の徴収率であります。昨年に比べまして、約100万ほど収入額が減になりまして、これに関しましてはたばこの税は上がったんですけども、たばこの売り上げの本数が減ったということが考えられると思います。

続きまして、収入額の内訳のほうの下のほうの現年度分繰越分を見ていただきたいんですけども、現年度分のほうの28年度の収入額が現年度分と繰越分を足しまして、3億919万7,098円に対しまして、27年度が3億413万3,290円、差し引き506万3,880円の去年より収入額は増になっております。

次に、収入未済額を見ていただきたいと思います。内訳の現年度分、繰越分下のほうになります。28年度が4,695万3,215円に対しまして、27年度が4,080万9,503円になります。614万3,712円の増になっております。調定額の増のために両方とも増になったと考えられます。

あと表3のほうの(2)滞納処分の実施状況を見ていただきたいと思います。

動産2件とありますけども、これは家宅搜索の2件になります。去年より差し押さえ額が約100万円ほど伸びております。

あと表4のほうに不納欠損額の税別状況が書かれております。お目通し願いたいと思います。

これは消滅時効の分であります。23年度以前の分になります。法人税の1件の5万円は、農産物の販売業者でありまして、24年度に廃業しております。

以上で徴収のほうの説明を終わります。

次に、決算書の74ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項明細書の1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者国民健康保険税の合計額の現年度分と滞納繰

越分の説明をしたいと思います。

現年度分の調定額は9,974万6,300円でありまして、収入額が8,575万5,359円で、徴収率が85.97%になっております。27年度の徴収率89.45%より3.48%の減になっております。税務署の立ち入りによる追徴税などが大きな原因ではないかと思われま。

続きまして、滞納繰越分の調定額は5,522万1,950円で、収入額は962万8,328円であります。徴収率は17.44%になります。前年度の15.08%より2.36%の増になっております。滞納処分としまして、給与差し押さえ等行ったのが要因ではないかと思っております。

合計額の調定額が1億5,496万8,250円で、収入額が9,538万3,687円あります。徴収率は61.55%になっております。前年度の61.25%より0.3%の増になりました。

続きまして、不納欠損額が286万3,400円となっております。人数としまして73名、期数としまして納期数としまして255件になります。これも全て5年以上たちました消滅時効分になります。

これで歳入のほうの説明を終わります。

次に、決算書の26ページをお開きください。

税務課のほうは前年度とほぼ一緒でありまして、流用額や不用額もありませんので、説明のほう省かせていただきます。お目通し願えれば助かります。よろしく願います。

これで終わります。

○町民生活課長（水本 齊君）

町民生活課から決算書の説明をさせていただきます。

まず、10ページをお開きください。

11款分担金及び負担金 2 項負担金 1 目民生費負担金 2 節私立保育所保育費負担金、これは私立保育所に通っている園児の保育料でございます。36万5,160円が未収入でございますが、現在徴収を進めておりまして、15万8,000円が現在残額で残っております。引き続き、徴収のほうを進めてまいりたいと思います。

その下3節保育費負担金滞納繰越分は、全て徴収済みでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

12款使用料及び手数料 2 項手数料 1 目総務費手数料、先ほど総務課のほうからも説明がございましたが、収入済み額628万7,500円、このうち623万500円が窓口手数料のほうになります。

13款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 2 節児童福祉費負担金、これは私立保育所に通っている園児延長に委託費として支払われているものでございます。国の負担率が4分の2、県が4分の1、町が4分の1でございます。

続きまして、3節児童手当負担金、これは児童手当の負担金補助でございます。

続きまして、12ページをお開きください。

13款国庫支出金 6 項目総務費国庫補助金 1 節総務費国庫補助金、この中に1億732万4,019円の中に個人番号交付事業交付金が106万3,000円入っております。

続きまして、3項国庫委託金2目民生費国庫委託金1節社会福祉費委託金、これは国民年金事務の委託費でございます。

続きまして、14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金3節児童福祉費負担金、先ほど国の事業と同じようにこれも私立保育所の児童委託費の県負担分です。4節児童手当負担金、これも児童手当の県負担金の分でございます。

続きまして、17ページをお開きください。

19款諸収入3項雑入1目雑入3節過年度収入、これは平成27年度の保育給付費の国、県の過年度収入分でございます。収入は以上です。

続きまして、歳出のほうの27ページをお開きください。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費13節委託料、これは戸籍総合システムの委託費でございます。18節備品購入費、マイナンバーに対応するプリンターの購入費でございます。

3目個人番号カード交付事業費53万9,000円が翌年度の繰越額として出ておりますが、これは平成28年度にカード交付事業が完了していないことから、29年度へ繰り越すものであります。

続きまして、35ページをお開きください。

3、民生費、2、児童福祉措置費、1目児童福祉総務費、13節委託料、伊仙町社会福祉協議会様に児童館の管理委託料をしているものでございます。続きまして、20節扶助費、これは児童手当の支払い額でございます。

2目へき地保育所費18節備品購入費、阿三保育所にクーラーを購入して導入させていただいた費用でございます。

3目私立保育所費、36ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金、3園の私立保育所に対して委託費の負担金でございます。

6目保育施設支援事業費18節備品購入費、これは地方創生事業でへき地保育所3園に遊具等の備品を購入した費用でございます。

以上で、町民生活課からの説明を終わらせていただきます。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

保健福祉課の28年度一般会計歳入について先に説明をさせていただきます。

決算書8ページ、分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節老人福祉費負担金、身体・精神等経済的理由で施設への入所、老人の施設入所への個人負担分としてであります。

同じく、4節療育療養費個人負担金、これは療養医療にかかわる個人の負担分であります。

2目保健衛生費負担金1節保健衛生費負担金、各がん検診等検診にかかわる個人負担分になります。

続きまして、10ページ、すみません、お開きください。

13、国庫支出金1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉負担金、国保基盤安定負担金、障害者自立支援給付金、障害者自立支援医療費給付金等の国庫2分の1負担分でございます。

11ページ、同款2項国庫補助金1目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金、障害者地域生活支援事業、国庫2分の1の補助金、臨時福祉給付金10分の10国庫、養育医療2分の1国庫負担分であります。

同目4節老人福祉費補助金、低所得者介護保険料の軽減負担金国庫2分の1補助金であります。

2目衛生費国庫補助金2節保健衛生費補助金、女性がん検診、特定年齢に達します女性がん検診の受診の補助金クーポン券等の国庫2分の1の補助金になります。

12ページ、お開きください。

14款県支出金1項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金、これも国庫と同じく国保医療費、障害自立支援事業費、県4分の1の負担分でございます。また、重心医療障害者医療費の補助2分の1でございます。2節老人福祉費負担金、後期高齢者保険料の低所得者への軽減分、県4分の3の負担になります。

続きまして、13ページ、2項県補助金2目民生費補助金1節社会福祉費補助金、障害者の地域生活支援事業補助金、県4分の3、ひとり親医療費2分の1、乳幼児医療費2分の1、養育医療費4分の1、元気度アップ地域包括ケア推進事業、10分の10の県補助金になります。

同じく、2節老人福祉費補助金、老人クラブ育成補助金、介護保険低所得者軽減措置入所措置事業及び低所得者介護保険料軽減分の県補助金になります。

3目衛生費県補助金2節保健衛生費は、健康増進事業または離島地域の不妊治療の医療にかかわります県の補助金で2分の1でございます。

歳入につきましては、説明を終わります。

歳出のほうになります。成果説明書のほうは36ページから37ページになります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金、決算書31ページをお開きください。支出額の大きいものと不用額の大きいものについてご説明いたします。

社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金については、主なものとしまして、社会福祉協議会運営費補助金と民生委員協議会補助金、福祉専門員設置補助金などで、社会福祉協議会等への補助金1,155万2,000円であります。

続きまして、同項28節繰出金は、国保特別会計、介護保険特別会計に関する町負担分繰出金総額2億4,168万6,410円であります。特別会計繰出金につきましては、各特別会計決算書、一般会計繰入金をご参照ください。

同項3目老人福祉費におきましては、13節委託料として第7期高齢者福祉計画介護保険計画調査委託費として90万7,200円、19節負担金補助及び交付金では、主なものとしまして、老人クラブへの補助金152万円でございます。

同項4目後期高齢者医療費28節繰出金1億4,464万8,787円で、主なものとしまして、後期高齢者医療費にかかわる後期高齢者特別会計への繰出金であります。

続きまして、32ページをお開きください。

同項6目障害者福祉費19節負担金補助及び交付金110万2,200円は、主なものとしまして、伊仙町障害者福祉協議会補助金72万円などであります。

その下、同目20節扶助費2億5,532万9,758円は、障害者の医療費、介護給付費、生活用具給付、身体障害者・障害児施設入所訪問旅費などであります。

またその下、23節償還金利子及び割引料560万795円は、過年度27年度分の自立支援給付費、障害児施設給付費等の負担金確定による国県への償還金であります。

同項8目重心医療20節扶助費は、重度心身障害者医療費助成受給資格登録者の自己負担に関する医療費の助成として、1,713万2,401円を扶助するものであります。

決算書33ページをお開きください。

同項10目臨時福祉給付金事業費19節負担金補助及び交付金1,241万1,200円は、低所得者向け及び低所得の障害遺族基礎年金受給者への臨時福祉給付金事業事務及びシステム改修費給付費などあります。

続きまして、その下、11目臨時福祉給付金低所得者向け、19節負担金補助及び交付金は、システム改修費及び低所得者1人3万円の給付費で総額5,010万3,000円であります。

続きまして、34ページ、同項13目地域包括ケアシステム確立事業は、27年度からの繰越明許費の事業でございまして、地方創生事業の一環として実施したものであり、13節委託料188万5,680円は、システム確立に向けた人材育成として健康運動インストラクターの養成や養成講座の修了後の生き生き教室への活動の仕組みを助言し、または介護給付費の分析による事業効果の検証や伊仙町の課題整理など、専門機関としてくまもと健康支援研究所への委託費であります。不用額57万7,564円ありますが、教室運営費等の実績に応じての残であります。

続きまして、同項15目小さな拠点づくり推進事業は、先ほどの事業と同様、地方創生事業の一環として実施したものであり、主なものとして、ほーらい館を拠点とした介護予防教室、介護予防園芸療法事業費にかかわる事業費として、18節備品購入費405万820円は、教室参加者で送迎を必要とする方などへ公用車2台分などあります。

続きまして、決算書36ページ、3款民生費2項児童福祉費4目子育て支援事業費の扶助費1,252万3,352円は、主なものとしまして、第1子以降の子育て支援金として67人に総額620万円、ひとり親家庭医療費助成事業費318万2,830円、乳幼児医療費助成事業259万6,618円などあります。

続きまして、4款衛生費、保健センターの事業費であります。成果報告書は38ページから40ページまでになっています。決算書38ページをお開きください。

4款1項保健衛生費7目予防費11節需用費495万1,528円は、主なものとしまして、各種予防接種ワクチン代でありまして、13節委託料1,124万267円につきましても、乳幼児の各種予防接種や高齢者の予防接種または結核検診の医療機関などへの委託料であります。

その下、6項8目健康増進事業費13節委託料1,379万992円につきましても、各種がん検診等の検査機関やシステム管理に関する委託料であります。

39ページ、9目すくすく親子推進事業費13節委託料500万703円についても、妊婦や乳幼児健診委託料が主なものであります。

同項19節負担金補助及び交付金625万8,484円は、産科医確保にかかわる補助金600万他不妊治療費支援事業への助成であります。

同項20節扶助費59万470円は、母子栄養ミルク扶助やハイリスク妊産婦島外医療受診にかかわる旅費の一部助成などであります。

以上で、保健福祉課管轄一般会計決算審査にかかわる説明であります。よろしくお願いいたします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

それでは、教育委員会総務課管轄の説明をさせていただきます。

まず、歳入で9ページ、11款分担金及び負担金2項負担金3目教育費負担金、収入済み355万2,000円は、幼稚園の保育料及び預かり保育の保護者負担分でございます。

続きまして、12ページ、13款国庫支出金2項国庫補助金5目教育費国庫補助金、こちらの1節小中学校補助金は、歳入済み504万2,000円、小中学校の高度僻地修学旅行に対する補助金でございます。その下、幼稚園費補助金は23万6,000円、こちらは、伊仙町内の方のご子息で町外の幼稚園を利用する場合の補助でございます。

その下、4節保健体育補助金7万8,650円は、小中学校の新生児に対しまして、心臓検診をする際の補助金でございます。

続きまして、14ページ、6目教育費県補助金2節保健体育費補助金16万4,000円は、スクールガードに対する県の補助金でございます。

その下の教育費補助金の45万円は、スクールソーシャルワーカーとして伊仙町で1名委嘱をしているんですけれども、小中学校の児童生徒のいろんな悩み相談を乗ってくださる方に対する補助金でございます。

続きまして、15ページ、15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入、収入済み974万4,180円のうち、669万円が小中学校の教職員に対します宿舍の住宅の収入でございます。

最後に、収入のほうで17ページ、19款諸収入3雑入1目雑入の6雑入のうち、6,547万604円のうち、41万4,800円が伊仙小学校の太陽光発電の売電収入でございます。

続きまして、歳出のほうで54ページ、成果説明書のほうは69ページから73ページでございます。

支出額の大きいものを説明させていただきます。

9款教育費1項教育総務費、1、教育委員会費、こちらのほうは教育委員の皆さんに対する表でございますけれども、今回マイナスの22万4,000円と出ている部分に関しましては、こちらは昨年度、大島郡内の教育委員の研修会が知名でございましたけれども、当日船が抜港いたしまして参加できずに、その分で旅費のほうが減額になっております。

続きまして、2目の事務局費は、伊仙町教育委員会総務課の経費でございます。この中で特に金額の大きいのが、11の需用費はコピーのカウンター代もろもろ経費でございます。

続きまして、55ページの18備品購入費支出済み額161万2,880円につきましては、この中で主なものといたしまして、学校の教職員に対しますノートパソコンを20台配布いたしました。そちらが132万円ほどでございます。

続きまして、56ページ、小学校費の9目学校管理費、こちら支出が大きいのは7番、賃金は小学校8校中7校の用務員さんの賃金でございます。

続きまして、すみません、57ページの18節備品購入費261万5,600円、主なものといたしまして、小学校の机、椅子を80個更新をした費用が254万8,800円でございます。

その下の10目教育振興費、こちらのうちの18節備品購入費は、理科の教材を各学校購入した費用とその下の20、扶助費383万円ですけれども、こちらは小学校の高度僻地修学旅行費が265万6,000円、残り117万4,000円が準要保護の児童の援助費でございます。

58ページ、中学校費の4、学校管理費の中の18節備品購入費90万6,000円、こちらも机、椅子を20組と、あと英語の指導用にノートパソコンを購入いたしております。その下の19節負担金補助及び交付金147万8,155円のうち100万円が、伊仙町内の中学校の体育連盟に対する補助金でございます。

その次の5目教育振興費、こちらの18節備品購入費は中学校の理科の教材に対する購入費でございます。その下の扶助費も先ほど小学校と同様に、こちらは中学校のほうの高度僻地修学旅行費346万5,000円並びに準要保護の生徒に対する費用でございます。

その次、6目学校建築費が6月議会でも説明いたしましたとおり、明許繰り越しになっておまして、伊仙中学校の耐震補強の工事でございます。9節の旅費、11節の需用費、12節の役務費、13節の委託料が、こちらが設計監理と工事管理の委託料及び15節の工事請負費2,440万円が本体工事及びサッシ工事となっております。

続きまして、59ページ、幼稚園管理費、こちらは主なものといたしまして、7節の賃金321万2,100円、こちらは幼稚園3園ございますけれども、こちらの代がえであったり、預かり保育の先生方の賃金でございます。

最後に、65ページ、1目保健体育総務費、この中で大きなのが12節役務費107万9,082円、こちらは教職員の健康診断の際の検査料でございます。よろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時23分

○決算審査特別委員長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会教育課長（明 勝良君）

それでは、社会教育課管轄にかかわる平成28年度収入、歳入歳出の決算書について説明をいたします。

まず、歳入でございますが、決算書の10ページをお開きください。

12款1項3目1節社会教育使用料の150万9,613円でございますが、総合体育館並びに体育施設及び公民館の使用料、さらには歴史民俗資料館の入館料となっております。ちなみに、28年度の歴史民俗資料館の入館者数は1,677名となっております。

続きまして、12ページをお開きください。

12ページの13款2項5目3節社会教育補助金の220万円でございますが、こちらにつきましては、町内の遺跡調査の事業費の補助金及び史跡の管理計画策定業務の補助金となっております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

同款同項の6目、1、社会教育費補助金でございますが、こちらのほうも町内の遺跡及び史跡の県よりの補助金でございます。

続きまして、15ページ、同款の3項4目1節社会教育費委託金でございますが、こちらのほうは県営畑総地内の遺跡調査にかかわる県よりの委託金でございます。

続きまして、17ページをお開きください。

19款3項1目6節の雑収入の収入済み額のうち、スポーツ振興くじ助成金が262万円、さらに一般コミュニティー助成金100万円が含まれております。

以上が収入の結果でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

成果説明書は74ページから78ページとなっておりますので、ご参照いただきたいと思います。決算書の59ページのほうから、59ページの9款5項1目の次のページになりますけれども、60ページのほうの19節負担金補助及び交付金でございますが、こちらのほうは各種団体、地域女性連並びに青年団、こういった各種団体の補助金及び県地区の各種の負担金となっております。

続きまして、主なものについてご説明をさせていただきたいと思います。

2目の公民館運営費7節につきましては、公民館のほうの出向職員の賃金でございます。11節の需用費につきましては、主なものは公民館の床の張りかえのほう、並びに光熱費、クーラー等の修繕費となっております。

続きまして、3目文化費、同じく19節の負担金補助及び交付金でございますが、こちらのほうは町文化協会の補助金並びに県地区の文化協会の負担金となっております。

次のページ、61ページでございますが、4目の図書室運営費11節需用費のほうの主なものは、書籍費となっております。13節委託料につきましては、図書館システムの導入並びにシステムの保守管理費となっております。

続きまして、5目歴史民俗資料館費の11節需用費でございますが、こちらのほうは印刷製本、平

成29年2月に面縄貝塚のほうが国の指定を受けたということで、報告書等の増刷等が行われております。

続きまして、6目の社会体育費、次のページ62ページの13節委託料でございますが、高圧電気管理等の委託をしているものでございます。同じく18節の備品購入費でございますが、レスリングマットの購入及び多世代交流地域施設の機能拡大備品が購入されております。同じく19節の負担金補助及び交付金でございますが、町体育協会の補助金、町スポーツ少年団体への補助金、並びに県民体育大会大島地区大会の負担金等でございます。

7目の生涯学習振興費につきましては、19節負担金補助及び交付金につきましては、町生涯学習推進大会が昨年度は行われましたので、補助金となっております。

8目美名山公園管理費につきまして、7節の賃金等につきましては、体育館の事務賃金並びに伐採賃金となっております。

11節の需要費につきましては、体育館等の雨漏りの修繕等が主なものでございます。

続きまして、9目並びに次のページの10目、11目につきましては、国、県の補助を受けまして、町内史跡等の調査事業が行われておりますが、賃金等につきましては、発掘作業員並びに整理作業員の賃金となっております。

また、13節の委託料につきましては、出土品の分析調査の委託料となっております。

同じく14節の使用料及び賃借料等については、発掘現場における機材重機等の借り上げ等が主なものでございます。

12目県道拡幅工事に伴う遺跡調査、発掘調査事業費におきましては、犬田布岬の入り口の県道の調査でございましたけども、調査範囲が拡大するというようなことで、県との協議の上、事業を実施に当たっては先送りしてございます。

続きまして、64ページをお願いいたします。

13目並びに14目、15目におきましても、県、国の補助を受けて実施をしております。なお、主なもの、賃金、並びに、先ほど同様、賃金並びに使用料及び賃借料等については、発掘現場、調査現場における発掘作業員の賃金並びに整理作業員の賃金。また、委託料につきましては、出土品の分析調査費などになっております。

続きまして、目16の青少年健全育成事業費でございますが、こちらのほうは一般コミュニティー助成事業を充当といたしまして、毎年、行われておりますが、伊仙チャレンジ隊の旅ということで、児童生徒の健全育成事業として実施をいたしているものでございます。

以上、社会教育課管轄の説明を終わります。

○学給センター所長（伊藤勝徳君）

それでは、平成28年度歳入歳出決算書の給食センターの説明をしたいと思っております。歳入につきましては、17ページをお開きいただきたいと思います。

19款諸収入4項受託事業収入1目受託事業収入、2節製パン加工賃といたしまして、製パン加工

賃222万2,309円と米飯加工賃299万4,378円。これが製パン加工賃の委託費です。

続きまして、歳出のほう、歳出は65ページと66ページになります。成果説明書は79ページにございますので、お目通しいただきたいと思います。

歳出のほうです。

9款教育費6項保健体育費2目給食センター運営費、13委託料といたしまして、この中に、高圧電気管理の委託料、浄化槽管理委託料、ネズミ、ゴキブリ駆除委託料がございます。

あと、18節備品購入費といたしまして、フードスライサー購入費といたしまして、110万1,600円と、低圧給水ユニットが39万9,600円の合計が150万1,200円になっております。

あと、19節の負担金補助及び交付金の中に金額の大きい方を言いたいと思います。準要保護児童生徒給食費負担金といたしまして227万1,584円。あと、僻地学校給食物資供給事業負担金といたしまして1354万9,278円がございます。

66ページの3目パン工場運営費でありますけど、ここに318万5,000円がマイナスになっておりますけど、この分は人件費のマイナスということです。

給食センターからは以上です。

○農委事務局長（樺山明博君）

農業委員関係の補足説明をいたします。歳入の決算書14ページをお開きください。

14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業委員会補助金。収入済額348万6,000円となっておりますが、内訳といたしましては、農業委員会費補助金が197万3,000円、機構集積支援事業補助金が151万3,000円となっております。

続きまして、歳出の決算書40ページをお開きください。

5、農林水産費1項農業費1目農業委員会費1節報酬。これは、農業委員会会長及び委員の報酬でございます。

8、報償費、平成28年でありますが、平成28年度和解、仲介が1件もありませんので、不要額とさせていただきます。

13委託料、これは10万8,000円ですけども、農家台帳システムの報酬委託料でございます。19節負担金補助及び交付金、これは、県農業会議の負担金、奄美地区農業委員連絡協議会の負担金でございます。

続きまして、成果説明書の53ページをお開きください。

農業委員会総会の開催状況、15日前後、毎月の総会日と決めておりますので、主な議題として、農地法3条許可申請の議案、農地法第4条、5条許可申請を議案として、主に取り扱っております。農地法第4条、5条の許可申請修正結果といたしましては、農地法第3条許可申請が86件、31万5,500円、31万5,456m²が売買とか、贈与となっております。農地法第4条許可申請は0件です。農地法第5条許可申請は9件、6,559m²が転用されています。

続きまして、農地料集積結果ですけども、36件の22万8,235m²となっております。

続きまして、農業者年金加入状況でございますが、平成28年度は1件もありませんでした。受給者数は203名となっております。

以上で、補足説明を終わります。

○選挙管理委員会書記長（鎌田重博君）

それでは選挙管理委員会の所管事務の28年度決算について主なものについてご説明申し上げます。初めに、歳入につきまして御説明をいたします。決算書の12ページをお開きください。

3項国庫委託金1目総務費国庫委託2節選挙費委託金。これは参議院議員選挙費の国からの委託金の収入でございます。

15ページをお願いします。1目総務県委託金4節選挙費委託金。これが県知事選挙費と海区選挙費の収入でございます。県からの委託金でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。28ページをお開きください。

3目参議院議員選挙につきまして、支出済額は474万579円でございます。主なものといたしまして、3節職員手当等。これは、選挙の投開票事務の従事者の手当となります。

29ページをお願いいたします。

4目の県知事選挙の支出済額は225万3,034円でございます。これも、3節の職員手当と投開票事務の事務従事者の手当が主になります。

29ページをお願いいたします。

5目海区選挙費は、平成28年8月3日執行の予定でありましたが、無投票になりました。よって、支出済額は、入場券の印刷代の5,154円です。成果説明書は32ページから33ページに示してありますのでごらんください。

これで、選挙管理委員会の説明を終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

以上をもちまして、一般会計の補足説明を終わります。

日程第2 認定第2号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。決算書87ページをお開きください。

実質収支に関する調書について、歳入総額は13億6,399万1,000円、歳出総額は13億3,864万1,000円で、歳入歳出差引額は2,535万円、実質収支も同額2,535万円となっております。うち、基金繰入金は2,500万円となっております。

歳入につきましては、先ほど、税收につきましては、税務課長から説明がありましたので省きます。

75ページ、2款分担金、負担金、特定検診負担金。特定検診負担金、1,000円の特定検診負担金で

あります。

あと、4款国庫支出金、または、5款県支出金とに関しましては、国保医療費の実績に伴うものでございまして、決算書のほうは、また、お目通しいただければと思います。成果報告書のほうで説明をしていきたいと思っております。成果報告書につきましては42ページ、療養の給付等について説明をしたいと思っております。

経年変化を見ますと、平成26年から27年にかけては、保険給付費全体の対前年度比が伸びていましたが、28年度の決算におきましては、対前年度比は3.4%の伸びにとどまっております。一定の伸び率の抑制効果はあったものと思われまします。しかし、一般療養給付費の件数は2万2,000件で、対前年度比2.4%の増、保険者負担分支出額では5億9,268万7,535円で、対前年度比6.4%の増加となっております。療養費におきましても、件数で1,099件、対前年度25.5%の増で、療養費の保険者負担分は794万4,764円で、前年度比16.8%の増加となっております。

療養給付費の増加は、国保加入者の平均年齢の高齢化により自然増加したことも見込まれますが、適正化に向けた努力を行う必要性がありまして、療養費の増加の要因としましても、柔道堅復などの費用が増加しておりまして、請求内容や施術内容等、適切に支給に関する調査などを行って、適正化を行っていききたいと考えています。

また、高額医療費に関しましても、件数で対前年度比12.7%の増、保険者負担分支出額で16.2%上がっていますが、がんや虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病、人工透析などの増加も懸念されておりまして、高額な医療費を要する疾患に対する予防に、さらに力を入れていく必要を感じております。

成果報告書40ページにありますが、保健センターのほうで、特定検診、特定保健指導を実施しておりますが、検診結果から、リスクの高い方を抽出しての重症化予防や医療費適正化に向けての取り組みを、今後、強化していきたいと考えています。

すみません、決算書の78ページ、繰入金につきましては、平成26年度削減した医療費が27年度に増加したことや共同事業交付金が増加した点などにより、法定内繰り入れを含めました一般会計繰入金金が、前年度比41.4%減少の1億540万6,970円となっております。昨年度よりかなり改善はしておりますが、なるべく一般会計からの繰り入れがないように、さらなる努力をしていきたいと思っております。

また、30年度からの国保の県への移行におきましても、この点も含めて、課題は大きくなっておりまして、歳出の削減につきましても、当課では、関係各部署連携を強化して、適正化を図っていききたいと考えています。

以上で、国保特会の説明を終わりたいと思っております。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

以上で、補足説明を終わります。

日程第3 認定第3号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算についてを議題としま

す。補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。決算書102ページをお開きください。

実質収支に関する調書につきまして、歳入総額は9億6,516万7,000円、歳出総額は9億5,161万5,000円で、歳入歳出差引額は1,355万2,000円、実質収支額も同額1,355万2,000円となっています。うち、基金繰入金額を1,000万円としております。

成果報告書43ページをお開きください。保険料につきまして、決算書は91ページにあります。

1款保険料1介護保険料1目第1号被保険者保険料1節第1号被保険者保険料現年度分は、調定額1億2,380万1,290円に対しまして、収入済額1億2,024万5,610円。徴収率97.1%であります。

第2節第1号被保険者保険料滞納分は、調定額3,621万6,100円に対しまして、収入済額228万2,664円、6.3%の徴収率になっております。不納欠損を173万2,320円行っておりまして、26年以前の時効を含めた亡くなった方に関しましての不納欠損処理をさせていただいております。不納欠損額も含めた過年度分といたしましては6.3%と、前年度より2.53%徴収率は高くはなっております。

成果報告書43ページに基づきまして説明していきたいと思っております。

概要といたしまして、平成29年3月31日現在、要介護認定数が513人となっておりまして、前年度比5.5%の減となっております。右側の成果及び問題点であります。認定審査時の聞き取り調査や必要に応じての介護申請または総合事業の申請を行っていたことから、前年度に引き続き、認定者数も減少し、適正化につながってきていると思われ。また、総合事業の推進が適正化につながってきたと思われ、地域包括ケアシステムの構築に向け、地方創生事業の生涯活躍の町推進に合わせた取り組みを進めております。

次に、保険給付事業につきましては、総合事業の開始や地域サロンなど、介護予防事業の活性化でほとんど給付費は減少してきておりますが、2款1項2目の特例居宅介護サービス給付費につきましては、前年度比98.4%増で、予算不足のために30万円の流用を行っております。

また、6項の特定入所者介護サービス事業は4,611万8,780円で、前年度比2.258%の増加となっております。介護度の高い要介護に関する給付費は増加しておりまして、認知症や要介護状態の改善、もしくは、悪化防止など、今後も、事業所などと連携を強化し、適正化を図っていきたく思っております。

次のページ、地域支援事業でございます。

平成27年度からの総合事業のスタートによりまして、現状での要支援1、2の方々のサービスが総合事業にかわったことから、伊仙社協委託の地域さわやかサロンや集落の自主サロン、また、ほーらい館での各種介護予防が地域支援事業で実施されてきましたが、生涯活躍の町、地方創生事業の一環として、ほーらい館で予防活動を充実させるための人材育成と育成した健康運動インストラクターが運営する介護予防教室を推進することができまして、利用者の選択肢が広がり、介護予防と

健康増進が充実してきております。

今後、各集落におきましても、ますます地域が活性化し、高齢者が地域で介護を利用する前に予防活動に多く参加できるよう、人材育成と集団活動が苦手な方やこうした活動に参加できない方も生きがいを持った生活できるように、困った時に支援ができる訪問支援体制や生活支援体制なども、生活支援コーディネーターの活動や認知症の相談件数も増加しておりますことから、サポーターの育成なども強化していきたいと考えています。

このように介護予防を推進しておりますが、住み慣れた地域で、高齢者が重度の介護状態になっても、そのまま、その地域で暮らし続けることができる地域づくりを行っていく上で、高齢者だけでなく、地域で子供も大人も高齢者もみんなが助け合って幸せな地域づくりができるように、地域包括ケアシステム体制を、今後も、各関係機関、各部署と連携を強化して取り組んでいきたいと考えています。

以上で、介護保険補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

以上で、補足説明を終わります。

日程第4 認定第4号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

平成28年度伊仙町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。決算書110ページをお開きください。決算差しかえがありました。すみません。ごらんいただければと思います。

実質収支に関する調書について、歳入総額は1億8,201万5,000円、歳出総額は1億8,010万8,000円で、歳入歳出差引額は190万7,000円、実質収支額も同額190万7,000円となっています。基金繰入金はありません。

成果報告書47ページをお開きください。決算書は106ページ。

1款1項1目特別徴収保険料につきまして、調定額2,707万4,600円に対しまして、収入済額2,718万3,700円となっており、特徴に関しましては100%でございます。2目普通徴収保険料に関しまして、現年度課税分調定額860万1,000円に対しまして、収入済額765万5,200円。2節滞納繰越分、調定額160万4,700円に対しまして、収入済額69万400円となっております。

普通徴収につきましては、現年度分が88.71%、過年度分が98.98%、普通徴収分、滞納繰越分が43.02%、全体として94.95%の徴収率となっております。

医療費の状況では、前年度に比較しまして、1件当たりの診療費は減少しておりますが、一人当たりの診療費などは28年度も微増している状況です。医療費の適正化としましては、地域サロンやほーらい館で行っている介護予防事業の活用を進めたり、長寿健診の受診によりまして、疾病予防や重症化予防などにより、適正化を図る必要があると考えています。

徴収状況が、先ほど申しましたが、まだ低い状況にありますので、税務課と連携を図り、未申告者への申告による適正賦課での保険料が削減することも多くありますので、申告の推進や納税相談をこまめにするなどで、滞納額の減少に努めていきたいと考えております。

また、予防としまして、長寿健診受診勧奨者、重症化予防、介護予防など、29年度からは保険事業も10割補助で推進していきたいと思っております、こちらのほうも、保健センターを含め、関係部署と協力して実施をしていきたいと思っております。

以上で、後期高齢補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

補足説明を終わります。

日程第5 認定第5号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。補足説明があれば、これを許します。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

それでは、平成28年度「ほーらい館」歳入歳出決算の説明をいたします。決算書は、けさ渡されました決算書の差しかえになった決算書ですね。その111ページから117ページ。成果報告書では、63ページを参考にさせていただきたいと思っております。

まず、施設の利用状況ですが、スポーツ施設の実績を説明したいと思います。成果説明書の63ページをお願いします。

これに記載されていますように、年間の、全体の概員数が9,857名。月平均しますと、821人の概員がありました。その内数といたしまして、徳之島町、天城町の利用者が月平均になおしますと、徳之島町が193人、天城町が74人です。

あと、決算書の114ページ見ていただきたいんですが、売り上げのほうですが、そのスポーツ施設の売り上げが5,075万2,962円で、文化施設、ホールやら会議室、そういうのを利用した件数が105件で、378万8,000円。両方足しまして、使用料が5,454万962円となっています。

あと、不要額ですが、決算書の116ページをごらんいただきたいんですが、トータルで15万5,671円であります。

それと、流用額は、目が1つの目のために目内で流用されています。

続きまして、歳出額の多いのが需要費と委託料ですが、需要費では、光熱水費と燃料費、修繕費が多い支出になっています。光熱水費が1,973万7,467円。あと、燃料費が1,219万6,352円で、修繕費が1,339万7,660円となっています。あと、委託料ですが、委託料は4つありまして、運転管理業務の委託、浄化槽管理の委託、あと、観覧者席保守点検の委託、あと、特殊建築物の定期検査の委託料です。この4点あります。

あと、こういったことを全部まとめまして、決算書の117ページを見ていただきたいんですが、収入総額が1億2,199万3,000円で、歳出総額が1億2,120万9,000円です。歳入総額から歳出総額を差し引きしますと、78万4,000円が実質収支額となります。

それと、あと、歳入の部分にあるんですが、以前から言われているんですが、百菜の電気料の未収が319万2,151円はまだ回収されていません。いろいろ打ち合わせ等、経済課も含めた中でやっているんですけども、まだ、回収には至っていません。

以上です。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

以上で、補足説明を終わります。

日程第6 認定第6号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

それでは、認定第6号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算書について、補足説明をいたします。決算書の121ページをお開きください。主なものについて説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。1款使用料及び手数料1項1目水道使用料、調定額1億351万4,159円に対しまして、収入済額が5,314万221円、収入未収額が5,037万3,948円で、徴収率は、現年度分は93.81%、過年度分に関しましては11.23%で、合計徴収率は51.3%でございます。

次に、2款国庫支出金2億3,429万2,000円、これは簡易水道事業による国の補助金でございます。3款繰入金、一般会計よりの繰入金で5,593万7,000円でございます。4款繰越金1,127万4,816円。6款町債2億9,340万円で、歳入合計が6億4,804万4,028円でございます。

続きまして、歳入歳出の説明をいたします。決算書の123ページから126ページでございます。成果説明書は64ページから68ページでございます。主な内容を説明いたします。

1款水道事業費1項一般管理費13節委託料961万5,420円。これにつきましては、公営企業会計システム導入指導助言委託料でございます。2項原水浄水費11節需要費1,942万7,425円。これは主に電気代や薬品代でございます。

次に、124ページでございます。3項配水給水費2目西部地区基幹改良費830万4,000円のうち、570万6,300円を支出し、残りの259万7,000円を繰り越すものであります。

次に、3目東部地区基幹改良事業費15節工事請負費2億3,397万6,000円のうち、1億2,221万円を支出し、残りの1億1,176万6,000円を繰り越すものであります。

次に、4目東部地区簡易水道総合改良事業費15節工事請負費、125ページでございます。3億9,265万円から3億4,789万8,000円を支出し、残り4,475万2,000円を繰り越すものとします。

次に、2款公債費1項公債費は4,413万5,377円でございます。

以上、歳出合計6億2,761万8,000円で、それにより実質収支額に関する調書、歳入総額6億4,804万4,000円、歳出総額6億2,761万8,000円で、歳入歳出差引額は2,042万6,000円でございます。

これから、繰越明許費繰越額1,864万5,000円を差し引き、実質収支額が178万1,000円となり、実質収支額は翌年度に繰り越すことにします。

以上、よろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

補足説明を終わります。

日程第7 認定第7号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

補足説明があればこれを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

認定第7号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算書の補足説明いたします。

決算書の3ページ財務諸表から説明いたします。

営業収益が9,412万9,087円、営業費用が9,192万5,992円で差し引いて営業利益が220万3,095円となります。

続きまして、営業外収益が2,113万4,909円、営業外費用が283万1,456円で差し引き利益が1,830万3,453円となり、これに営業利益の220万3,095円を加算すると経常利益が2,050万6,548円となります。

また、会計制度の見直しに伴い、固定資産の整理等を行った結果、過年度修正益が1,187万624円、過年度修正損が1,757万5,057円で特別損益はマイナスの570万4,433円となります。それによりまして、当年度純利益が1,480万2,115円となります。

また、前年度繰越利益剰余金が8億9,400万9,656円、その他未処分利益剰余金限度額の150万4,584円を合わせますと、当年度未処分利益剰余金が9億1,031万6,355円でございます。

また、本年度の上水道の徴収率については、現年度分が79.3%でございます。これにつきましては、3月末に出納閉鎖となりますが5月末まで整理期間があるものとした際には徴収率は94.57%になります。

滞納分につきましては、28.6%となっております。簡水上水、やはり滞納分のパーセントがちょっと低いようで、今後、この不納欠損等を踏まえながら、徴収率アップに図ってまいりたいと思います。

以上、審議よろしく願いいたします。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

以上で、補足説明を終わります。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会致します。

次の議会は、9月19日午前10時から開きます。議事日程は平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算の質疑から採決までといたします。本日はどうもお疲れさまでした。

散 会 午後 3時21分

平成29年第3回伊仙町議会定例会

第 5 日

平成29年9月19日

平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成29年9月19日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 認定第1号 平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 認定第7号 平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～討論～起立採決）

1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	7番	福留達也君
8番	前徹志君	9番	明石秀雄君
10番	樺山一君	11番	永岡良一君
12番	伊藤一弘君		

1. 欠席議員（1名）

14番 美島盛秀君

（※永田議員及び琉議員は、決算審査特別委員ではないため。）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂浩一君 事務局書記 元原克也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	稲隆仁君
総務課長	池田俊博君	未来創生課長	久保等君
税務課長	名古健二君	町民生活課長	水本斉君
保健福祉課長	澤佐和子君	経済課長	元田健視君
建設課長	仲武美君	耕地課長	上木正人君
きゅらまち観光課長	佐藤光利君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	樺山明博君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	伊藤勝徳君	ほーらい館長	中熊俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田重博君	総務課長補佐	佐寶永英樹君

～平成28年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（福留達也君）

ただいまから平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の会議につきましては、9月15日の会議に引き続き、質疑から採決までを行います。

審議を始める前に、質疑や答弁をされる場合は、決算書に提示されている件について、簡潔明瞭に発言されることを心がけていただき、質疑においては1項目3回までの質問といたします。それ以上の質疑は、他の委員の質問に支障を来す関係上、許可いたしませんので、あらかじめ申し添えておきます。

日程第1 認定第1号、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑を行います。

○2番（岡林剛也君）

歳入の16ページなんですけども、すいません、堆肥センターのダンプってありますよね、第3物品売払い収入の。水道課のユニック車も確か競売入ってたと思うんですけども、それはこれには入らないんですか。

○総務課長（池田俊博君）

岡林議員の質問にお答えします。

水道課の場合には、簡水のほうに確か入っていると思いますので、よろしくお願いします。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について、質疑を行います。成果説明書の5ページをお願いいたします。

5ページの一番上の欄ですかね、丸で1、2、3、4、5、番号がうたれている実質公債費率状況というので。一番下のほう、平成28年度⑤番、1億550万7,000円ですか。これ広域愛ランドの償還金だと思いますけれども、この償還金について、まだ、今後、残っているのか、今回で終わりなのかお伺いします。

○総務課長（池田俊博君）

広域愛ランドに関しては、本体のほうは28年度で終了で、来年からは、また減額されていくものと思います。また、食肉センターと、あと他のが少し残ってるので、まだしばらくは続きますけど、本体のほうは、やがて9,000万円あたりは減額できるものと思っております。

○4番（上木千恵造君）

この中には、結局、広域愛ランドとごみ処理場と食肉センター両方の合算したやつが、この償還

金ということですか。そして、ごみ処理場については、ほぼ終わったと。あと食肉センターの分が少し残っているということですね。

わかりました。

同じく成果表の29ページをお願いいたします。29ページの8番地方創生加速化交付金事業の真ん中の欄に、再生可能エネルギー利活用調査というのが195万円計上されてますけど、この詳しい内容を説明していただきたいと思います。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

この再生可能エネルギー利活用調査の委託であります。今、太陽光パネルが使用できなくなったとか、そういうのはバッテリーの寿命がきて使用ができなくなった施設等が全国的に出てくるわけなんです。その太陽光パネル自体はまだ使用ができるということで、その使用できる太陽光パネルを利用した小規模な発電を計画できないのかとかいう調査であります。

そこで、特別養護老人ホームの仙寿の里の太陽光パネルとかを利用した、小規模な発電施設とかができないかという調査を企画しております。

○4番（上木千恵造君）

ただいま太陽光発電、このほーらい館とか各小学校とかついてますよね。それらについて、設置されてる箇所を調査したということですかね。

○未来創生課長（久保 等君）

町内についている公共施設に設定されている太陽光パネル等を調査して、再利用できるものは再利用していこうという計画を立てる事業であります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

○3番（牧 徳久君）

平成28年度歳入歳出決算書について、質疑をいたします。

まず、8ページをお願いします。8ページの11分担金及び負担金ですが、これは県営畑総事業の分担金だと思いますが、滞納繰越分が収入未済額が6,300万円ほど計上されておりますが、調定額から収入済を引きますと、10%しか徴収されなくてないという説明でありましたが、昨年あたりはサトウキビも豊作で、子牛価格も高騰し、農家はちょっと余裕ができたと思うんですが、徴収の方法に問題があるんじゃないかと思われませんが、どのような方法で徴収はされてるんですか、お伺いします。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまの牧議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

今、ご指摘のとおり、耕地課におきましては、28年度は27年度に比べまして、特に滞納分につき

ましては、半分程度の徴収率になっております。

審査意見書の提出についても、6ページのほうにございますように、徴収率においては前年度を5.4%下回り10.3%となっていると。他の徴収率から比べると大幅に低い状況であるということは、私たち耕地課におきましても、どういったことが要因なのかというふうなことを耕地課内でお話をしましたところ、まず、問題点といたしましては、古い地区の分担金については説明資料がなく、滞納者の質問に回答することができない。そういったものもございます。

また、換地された場所や、所によりましては排水とか流水処理への苦情等がございますので、そちらのほうを整理しなければ、分担金は支払わないぞというふうなことも言ってございますけれども、それに関しましては、その都度、その都度、県の農村整備課あたりを協力をお願いいたしまして、務めているところでございます。

解決策につきましては、施工同意と同時に工事後の分担金の納入についての確約書も一緒に添付していただくというふうなこと。あと少額の分担金について見直し、完納させる努力です。

それと耕地課に関することなんですけれども、計画的な夜間徴取のあり方やっていうふうなことで進めてまいりたいと思います。

来年度から、こういったことがないように一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

今年も、また台風が、この前の18号もそれで行きまして、もし台風が来ない場合、またキビの豊作となりますが、農家も余裕が出てくると思っておりますが、計画的な徴収をするとともに、払ってる人は真面目に全額払ってるわけですので、払ってない方が得をするということがないように努力をしていただきたいし、またもう1点は、今後、三京のダムが完成しまして、畑かん事業が急ピッチに進むものと思われませんが、これ6,300万も滞納がありますと、もし滞納された方が、現在、滞納されてる方の畑も、畑かんを施工するということになると思いますが、二重になって滞納が発生することもあるんじゃないかと思われませんが、そういうことは確約書を取るなり、工事の分の畑かんを払ってから、畑かんの工事はするということはできないものでしょうか。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまの牧議員の質問です。国営のほうが今から入ってくるわけで、畑かん事業が今後のメインになっていくわけでございますが、区画整理部分の分担金が残ってる方々については、区画整理分の分担金をいただいてから畑かんをするとか、色んな方法を考慮しながら進めてまいりたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひそのように実現して、この滞納繰越分を少しでも減らしていけたらなあと思っております。

その下の19ページの私立保育所の収入未済額が36万5,160円ありますが、これは私立保育所は町に3保育所があると思っておりますが、3保育所のうちどちらですか。

○町民生活課長（水本 齊君）

ただいまの牧議員の質問にお答えいたします。

3私立保育所がございまして、3カ所とも少額の滞納がございまして。現在、徴収を進めてまいりまして、現在、15万8,000円残っているところです。引き続き徴収のほうを行っておりますので、年度内には完納できるものと思っております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ努力していただきたいと思っております。

次に、17ページお願いします。19の諸収入の中に雑入がありまして、雑入の中に節の中に、私用電話料というのがあるんですが、これ3,930円。今ごろは携帯電話ある世の中であるわけですが、私用電話というのはどういったことですか、説明をお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

牧議員の質問にお答えします。

この私用電話に関して、各学校におきまして、生徒さんが家のほうに電話連絡をするとか、そういうときに10円とか、そういうのを使用したという形で10円徴収してるのが現状でありまして、学校関係のほうです。

○3番（牧 徳久君）

次に、17ページのその下の諸収入の中の5款の貸付金元利収入の収入未済額が500万円ほど未収になってますが、これは恐らく百菜の貸付金だと思いますが、これについて徴収の見込みはいつごろなのかお伺いします。

○経済課長（元田健視君）

ただいまの質問にお答えいたします。

百菜の未収額なんですが、貸付金なんですが、今のところ口頭等で百菜のほうに支払いをお願いしてるところなんですが、まだいつになるかという回答はいただけてないところがございます。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

この未収が28年度決算で出てるわけですが、29年度においても、これは同じく貸し付けはしているんですか。

○経済課長（元田健視君）

この分に関しては、27年度に貸し付けして、28年度に返ってこなかったということで、28、29年度に関しては貸し付けは行っておりません。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

この貸し付けについては、27、28はもう実施していないということですが、今後も、この500万が

未済額で残っているだけで、今後は貸し付けはもうしないわけですか。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

27年度分だけであって、28、29はしてないということですね。

○経済課長（元田健視君）

今の現状で、今、貸し付けはしない予定はしております。これは先になって、まだはっきりしたあれはわかりませんが、今のところはしない予定しております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひこの500万円、今後は貸し付けしないようですので、百菜と話し合いの上、ほーらい館、電気代も300万円ぐらいあるそうなんです、それと並行して督促していただきたいと思います。

次に、25ページお願いします。25ページの目16企業誘致促進整備対策事業費の中の工事請負費ですが、金額が5,700万円の不用額として、900万円ほど使って4,800万円不用額として残っているわけですが、これはなぜ残ったのか、まず聞かせてください。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの牧議員の質問にお答えします。

この不用額については、当初、新たに企業誘致を目指していた計画が当初あったんですが、それが立地までには至らずに、この残が残ったことです。それと、周辺の町道等も整備する予定であったんですが、その貸す際の計画の範囲外ということで、その周辺の道路も改修はできなくて、この4,800万円というものが不用額で上がったことになります。

○3番（牧 徳久君）

そうしますと、新たな企業誘致は、もう考えないということですか。

○未来創生課長（久保 等君）

また、新規の企業誘致は、これから先も行っていく予定ではありますが、この28年度の当時の計画では、企業誘致を目指していた企業さんが来れなくなって、整備ができなかったということになります。

○3番（牧 徳久君）

日本マルコの前のあそこの所ですが、今、整地は終わってますかね。

○未来創生課長（久保 等君）

成果説明書の29ページもあるんですが、造成工事の3工区ということで938万7,000円を使って、造成工事は終わっております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ今後とも土地はあるわけですので、新しい企業を誘致するよう努力をしていただきたいと思います。

次に、52ページお願いします。52ページの中の住宅費の公営住宅建設事業費、これ繰越明許費として翌年度に繰り越してありますが、これについては、今年は、今、この前見た東伊仙東と東伊仙

西、小島、その3つですか。

○建設課長（仲 武美君）

公営住宅については、東伊仙東、東伊仙西、それから、定住促進建設事業については、小島地区となっております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

その東伊仙東と東伊仙西、小島との構造を説明できたらお願いします。

○建設課長（仲 武美君）

東伊仙東については木造の1棟3世帯。東伊仙西については1棟6世帯。小島地区の定住促進事業については2棟2世帯となっております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ早期に着工して、3月には新しく入居ができるように努力していただきたいと思います。

あと、54ページの目3の防災まちづくり事業費の中の工事請負費ですが、3,386万円4,000円予算額ですが、65万3,460円が不用額として残っております。これは防災まちづくり費の工事請負なにかですか。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問にお答えします。

成果説明書の62ページのほうに記載しておると思いますが、平成27年度繰越事業で防災関連施設整備事業のうちの防災行政無線デジタル化工事ということで、内訳としては、屋外の拡声支局整備の3局と、個別受信機の整備を行い23台ということで。引き続き28年度においても、拡声支局のほうは済んでいるんですけど、屋内の受信機の整理のほうをこれから全戸やっていく予定で、28年度からやっていく予定で計画立てているところであります。

○3番（牧 徳久君）

これは今年から全戸切りかえをするということですか。

○総務課長（池田俊博君）

今の入っている光ファイバーと同時に、もう1つ無線で飛ばせるやつを整備するというございます。

○3番（牧 徳久君）

以上で質疑を終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第1号、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第1号、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第2 認定第2号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。質疑ございませんか。

○11番（永岡良一君）

それでは、平成28年度伊仙町国民健康保険の決算について質問します。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

永岡議員、すいません、マイクとちょっと寄せてもらっていいですか。

○11番（永岡良一君）

この歳入歳出の意見書の5ページなんですけれども、先ほど牧委員からも分担金等の収入未済額ということで質問が出たんですけども、同じく国民健康保険税で、不納欠損が毎年このように200万、400万円、100万ということでやられてるんですけども、これは不納欠損、あんまり国民健康保険の事を言いたくないんですけども、払わない人が払わずにそのまま不納欠損にできてるような、毎年同じような質問するんですけども、どうでしょうか。

○税務課長（名古健二君）

永岡議員の質問にお答えいたします。

不納欠損は、一応、今回の28年度の不納欠損についてお答えいたします。これは全て時効ということで、我々も、まず納付書を送りまして、次に、督促状、催告状、それから接触を何度か試みまして、また、接触しようとしてもなかなか接触できないと思ひまして、そういう方の分の不納欠損、時効ということで不納欠損処理した分であります。

以上です。

○11番（永岡良一君）

毎年同じような質問で、同じような答えだと思ひんですけども、ぜひ職員を上げて、このような、先ほど牧議員からもあったんですけども、確実に払うべきものは払っていただいて。そういうふうしないと、合計が先ほどの町民税から、簡易水道使用料まで莫大な未収が出てくるんですよ。

このようなものを職員、税務課だけじゃないんですけども、他の職員の皆様方もきっちりと課長会なり、町長、副町長もこういうものに関しては、町民に払うべきものは払っていただいてやらなければ、やはり平等性がないと。町民はみんなが同じようにやりながら、これらのものも出るという事は、はっきり言って真面目に払っている人が、先ほども言ったんですけども、ばかを見るような感じになりますので、ぜひ町長を筆頭をお願いしたいと。この件について、町長、一言お願いいたします。

○町長（大久保明君）

この夜間徴収と職員全体による徴収を過去大々的にやった年は、数パーセントかなり飛躍的に徴収率が全て改善したことがあります。

最近においては、そういうことが最近はしてない状況がありますので、職員の意識をもっともっ和高揚させていくためにも、税務課、保健福祉課を含めて、各滞納対策には今後は過去のうまくいった例を参考にして、全職員で取り組んでいくことが必要だと思っております。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

先般、3月議会だったですかね、保健福祉課長が、今後は国民健康保険の徴収事務が県のほうに移管されるということ、確か聞いた気がしますけれど、県のほうに事務が移管されるのはいつごろからになりますか。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

30年4月1日から県のほうに移行されます。

○4番（上木千恵造君）

新聞等によりますと、県のほうに移管されると、保険料が若干上がるようなことが書いてありました。今の現状より若干上がるということになりますか。

○税務課長（名古健二君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

29年度から国保審議委員会を設けまして、その中で、全員のお話で決定した事項がありまして、今年度から5番目ですね。後期高齢者支援費というものの均等割分が3,000円と、あと世帯割分が3,000円、一応6,000円、今年から値上がりということになっております。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

今の質問で、県に移管したあと、また上がるのかということですけど。

○保健福祉課長（澤佐和子君）

先ほど、4月1日から県のほうに移行するとお話をしましたが、今、県のほうで運営協議会開催しまして、この間の新聞等で報道されまして、必要額ということで掲示されてまして、伊仙町の

ほど、全市町村、県内のありまして、27%ほど確か下がるような形で書いてありましたけど、あれ必要額でして、所得の状況とか加味しておりませんので、これから、12月秋口、まだ県のほうが一応基本的な額をお示し1月ごろしまして、そこから算定してきますが、すぐに30年度から全市町村統一してというところではなくて、ちょっと様子を見ながらということで、各市町村医療費でしたりとか、医療水準でしたりとか、所得状況でしたりとか、収納状況等いろいろな差がありまして、その辺を含めて調整をしながらということで、また、ちゃんとした保険料というのを確定してなくて、県のほうである程度の基本は示しますけど、最終的には町のほうで、3月議会のほうで進めていくということになると思います。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第2号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第3 認定第3号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第3号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第4 認定第4号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第4号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第5 認定第5号、平成28年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

○3番（牧 徳久君）

平成28年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

先ほど一般会計でもありましたが、500万の収入未済がありました。これと並行して、また諸収入のほうで、111ページの諸収入のほうで、319万2,151円の収入未済額がありますが、これについては百菜の電気代と思われませんが、これ徴収の見込みはありますか、伺います。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

この前、説明の時もお話しましたが、何回か交渉というか、話し合いにも行きまして、経済課にも相談してみたんですけども、ちょっとめどが立たないような返事でありました。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

これをいつまでも、このように収入未済でほっとくわけにはいかないと思いますが、分割でもという話はならないのでしょうか。

○ほーらい館長（中熊俊也君）

もう1回打ち合わせ、分割でも何とかならないかという、何とかして経済課、も交えた中で前向きに検討していきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

その上の繰入金ですが、特別会計、先ほどの介護保険とかも含めてですが、繰入金が多額に残っていると。700万ほど少なくなって、努力はしていると思いますが、今後とも、保健福祉課の分も含めて、水道課も含めて、繰入金の節約を努力していただきたいと思います。

以上です。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第5号、平成28年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成28年度徳之島交流広場「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第6 認定第6号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

○4番（上木千恵造君）

平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

124ページをお願いいたします。124ページの項3の配水給水費の配水給水費、明許繰越費が1億1,286万6,000円ですか。この明許繰越については、発注済みなのか。それとも、今後、発注するのかお伺いをいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

ただいまの質問にお答えいたします。

これはもう発注済みで、もうほとんど終わっております。

○4番（上木千恵造君）

話によりますと、若干あと上のほうの橋梁の部分が残ってるような話を聞いてますけれど、橋梁

の部分については繰り越しじゃなくて、29年度事業ということですかね。

○水道課長（喜 昭也君）

29年度分でございます。

○4番（上木千恵造君）

この明許繰越について、発注は既に終わってますと。この進捗状況はどうなってますかね。

○水道課長（喜 昭也君）

9月の末で、もう完全に繰り越し分も終わりです。

○4番（上木千恵造君）

9月の末で完成ということですので、ぜひそれで完成さしていただきたいと思います。

それと29年度の残事業のいくらか。この前議会で現地調査をした時に、若干5,000万ほど、先ほど質問したように残ってるというのでしたけども、これについても早期に発注していただいて、なるべく給水を早目にしていただきたいと思います。

終わります。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第6号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

日程第7 認定第7号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

討論なしと認めます。

これから認定第7号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

これで、当特別委員会に付託されました7会計歳入歳出決算審査を全て終わりました。

当特別委員会に付託されました7会計歳入歳出決算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出いたします。

お諮りします。当委員会は、これをもって解散することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。

なお、次の議会は、9月22日、金曜日、午後1時より全員協議会を行いますので、議会委員会室へご参集ください。どうもお疲れさまでした。

閉 会 午前10時50分

平成29年第3回伊仙町議会定例会

第 6 日

平成29年9月22日

平成29年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第6号）

平成29年9月22日（金曜日） 午後1時53分 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 認定第1号 平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 認定第7号 平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第9 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第1 議案第42号 平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）
- 追加日程第2 議案第43号 平成29年度社会資本整備総合交付金大久保団地（東伊仙西）新築工事建設本体工事請負契約
- 追加日程第3 議案第44号 平成29年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	永田誠君
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	琉理人君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一君 事務局書記 元原克也君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保 明君	副町長	稲 隆 仁君
総務課長	池田 俊博君	未来創生課長	久保 等君
税務課長	名古 健二君	町民生活課長	水本 斉君
保健福祉課長	澤 佐和子君	経済課長	元田 健視君
建設課長	仲 武美君	耕地課長	上木 正人君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利君	水道課長	喜 昭也君
農委事務局長	樺山 明博君	教育長	直 章一郎君
教委総務課長	仲島 正敏君	社会教育課長	明 勝良君
学給センター所長	伊藤 勝徳君	ほーらい館長	中熊 俊也君
選挙管理委員会書記長	鎌田 重博君	総務課長補佐	寶 永英樹君

△開 会（開議） 午後 1時53分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 追加日程第1 議案第42号 平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）

△ 追加日程第2 議案第43号 平成29年度社会資本整備総合交付金大久保団地（東伊仙西）新築工事建設本体工事請負契約

△ 追加日程第3 議案第44号 平成29年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約

○議長（琉 理人君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から議案第42号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）、議案第43号、平成29年度社会資本整備総合交付金大久保団地（東伊仙西）新築工事建設本体工事請負契約、議案第44号、平成29年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第3までとし議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。議案第42号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）、議案第43号、平成29年度社会資本整備総合交付金大久保団地（東伊仙西）新築工事建設本体工事請負契約、議案第44号、平成29年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第42号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第42号、平成29年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案いたします。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第42号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条規定の歳入歳出予算の総額60億3,274万円に、歳入歳出それぞれ180万円を増額し、歳入歳

出予算の総額を60億3,454万円とするものであります。

予算書3ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

歳入13款国庫支出金、補正前の額7億7,530万6,000円に、土木費における社会資本整備総合交付金臨港交通施設舗装維持管理計画策定交付金60万円を増額し、7億7,590万6,000円とするものであります。

18款繰越金、補正前の額3,799万4,000円に120万円を増額し、3,919万4,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額60億3,274万円に180万円を増額し、60億3,454万円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書は4ページでございます。

7款土木費、補正前の額6億9,477万8,000円に180万円を増額し、6億9,657万8,000円とするものであります。

主なものとして、港湾管理費臨港交通施設舗装維持管理計画作成業務委託料であります。

歳出合計60億3,274万円に180万円を増額し、60億3,454万円とするものであります。

以上、平成29年度一般会計補正予算（第5号）について、補足説明をいたしました。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（琉 理人君）

これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

平成29年度一般会計補正予算（第5号）について、質疑をいたします。

歳入の5ページ。6ページでお願いします。歳出の6ページです。

節の委託料180万円の臨港交通施設舗装維持管理計画書作成業務委託料となっておりますけれども、どこの港で、どこの舗装なのか、説明をお願いいたします。

○建設課長（仲 武美君）

それでは、説明をいたします。

委託料の13臨港交通施設舗装維持管理計画書作成業務委託料ですが、当初は鹿浦港のみを予定していましたが、今年度中に全て終了するようにと県の指導等があり、面縄港を追加するものであります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号、平成29年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第43号、平成29年度社会資本整備総合交付金大久保団地（東伊仙西）新築工事建設本体工事請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第43号は、平成29年度社会資本整備総合交付金大久保団地（東伊仙西）新築工事建設本体工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○建設課長（仲 武美君）

それでは、補足説明をいたします。

- 1、工事名、平成29年度社会資本整備総合交付金大久保団地（東伊仙西）新築工事建設本体工事。
- 2、工事場所、大島郡伊仙町伊仙地内。
- 3、請負契約額、一金7,862万4,000円也。

契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町面縄1969番地7、豊富建設株式会社代表取締役盛利広。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第43号、平成29年度社会資本整備総合交付金大久保団地（東伊仙西）新築工事建設本体工事請負契約について、質疑をいたします。

下の3番目の請負契約額が一金7,862万4,000円となっておりますが、この内訳として建具工事、サッシですね、あるいは消費税など含まれているのか、内訳についての説明を求めます。

○建設課長（仲 武美君）

この中に、この7,862万4,000円は本体工事のみであります。

○14番（美島盛秀君）

消費税、含まれてないということね。

資料を請求しまして、入札者指名推選協議書を見てみたときに、指名委員会です、5業者が入っております。5業者が入って、入札執行調書がありますけれども、4業者で入札を行っております。

1業者は辞退をいたしております。この辞退した経緯について説明をお願いいたします。

○建設課長（仲 武美君）

これについては、辞退届ということで、文書等でいただいております。

○14番（美島盛秀君）

そこで、この入札調書を見ますと、これ全部1社だけ、落札したこの豊富建設株式会社、この会社だけが町内業者で、他は全部町外業者になっているんですけれども、この理由について説明をお願いいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

指名業者5業者の件でありますけれども、この工事につきましては下請け金額の総額が6,000万円を超えると予想されるために、町内、島内、郡内の建築工業における特定建設業許可という資格を持っていないと指名には入れないということで、伊仙町では1社、島内で徳之島町、それから天城町、そして島外ということで名瀬の2業者を指名した次第でございます。

○14番（美島盛秀君）

特定建設業の資格ということですか。その内容については、私は詳しくありませんけれども。

以前にもいろんな町内業者が入札に参加をしておりましたけれども、私もずっとこういう入札関係においては地元業者の育成をなささいということで、ずっと申し上げてきたつもりです。そういう中で、地元の業者が1業者しかいない、他町外業者ということからすれば、全く地元業者を育成してないと私は受けとめておりますけれども、なぜ、地元業者は育成できないのか。そしてまた、町外業者、こういう資格のある業者が町外にしかいなかったということなんですけれども、なぜ、町外業者の育成、また企業体ですか、そういう企業体を組ませてでもやる必要があると思うんですけれども、なぜ、育成ができなかったのかお尋ねをいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

その件につきましては、業者それぞれの仕事内容といいますか、許可をいただいてやっているわ

けでありますので、我々のほうからどうこうと言うわけにはまいりませんが、ただ、育成業者と町内業者育成ということでつきましては、我々も努力をしているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

過去の入札では、こういう大きな仕事、1工区、2工区、3工区と分けて、それぞれの業者に指名しとったんじゃないですか。

○副町長（稲 隆仁君）

確かに工区分けができたなら、5,000万も超えないということで、そういう意味合いではありませんけれども、本工事が大久保団地の建てかえで、木造2階建ての1棟6戸、1つのあれで分割というか工区分けができないような状況でありましたので、このような形での入札ということにいたしました。

○14番（美島盛秀君）

他の工事でも何回かこういうのありました。1工区、2工区に分けてやったという経緯はありません。

この1社だけで、また入札を行う、もしこれが町外業者に落札された場合、伊仙町には全く経済効果というのはないわけです。そこらあたりを考慮したら、やはり1工区、2工区、3工区分けて、町内業者を育成する、経済効果をもたらす、公共工事の目的はそこにあるんじゃないですか。地域経済潤わせるために。私はそう思いますけども、そのあたりどう考えているのか、お尋ねします。

○副町長（稲 隆仁君）

ただいま議員のおっしゃるとおりでございます。今回、たまたま先ほど説明いたしましたけれども、1棟6戸ということで分割できなかったということであります。なお、先ほど申しました特定建設業者、下請け等の事業も入ってくる、甲種です、が入ってくるものと思われまますので、その点につきましては地元業者を育成という形で、地元業者の手助けをさせていただくように、お願いしたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

こういう住宅を建設するということは、前もって当初予算から決まっているわけですので、こんな無理をして設計をさせてこういうことをやる必要ないでしょう。私からすれば何か意図的なことがあってこういうことをやっていると思うんですけども、そういうことがないように、今後、地元業者育成のために、そして地元にお互い町民の税金でありますので、この税金が町民に公平に使われるように、そして町内に経済効果をもたらされるような、これが公共工事の目的だと思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○2番（岡林剛也君）

この請負額の7,862万4,000円は、これら落札率は何%ぐらい。

○建設課長（仲 武美君）

落札率については、99.4%です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○10番（樺山 一君）

議案第43号、平成29年度社会資本整備総合交付金大久保団地（東伊仙西）新築工事建設本体工事請負契約について質疑をします。

まず、この名称、なぜ東伊仙につくって大久保団地ですか。

○建設課長（仲 武美君）

これについては、大久保団地については、伊仙中学校の前ですけれども、両サイドに民家がありまして、中に車が、大型が入ることができませんので、東伊仙西のほうに建てかえをすることになりました。

以上です。

○10番（樺山 一君）

そこで、申請の段階で大久保団地を申請したと思いますけれども、途中で名前の変更なんかできなかったわけですか。

○建設課長（仲 武美君）

そのことについては、すいませんけど担当のほうから聞いておりません。

○10番（樺山 一君）

我々は、大久保団地に建てることができずに東伊仙に移ったということは理解できますが、これが10年後、20年後したら東伊仙のこの地区は大久保という字なのか、勘違いをおこしたり、また、大久保町長個人の団地なのか勘違いをおこすので、ぜひ、これは名称変更をするようお願いしておきます。

○議長（琉 理人君）

よろしいですか、いいですか。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの質問に、少し補足をしたいと思います。

この大久保団地の建てかえ工事なんですけど、これは2年、3年ぐらい前からずっとやっているものですから、国とのやりとりで大久保団地の建てかえ工事ということでやっています、これが建てかえの完了次第、また団地名は別に募集してやっていきたいと思いますので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

○10番（樺山 一君）

わかりました。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案について反対者の発言を許します。

○14番（美島盛秀君）

反対討論をいたします。

先ほども申し上げましたけれども、この住宅計画に反対するものではありません。この予算について反対をいたします。と言いますのは、町内業者育成がなっていない、町外業者を入れ、そして町内業者は1社だけ。そして、7,800万以上のこれだけの金額のものを1社だけに入札、落札させているということ。

また、落札率が99.4%、これは日本一高い落札率だと私は思っております。県や国など、90%以上は談合の疑いがあるということを新聞で報道されたこともあります。そういう観点から、私はこれは町民にとって不利益を被る、そういう観点から反対といたします。

○議長（琉 理人君）

次に、議案について賛成者の発言を許します。

○3番（牧 徳久君）

平成29年度社会資本整備総合交付金大久保団地（東伊仙西）新築工事建設本体工事請負契約について、賛成討論をいたします。

この住宅を含めまして、伊仙町では過疎化が進行し、人口減に全国的に悩んでいると。こういう取り組みで、東伊仙西、今までも阿権団地とか馬根団地、あらゆるところで住宅政策を進めているわけですので、これにしたがいまして、今後さらに東伊仙とか住宅政策が行われると思いますが、先ほど反対討論でもありましたが、このようなことは除いて人口対策のために資するものでありますので、賛成して伊仙町の人口増に努めていただきたいと思います観点から賛成といたします。

○議長（琉 理人君）

これで討論を終わります。

討論がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第43号、平成29年度社会資本整備総合交付金大久保団地（東伊仙西）新築工事建設本体工事請負契約を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第43号、平成29年度社会資本整備総合交付金大久保団地（東伊

仙西) 新築工事建設本体工事請負契約は可決することに決定しました。

追加日程第3 議案第44号、平成29年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(大久保明君)

議案第44号は、平成29年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事の請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(琉理人君)

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長(池田俊博君)

議案第44号、平成29年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約について、補足説明をいたします。

まず、工事名ですが、平成29年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事。

工事場所、大島郡伊仙町地内。

請負契約額、一金5,902万2,000円でございます。

契約相手方、鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町29の11、有限会社南西通信システム、代表取締役泉勇藏でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(琉理人君)

これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

○14番(美島盛秀君)

議案第44号、平成29年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約について、質疑をいたします。

まず、1番目の工事名。この工事名の防災行政無線デジタル化というのはどのような内容ですか、お尋ねします。

○総務課長(池田俊博君)

これは、5年ぐらい前ですか、テレビのほうでもアナログのほうからデジタル通信回線のほうに切りかえたという経緯がございますが、この防災行政無線のほうに関してもアナログのほうで今やっている部分と、デジタルに切りかえなければならない部分がございます、今回はデジタル化のほうに切りかえていくということでございます。

○14番(美島盛秀君)

そのアナログからデジタルに利用できるようにするという事なんですけども、どういう利便がありますか。お尋ねします。

○総務課長（池田俊博君）

アナログとデジタル、それほどの差異はないんですけど、今、アナログのほうの電波のほうが使えなくなるということでございますので、デジタル化一本ということが国のほうの施策で決まっていますので、そのほうこうで今、取りかえ工事をほとんどのところで行っているところであります。

○14番（美島盛秀君）

次に、この3番目の請負契約額一金5,902万2,000円の内訳なんですけれども、国の方針でデジタル化ということでありますので、交付金が入ってくると思うんですけども、その予算の内訳、交付金、あるいは一般財源の内訳をお尋ねいたします。

○総務課長（池田俊博君）

この事業は、奄美群島防災関連施設整備事業ということで、奄振の事業で国の補助金が6割、あと残りのほうは防災緊急関連の起債を借り入れております。

○14番（美島盛秀君）

その内訳額というのは。

○総務課長（池田俊博君）

6割ですので、金額を持ってないんですけど、6,000万のうちですから3,600万ほどが国庫の補助、あと残り4割で……

○14番（美島盛秀君）

6対4という割合ね。

○総務課長（池田俊博君）

6対4の割合です。

○14番（美島盛秀君）

はい、わかりました。

○議長（琉理人君）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（美島盛秀君）

奄振事業ということでありまして、あと6割が奄振事業、4割は起債ということですけども、こういう大事な事業でありますけれども、こういう事業進めていく中で、どうも納得いかないような今後の事業執行においてありますので、そういう疑念を持たれないような事業計画を進めていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（琉理人君）

他に質疑ございませんか。

○2番（岡林剛也君）

この工事の内容ですけれども、これは各家庭に工事する人が来て、何かされるんですか。

○総務課長（池田俊博君）

昨年度もその先付け、前付けという形で、東面縄地区あたりで23戸ほど取り付け工事をしたんですが、戸別受信機を各家庭に取り付けると、それとプラスしてアンテナのほうも取り付け、受診をちゃんとできるようにするという事業でございます。

今年度は、喜念から上面縄東地区で、全体で724戸の戸別受信機を取り付ける計画でございます。

○2番（岡林剛也君）

ということは、個人の宅に家の中に入ってする工事ということですね。

○総務課長（池田俊博君）

はい。

○2番（岡林剛也君）

はい、わかりました。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号、平成29年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約を採決します。

お諮りします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号、平成29年度防災関連施設整備事業防災行政無線デジタル化工事請負契約については可決されました。

△ 日程第1 認定第1号 平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第2 認定第2号 平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第3 認定第3号 平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第4 認定第4号 平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第5 認定第5号 平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳

出決算

△ 日程第 6 認定第 6 号 平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算

△ 日程第 7 認定第 7 号 平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（琉 理人君）

日程第 1 認定第 1 号、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第 2 認定第 2 号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第 3 認定第 3 号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第 4 認定第 4 号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第 5 認定第 5 号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第 6 認定第 6 号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、日程第 7 認定第 7 号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の 7 件を一括して議題とします。

本件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（福留達也君）

平成28年度伊仙町一般会計他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長報告をいたします。去る、平成29年 9 月12日に当特別委員会に付託されました平成28年度伊仙町一般会計他 6 特別会計歳入歳出決算は、9 月14日から 9 月19日までの 6 日間、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で審査いたしました。

審査の概要といたしましては、9 月14日に大久保町長を初め、担当課長及び職員出席のもと、現地調査を実施いたしました。9 月15日と 9 月19日の 2 日間は町長初め執行部の皆さんが説明員として出席し、平成28年度各会計決算書、主要施策の成果説明書並びに監査意見書、施政方針を参考にし、予算の執行状況や経済効果、行政運営効果を町民にかかわって評価するという目的に沿って、慎重に審査を行いました。

まず、9 月14日に行われた現地調査について報告いたします。

1 件目に成果説明書56ページ、決算書45ページ、款 5 項 1 目20の農業支援センター改修事業費で改修されました、農業支援センターの現状について担当者より施設概要についての説明を受けました。

議会からは、会議室や農機具等備品の利用規則を整備し、効果的な利活用ができるようにすること、またあわせて簡易宿泊施設を整備し、島外からの研修生の受け入れができるようにすること、センター内には書庫がありますので、公民館図書室や町民からの寄贈を受け、農業専門書を充実させること、早期に職員を確保し、実践的、効果的な研修計画を策定すること、町民の利便性を図るために、休日も利用できるようにすること、所長に関しては天城町の研修センター所長に兼務の打診をしたり、徳之島高校や農業試験場等関係機関との連携を図り、農業支援の機能強化等を要望いたします。

次に、2 件目の成果説明書59ページ、決算書52ページ、款 7 項 4 目 2 公営住宅建設事業費にある東伊仙東団地に関して、担当者より説明を受けました。

概要としては、木造平屋建て1棟3戸、26坪、3DKで、10月着工予定で進めているとのことであります。

議会としては、建設予定地南側の隣接地も購入し、将来的に住宅の増設ができるようにすること、また侵入道路については、使用に関する協議書を交わしたとのことでありますが、地権者との契約書を交わし、トラブル等がないようにすること、隣接する牛舎横の水たまりになっている土地も購入し、排水工事等を行い、衛生環境を改善し、居住者からの苦情等が出ないように要望いたします。

次に、3件目の成果説明書65ページ、決算書125ページ、款1項2目4東部地区簡易水道増補改良事業費の東部浄水場について、担当者より施設概要説明を受けました。

昭和36年に建設された喜念浄水場が以前の台風により導水管が破損し、給水できない状況になり、さらに面縄浄水場も施設の老朽化と頻発する豪雨の影響で原水の濁りがあることから、平成27年度より全面的な改修工事を実施し、東部ダム下流に急速濾過施設と300tの貯水槽を整備し、主な浄水場までの送水管を布設し、今年12月をめどに給水開始する予定とのことで、この施設の完成により、水質の改善と給水能力の向上が期待できるものであります。

議会としては、水道水は町民にとって、とりわけ大切なものでありますので、今後とも計画的な改修を行い、水質の向上及び水の安定供給に努めていただくよう要望いたします。

次に、4件目の決算書37ページ、款4項1目3清掃費、徳之島愛ランドクリーンセンターについてであります。

担当者の現状説明によりますと、8月17日に故障し、10日間ごみ処理を停止、修繕後8月28日に再開したところ、今度はコンベアが故障し、ごみ処理を停止したとのことであります。その後、9月14日に修理を行い、順調にごみの処理を行っているとのことであります。たまったごみの処理については、今後約1カ月程度かかるものと思われ、夜間は午後7時まで稼働させ、休日も稼働し、早期に処理を行うとのことであります。

故障の原因としては、稼働以来15年経過し、施設も老朽化しており、通常の点検・保守も実施していますが、機械内部など目の届かない部分もあり、対応に苦慮しているとのことであります。クリーンセンター側からの要望としては、町民にもごみの分別の徹底をお願いしたいということでありました。

伊仙町議会といたしましては、クリーンセンターが今後も目手久地区において稼働していくのか否か、あるいは設立当初の約束どおり他町に移転するならば、その移転計画の早急なる実現を町執行部を通じて広域連合議会の働きかけを要望いたします。仮に現在の目手久地区での継続稼働であるならば、施設更新に伴う基金等の積み立てもあわせて要望いたします。

続いて、9月15日から19日にかけて実施された各会計の決算審議内容についてご報告いたします。

平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算について、補足説明を終えて質疑応答を行いました。

平成28年度一般会計歳入総額は58億1,281万8,855円、歳出総額は56億9,780万8,058円であり、歳

入歳出差引額については1億1,501万797円となっており、2,419万8,000円を翌年度へ繰り越し、実質収支額が9,081万2,000円の黒字となり、地方自治法第233条2の規定により5,000万円を財政調整基金積立金へ繰り入れしておりました。

次に、6会計の歳入についてであります。自主財源が10.6%と低く、財政の硬直化が生じており、地方債残高は80億円、収入未済額が1億5,000万円余りとなっております。今後は、所得申告の強化による公平な課税を図り、町税、使用料、分担金、手数料等の徴収率を向上させ、今後増大する老朽化施設の改修、償還金、住民サービスの維持などの財源を確保するためにも全庁的な徴収体制と計画的な徴収対策が喫緊の課題であります。

また、不納欠損に関しては約441万円となっておりますが、滞納者管理の徹底を図り、安易な不納欠損はせずに、厳しく法的処分も実施するよう要望しておきます。併せて、百菜への貸付金と電気料金の回収について。約2年間も返済できない状態が続いておりますので、早期に分納納付等の協議をするよう、要望しておきます。

続きまして、歳出についてであります。奄美群島広域事業につきましても、多くの効果が奄美大島本島のみにとどまっておりますが、徳之島を含む4島にも効果が波及できるよう体制構築を要望いたします。

地方創生加速化交付金事業につきましても、事業で行った各種調査の結果を早期に事業に結びつけ、事業効果が発揮できるよう要望いたします。

学習支援プロジェクトにつきましても、効果が出てきておりますので、内容のさらなる充実を図り、子供たちの学力向上に結びつけていけるよう要望いたします。

保育所につきましても、へき地保育所制度が平成31年度に廃止されることから、対応が遅れることがないように準備すること、また共働きの子育て世代のために延長保育など、充実した保育環境整備を要望いたします。

次に、環境衛生についてであります。世界自然遺産登録に向けてネコ対策について、住民への周知と観光客増加対策について、観光連盟等による受け入れ態勢の構築、ガイドの要請や規約消すをつくり、トラブルの無いよう指導する事。合併浄化槽の補助率の上乗せを行い、普及を図る事を要望いたします。

農地流動化事業につきましても、農業委員会と経済課の連携を強化し、人・農地プラン、農地中間管理事業の推進を図り、担い手農家への農地集積を図ることを要望いたします。

農業政策については、基幹産業でもありますので、天候や価格に左右されず、農業生産額50億円以上を維持するため、さらなる各種助成事業を実施し、農家所得向上と糖業、畜産の振興を図ること、生活改善グループによる地産地消を推進するとともに、黒糖工場や加工センターを活用した特産品開発や6次産業化を推進すること、鳥獣被害の軽減を図るために、猟友会の高齢化対策を推進すること、青年就農給付金受給者のサポート体制を充実させ、育成を推進すること等を要望いたします。

農業基盤整備事業につきましては、天候に左右されない農業を行うために重要な畑かん事業を推進すること、農地農道水路の維持管理を行うため、多面的支払い交付金による組織の育成強化を図り、高齢化に対応できる維持体制管理を図ること、公共事業のスムーズな実施に必要な地籍調査の面積拡大を図り、早期の調査完了を推進することを要望しておきます。

教育行政につきましては、老朽化した学校施設、教員住宅の改修が急務であります。児童生徒の学力向上を図るためにも、教育環境の整備は不可欠でありますので、先延ばしせず、早期の改修を要望いたします。

社会教育につきましては、企業版ふるさと納税等を活用した図書館を含めた生涯学習の拠点づくりを推進し、方言や伝統文化の伝承教育、スポーツ活動を推進し、町民の健康増進につなげるよう要望いたします。

次に、国保介護後期高齢者医療事業についてであります。各事業とも厳しい財政内容ですが、各種の予防事業や集落でのサロン活動を推進し、病気の重症化を予防するなど、町民の健康増進とともに、保険料負担の改正と徴収率の向上を図り、一般会計からの繰入額の縮減を要望いたします。

次に、ほーらい館につきましては、施設を長く利用できるよう日常的な維持管理、職員の待遇改善と参加したくなる健康教室の充実を行い、会員の増加を図ることを要望いたします。

水道事業につきましては、平成32年度の事業統合に向けての準備と老朽施設の改修を進め、断水の低減と安全な飲料水の供給と徴収率向上に努力されますよう要望いたします。

以上、決算監査意見書指摘事項の改善を図ることと、当特別委員会の意見書を付して、平成28年度一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算について、本特別委員会では採決の結果、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

平成29年9月22日。決算審査特別委員長、福留達也。

○議長（琉 理人君）

これで委員長報告を終わります。

認定第1号、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第1号、平成28年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第2号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第2号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成28年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

これから、認定第3号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第3号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第3号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成28年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

これから、認定第4号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第4号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第4号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成28年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

これから、認定第5号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第5号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第5号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成28年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

これから、認定第6号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第6号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第6号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成28年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

これから、認定第7号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。認定第7号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。認定第7号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成28年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

△ 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第8 議会運営委員会から、閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに

決定いたしました。

△ 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第9 常任委員会からの閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、経済建設常任委員長、生活環境常任委員長から、伊仙町会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回伊仙町定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 2時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 牧 徳 久

伊仙町議会議員 上 木 千恵造